

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画(案)

2011年8月

(2022年 月 改定)

愛 知 県

改定内容

・ 前回計画からの更新：赤字、改定素案からの更新：青字

愛知県海岸漂着物対策推進地域計画 目次

第1章	計画策定の背景及び目的	1
第2章	愛知県における海岸漂着物等の現状と課題	2
1	一体的漂着ゴミ対策調査結果	2
2	関係市町村へのアンケート調査結果	4
3	現地調査結果	10
4	沿岸海域におけるマイクロプラスチックの調査結果	31
第3章	愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針	33
第4章	海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容	34
1	海岸漂着物対策を重点的に推進する区域	34
(1)	重点区域の設定方法	34
(2)	重点区域の範囲	35
(3)	重点区域の設定基準	35
(4)	重点区域の設定	36
2	海岸漂着物対策の内容	87
(1)	重点区域における主な施策	87
(2)	海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策	88
第5章	関係者の役割分担と相互協力に関する事項	91
1	関係者の役割分担	91
2	相互協力体制の確立	94
第6章	対策の実施に当たり配慮すべき事項及びその他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項	95

第1章 計画策定の背景及び目的

愛知県は、伊勢湾から三河湾、遠州灘に至る約600kmの長い海岸線を有し、この中には国定公園に指定されるなど、良好な景観や環境の保全を行なうべき海岸が多くある。

海岸は陸と海が接し、多種多様な生物が相互に関係しながら生息・生育する貴重な場となっている。また、海水浴場等のようにレジャーやスポーツなどのレクリエーション活動や環境学習の場となっている。さらに、漁港・漁業、祭事、観光・保養地として利用されるなど経済活動にも重要な役割を果たしている。

このように海岸は、県民にとって、身近で重要な存在であり、生活・環境と経済活動を支えるかけがえのない共有財産である。

国においては、近年、日本海側の海岸を中心に大量の漂着物等に関する被害報告がなされ、海岸漂着物対策を総合的かつ、効果的に推進することを目的に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）を2009年7月に制定（2018年に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」に改正）し、同法第13条に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を2010年3月に策定した。

本県は、海岸漂着物処理推進法第14条に基づき、海岸漂着物対策推進のための地域計画である「愛知県海岸漂着物対策推進地域計画」（以下「地域計画」という。）を2011年8月に策定（2015年12月に改定）したが、その後、2018年6月の海岸漂着物処理推進法の改正や2019年5月の国の基本方針の変更、海洋プラスチックごみ問題に対する取組強化の必要性、また市町村からの重点区域について追加の設定要望があったこと等から、地域計画を改定し、地域の実情と特性を踏まえ、海岸漂着物対策を推進することにより、海岸における良好な景観、多様な生態系、公衆の衛生など海岸環境の保全を図っていくものである。

改定内容

・本文を修正

第2章 愛知県における海岸漂着物等の現状と課題

本県における海岸漂着物等の現状は、「海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査報告書」（2007年3月 国土交通省他）（以下「H18一体的漂着ゴミ対策調査」という。）、「関係市町村へのアンケート調査（2021年9月 愛知県）」、「現地調査（2010年度、2014年度、2021年度 愛知県）」及び「沿岸海域におけるマイクロプラスチックの調査」（2015年度、2018年度、2020年度 環境省）を基に整理した。

1 一体的漂着ゴミ対策調査結果

本調査では、「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」（2004年、国土交通省東北地方整備局、JEAN/クリーンアップ事務局及び特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが共同開発）を用いて、愛知県内132地点で調査が実施された。調査結果は、汀線幅10m当たりの海岸漂着ごみ量（かさ容量）を20Lごみ袋に換算してランク0（0袋）からランク10（128袋）までの12ランクで評価されている（表2-1参照）。なお、この調査では、流木や海藻等の自然由来の海岸漂着物は対象外としている。

調査結果の整理に当たっては、「水辺の散乱ゴミの指標評価手法（海岸版）」においてごみが非常に多いとされるランク6以上を赤着色、20Lごみ袋1袋/10mに相当するランク3以上5以下を青着色として、県内の海岸漂着物の状況を取りまとめた結果は、図2-1のとおりである。

表2-1 ごみ量ランクと漂着量との関係

ランク	ゴミ袋の数量	回収した際のゴミのかさ容量の表現として	かさ容量(リットル)
0	0	(自然物を除いて)まったくゴミがない	0
T	約1/8	500mlのペットボトルならば3-4本分程度	2.5
1	約1/4	2Lのペットボトルならば2本分程度	5
2	約1/2	2Lのペットボトルならば4本分程度 200-350mlの飲料缶ならば15本分程度	10
3	約1	2Lのペットボトルならば8本分程度 200-350mlの飲料缶ならば30本分程度 ポリタンクならば1本分程度	20
4	約2	2Lのペットボトルならば16本分程度 ポリタンクならば2本分程度	40
5	約4	2Lのペットボトルならば32本分程度 みかん箱ならば3個分程度	80
6	約8	ドラム缶ならば1本未満	160
7	約16	ドラム缶ならば1.5本未満	320
8	約32	ドラム缶ならば3本未満	640
9	約64	1立方メートル程度	1,280
10	約128	軽トラックで1台分	2,560

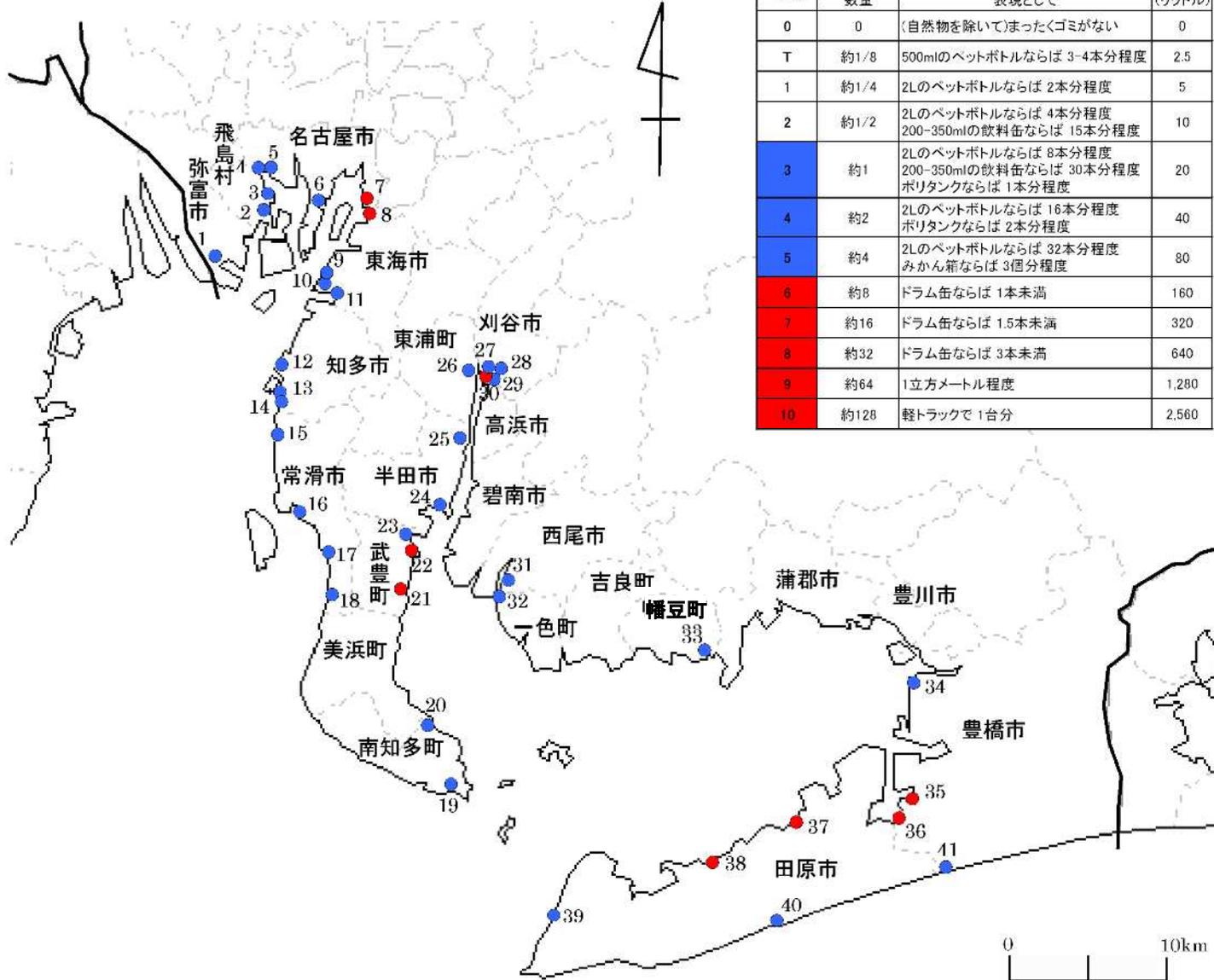
出典：水辺の散乱ゴミの指標評価手法（国土交通省東北地方整備局、JEAN/クリーンアップ事務局及び特定非営利活動法人パートナーシップオフィスが2004年に共同開発）を基に作成

改定内容

- ・ 本文を修正、青字を追加。

《凡例》

ランク	ゴミ袋の数量	回収した際のゴミのかさ容量の表現として	かさ容量 (リットル)
0	0	(自然物を除いて)まったくゴミがない	0
T	約1/8	500mlのペットボトルならば 3-4本分程度	2.5
1	約1/4	2Lのペットボトルならば 2本分程度	5
2	約1/2	2Lのペットボトルならば 4本分程度 200-350mlの飲料缶ならば 15本分程度	10
3	約1	2Lのペットボトルならば 8本分程度 200-350mlの飲料缶ならば 30本分程度 ポリタンクならば 1本分程度	20
4	約2	2Lのペットボトルならば 16本分程度 ポリタンクならば 2本分程度	40
5	約4	2Lのペットボトルならば 32本分程度 みかん箱ならば 3個分程度	80
6	約8	ドラム缶ならば 1本未滿	160
7	約16	ドラム缶ならば 1.5本未滿	320
8	約32	ドラム缶ならば 3本未滿	640
9	約64	1立方メートル程度	1,280
10	約128	軽トラックで 1台分	2,560



地点番号	市町村	海岸名	ランク
1	弥富市	弥富市鍋田地区(23弥富市3)	5
2		名古屋港海岸飛島地区(23飛島村3)	4
3	飛島村	名古屋港海岸飛島地区(23飛島村1)	5
4		日光川河口(23飛島村2)	4
5		南陽海岸	5
6	名古屋市	名古屋港汐止ふ頭地区(23名古屋市3)	5
7		名古屋港松見ふ頭地区(23名古屋市5)	7
8		東海市東海北地区(23東海市4)	6
9		東海市元浜地区(23東海市3)	5
10	東海市	東海市元浜地区(23東海市2)	4
11		東海市元浜地区(23東海市1)	3
12		知多市北浜地区(23知多市5)	5
13	知多市	知多海岸新舞子地区	4
14		知多市新舞子地区(23知多市3)	3
15		見崎漁港海岸	3
16	常滑市	常滑港海岸	5
17		羽屋漁港海岸	5
18		常滑海岸坂井地区	4
19	南知多町	南知多海岸豊浜研崎地区	5
20		豊丘漁港海岸	4
21		衣浦港海岸富貴武豊地区海岸	6
22	武豊町	衣浦港海岸富貴武豊地区海岸	6
23		衣浦港海岸富貴武豊地区海岸	3
24	半田市	衣浦港海岸半田地区海岸	3
25		衣浦港海岸洲の崎東浦地区海岸	4
26	東浦町	東浦海岸石浜地区	3
27		衣浦港海岸衣崎地区海岸	4
28	刈谷市	衣浦港海岸大津崎地区海岸	3
29		衣浦港海岸大津崎地区海岸	3
30		衣浦港海岸衣崎地区海岸	6
31	西尾市	中根海岸	3
32	一色町	大同海岸	3
33	幡豆町	東幡豆海岸	3
34		豊橋海岸吉前・神野新田地区	5
35	豊橋市	豊橋海岸杉山地区	7
36		豊橋海岸杉山地区	6
37		田原海岸仁崎・白谷地区	6
38	田原市	渥美海岸宇津江・江比間地区	6
39		渥美海岸伊良湖地区	5
40		赤羽根漁港海岸赤羽根地区	4
41	豊橋市	田原・豊橋海岸大草・東赤沢地区	3

注) 2006年4月現在の市町村名で記載した。

図2-1 県内の海岸漂着物の状況 (H18一体的漂着ゴミ対策調査でゴミ量ランク3以上の海岸)

改定内容 ・「注)」を修正

2 関係市町村へのアンケート調査結果

(1) 海岸漂着物の状況

本調査の結果によると、「過去5年間（2016～2020年度）にごみが大量に漂着して特に問題となった箇所がある」と回答があったのは10市町の19海岸であり、それらの海岸漂着物の状況等は、図2-2及び表2-2のとおりである。

19海岸のうち12海岸においては、ごみ量ランクが6以上と海岸漂着物が非常に多い状態となっている。

海岸漂着物の種類に関しては、最も多くを占めたごみの種類が、19海岸のうち10海岸で流木、2海岸で海藻であり自然物が多いが、3海岸でペットボトル、2海岸でプラスチック類（ペットボトル以外）、同じく2海岸で漁具類であり、自然物以外にもペットボトル等の日常生活に伴い発生する海岸漂着物が多いことが分かる。

漂着時期に関しては、夏季から冬季にかけての時期に問題となったとの回答が多くみられた。

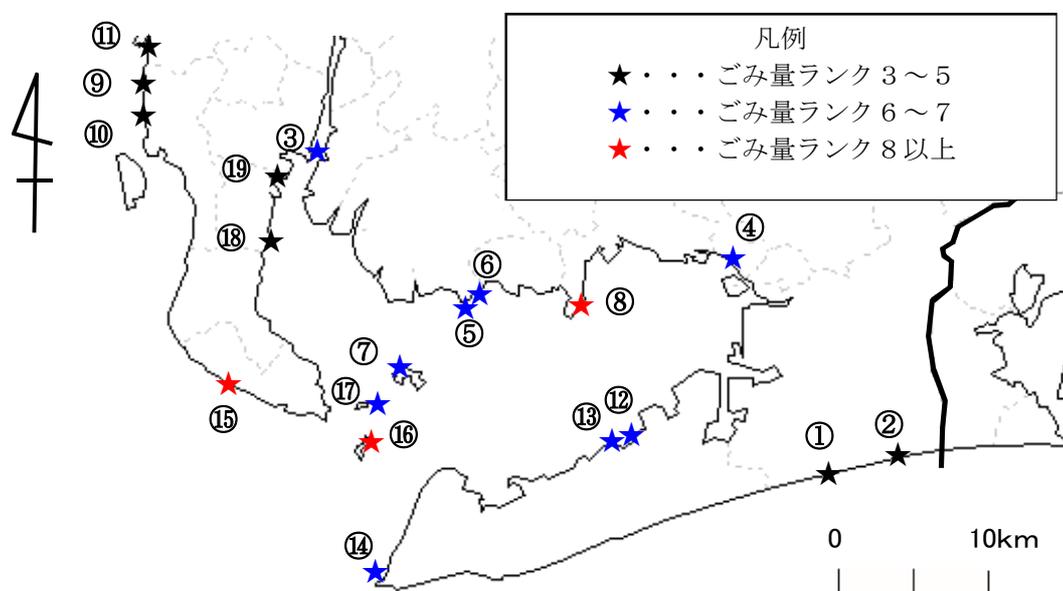


図2-2 ごみが大量に漂着し問題となった海岸
注) 図中の番号は、表2-2の番号と一致する。

改定内容

- ・ 本文を修正
- ・ 図2-2を更新

表 2-2 各海岸の漂着状況 (2016~2020 年度)

No.	市町村名	海岸名	漂着時期	ごみ量 ランク※	ごみの種類	最も多い ごみ	対応及び現在の状況
①	豊橋市	高豊漁港海岸	5月~9月	3~5	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、5. ビン・缶類、6. 漁具類、7. 流木	漁具類	海岸清掃を行ったが、その後の状況を把握していない。
②		二川漁港海岸	5月~9月	3~5	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、5. ビン・缶類、6. 漁具類、7. 流木	漁具類	海岸清掃を行ったが、その後の状況を把握していない。
③	半田市	衣浦港	7月	6~7	1. ペットボトル、2. ポリ容器、7. 流木	流木	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。
④	豊川市	御馬漁港海岸	7月から10月の暴風雨時	6~7	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、5. ビン・缶類、7. 流木	ペットボトル	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。
⑤	西尾市	恵比寿海岸	6月~10月	6~7	1. ペットボトル、5. ビン・缶類、7. 流木、8. 海藻	海藻	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着ゴミは少ない状態となっている。
⑥		宮崎海岸	6月~10月	6~7	1. ペットボトル、5. ビン・缶類、7. 流木、8. 海藻	海藻	海岸清掃を行ったことにより、現在の漂着ゴミは少ない状態となっている。
⑦		白浜海岸	不定期	6~7	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、5. ビン・缶類、6. 漁具類、7. 流木、8. 海藻	ペットボトル	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。
⑧	蒲郡市	西浦バームビーチ西側~スバ西浦モーターパーク東側	春~秋	8以上	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、7. 流木、8. 海藻	流木	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。
⑨	常滑市	大野漁港海岸	8月から12月	3~5	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、5. ビン・缶類、6. 漁具類、7. 流木、9. ライター	流木	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。
⑩		鬼崎漁港海岸	8月から12月	3~5	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、5. ビン・缶類、6. 漁具類、7. 流木、9. ライター	流木	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。
⑪	知多市	新舞子海岸	不明	3~5	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、5. ビン・缶類、6. 漁具類、7. 流木、8. 海藻、9. ライター	ペットボトル	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。
⑫	田原市	白谷海岸	年間を通して漂着	6~7	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、5. ビン・缶類、6. 漁具類、7. 流木、8. 海藻、9. ライター	流木	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。
⑬		仁崎海岸	年間を通して漂着	6~7	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、5. ビン・缶類、6. 漁具類、7. 流木、8. 海藻、9. ライター	流木	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。
⑭		伊良湖海岸	年間を通して漂着	6~7	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、5. ビン・缶類、6. 漁具類、7. 流木、8. 海藻、9. ライター	流木	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。
⑮	南知多町	内海・山海海岸	毎年8月から1月	8以上	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、5. ビン・缶類、6. 漁具類、7. 流木、8. 海藻、10. その他(葦類(上流地域の河川に繁茂していたもの))	流木	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。
⑯		篠島海岸	毎年8月から1月	8以上	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、5. ビン・缶類、6. 漁具類、7. 流木、8. 海藻、10. その他(葦類(上流地域の河川に繁茂していたもの))	流木	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。
⑰		日間賀島海岸	毎年8月から1月	6~7	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、5. ビン・缶類、6. 漁具類、7. 流木、8. 海藻、10. その他(葦類(上流地域の河川に繁茂していたもの))	流木	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。
⑱	武豊町	知多湾	不明	3~5	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、5. ビン・缶類、7. 流木、8. 海藻、9. ライター	プラスチック類(ペットボトル以外)	海岸清掃を行ったが、その後の状況を把握していない。
⑲		衣浦湾	不明	3~5	1. ペットボトル、2. ポリ容器、3. ポリ袋、4. 1から3以外のプラスチック類、5. ビン・缶類、7. 流木、8. 海藻、9. ライター	プラスチック類(ペットボトル以外)	海岸清掃を行ったが、その後の状況を把握していない。

※P2の表 2-1 参照

(2) 各海岸における清掃活動

本調査の結果によると、市町村が把握している過去5年間（2016～2020年度）の海岸清掃活動状況等は、図2-3及び表2-3のとおりである。

清掃活動は、自治体が単独で実施している他、環境省の地域環境保全対策費補助金や県の流木等処理負担金を活用して実施している。

また、自治体がボランティア等と共同しての清掃活動の実施や、アダプトプログラムにより地元住民等が実施するなど、海岸の清掃活動とともに、ボランティア活動を通じた環境美化活動の普及・啓発も図られている。

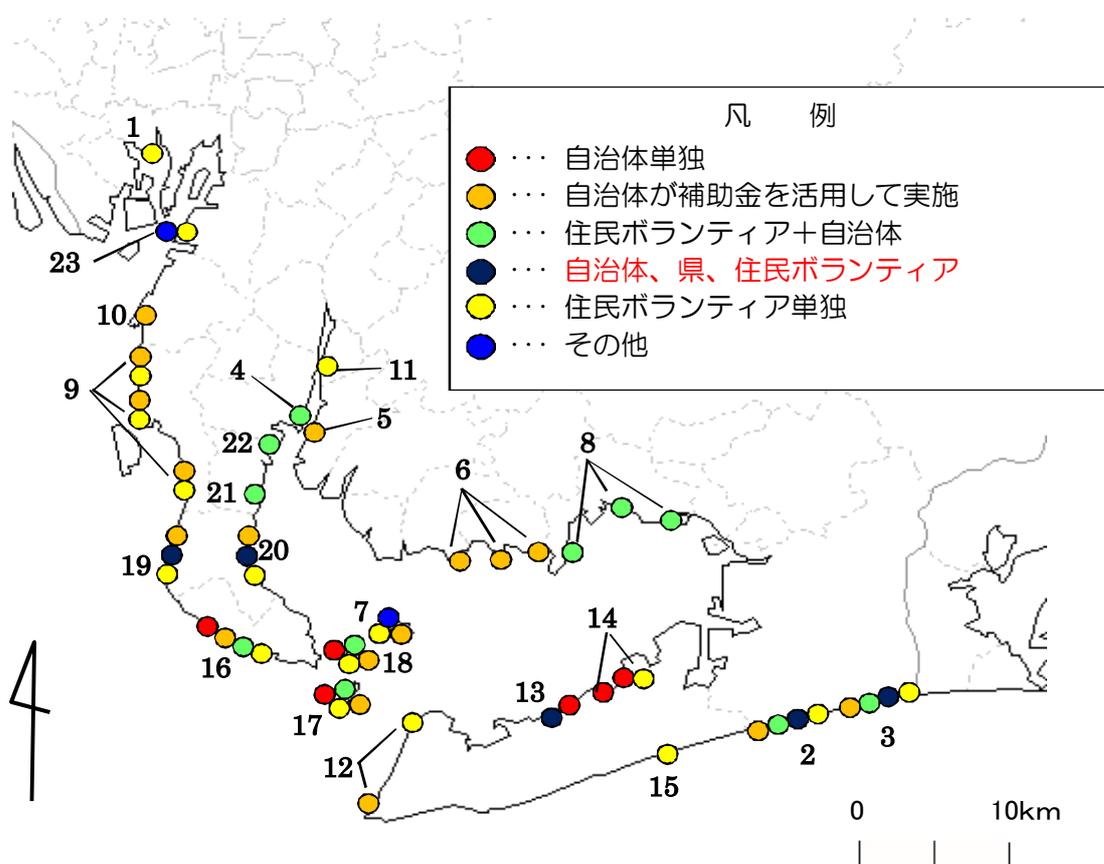


図2-3 海岸清掃活動が実施された海岸（2016～2020年度）

改定内容

- ・ 本文を修正
- ・ 図2-3を更新。2020年度からアンケート回答に追加の「自治体、県、住民ボランティア」のシンボルを凡例に追加し更新。

表 2 - 3 海岸清掃活動状況一覧表 (2016~2020 年度)

No.	市町村名	清掃海岸名	実施形態	参加者	
1	名古屋市	藤原干潟	住民ボランティア等民間団体による単独実施	市民団体、地元自治会、企業、行政など	
2	豊橋市	高豊漁港海岸	豊橋市が補助金を活用して実施	豊橋市	
			豊橋市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	高豊校区豊橋表浜海岸清掃協力会、伊古部ピーチクリーン、OMOTEHAMAおかん、豊橋市	
			豊橋市、愛知県及び住民ボランティア等民間団体との共同実施		
			住民ボランティア等民間団体による単独実施		
3	二川漁港海岸	豊橋市が補助金を活用して実施	豊橋市		
		豊橋市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	小沢校区豊橋表浜海岸清掃協力会、細谷校区豊橋表浜海岸清掃協力会、OMOTEHAMAおかん、豊橋市		
		豊橋市、愛知県及び住民ボランティア等民間団体との共同実施			
		住民ボランティア等民間団体による単独実施			
4	半田市	亀崎海浜緑地、半田中央ふ頭	半田市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	半田市、半田市民憲章実践協議会	
5	碧南市	衣浦港	碧南市が補助金を活用して実施	衣浦清港会	
6	西尾市	恵比寿海岸、宮崎海岸、寺部海岸、東幡豆海岸	西尾市が補助金を活用して実施	西尾市	
			佐久島	住民ボランティア等民間団体による単独実施	地元町内会、島を美しくつくる会
7			佐久島に体験学習で訪れる中学生等		
8	蒲郡市	海陽ヨットハーバー周辺海岸、竹島海岸、北浜海岸、春日浦海岸、西浦シーサイドロード(明柄)	蒲郡市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	住民・自治会等、市関連団体、企業、蒲郡市職員	
9	常滑市	大野漁港海岸、鬼崎漁港海岸、多屋海岸、りんくうビーチ、小鈴谷漁港海岸、坂井海岸	常滑市が補助金を活用して実施	常滑市	
			住民ボランティア等民間団体による単独実施	アダプトプログラム登録団体	
10	知多市	新舞子海岸	知多市が補助金を活用して実施	知多市	
11	高浜市	青木町地内	住民ボランティア等民間団体による単独実施	NPOボート高浜	
12	田原市	伊良湖海岸	田原市が補助金を活用して実施	田原市	
			西ノ浜海岸	住民ボランティア等民間団体による単独実施	亀の子隊
			宇津江漁港海岸	田原市による単独実施	田原市
			田原市、愛知県及び住民ボランティア等民間団体との共同実施	田原市、ボランティア等	
			仁崎海岸	田原市が補助金を活用して実施	田原市
14	白谷海岸	田原市が補助金を活用して実施	田原市		
		住民ボランティア等民間団体による単独実施	渥美半島の里海を美しくする会		
15		太平洋側海岸	住民ボランティア等民間団体による単独実施	表浜自然ふれあいフェスティバル実行委員会	
16	南知多町	内海・山海海岸	南知多町による単独実施	南知多町	
			南知多町が補助金を活用して実施	南知多町、各地域の地元区、老人会、地元小中学校、南知多町観光協会内海支部・山海支部、豊浜漁業協同組合	
			南知多町と住民ボランティア等民間団体との共同実施		
			住民ボランティア等民間団体による単独実施		
17	南知多町	篠島海岸	南知多町による単独実施	南知多町	
			南知多町が補助金を活用して実施	南知多町、地元区、老人会、地元小中学校、南知多町観光協会篠島支部、篠島漁業協同組合	
			南知多町と住民ボランティア等民間団体との共同実施		
			住民ボランティア等民間団体による単独実施		
18	南知多町	日間賀島海岸	南知多町による単独実施	南知多町	
			南知多町が補助金を活用して実施	南知多町、地元区、地元小中学校、南知多町観光協会日間賀島支部、日間賀島漁業協同組合	
			南知多町と住民ボランティア等民間団体との共同実施		
			住民ボランティア等民間団体による単独実施		
19	美浜町	西部海岸一帯	美浜町が補助金を活用して実施	美浜町	
			美浜町、愛知県及び住民ボランティア等民間団体との共同実施	野間漁業協同組合、美浜町商工会、美浜町観光協会、美浜クリーンパートナー	
			住民ボランティア等民間団体による単独実施		
20	美浜町	東部海岸一帯	美浜町が補助金を活用して実施	美浜町	
			美浜町、愛知県及び住民ボランティア等民間団体との共同実施	美浜町漁業協同組合、美浜クリーンパートナー	
			住民ボランティア等民間団体による単独実施		
21	武豊町	知多湾	武豊町と住民ボランティア等民間団体との共同実施	明るい社会づくり運動武豊、町職員、町内中学生、自治区、町内企業、消防署	
22	武豊町	衣浦湾	武豊町と住民ボランティア等民間団体との共同実施		
23	名古屋港管理組合	名古屋港	名古屋港管理組合による委託事業	清掃委託会社、関係企業など	
			関係企業によるボランティア活動として実施		

改定内容
・表2-3を更新

(3) 海岸漂着物に関する課題

本調査の結果により、市町村から提出された海岸漂着物を課題ごとに整理すると次表のとおりである。

課 題	内 容
漂着状況・ 処理費用	<ul style="list-style-type: none"> 近年、自然災害が多発している中、大雨が理由と推測される流木及びアシ・ヨシの漂着が多発している。流木は当市処理施設では処理ができないため、処理を委託業者に委託している。委託業者に委託し、海岸がきれいになった状態から数週間で、元に戻ってしまうこともある。市民の要望はすぐにきれいにしたいとのことではあるが、すぐに元に戻ってしまうこともあるので、年間を通して委託するタイミングや回数の判断が難しい。
	<ul style="list-style-type: none"> 台風や集中豪雨といった自然災害、突発的異常気象による予測できない漂着ゴミが生じる。 補助金を活用し、漂着ゴミの処理を行いたい、年度当初要望には不確定な漂着ごみの処理を見込むことができず、追加要望のタイミング以降に台風等が来てしまうと、予算の確保が難しく苦慮する。
	<ul style="list-style-type: none"> 台風、大雨などが降った際に、木々が流れ着いたり、人力で回収が困難な流木が、漂着した際に使用する重機等を借りる費用が無い、困っている。
	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、大雨、台風などで、海岸に流木などの自然ごみや降雨時における河川の出水に起因した大量の海岸漂着物が打ち上げられている。漁業、観光業への直接被害や生活環境にも影響を及ぼすため、早急な対応が必要となり、随時の処理費用も町の負担となっている。
	<ul style="list-style-type: none"> 夏の海水浴シーズンは特に海藻が多く、人力ではとても対処しきれない。重機を導入し対応を行っているが一度に回収する量が多すぎるため、処分場に持っていくまでの一時仮置きの間だけでも異臭を放ち、観光業への妨げとなっている。
	<ul style="list-style-type: none"> アンケート記載の活動は、春秋のクリーンキャンペーン月間内に、「統一実践活動」として住民・企業等の参加を募り実施しているものであり、本来は散乱ごみの収集を目的としているが、実際のところ海岸地区においては散乱ごみよりも流木のほうが多い。さらに流木は当市処理施設では処理ができないため、処理費用を海岸漂着物対策推進事業費補助金に頼りきっている。
	<ul style="list-style-type: none"> 流木類が多く、処理費が大きくなっている。
	<ul style="list-style-type: none"> 所有者不明船舶の処理費が発生している。
回収・処理の 困難性	<ul style="list-style-type: none"> 漂着ごみの回収・分別に手間がかかり、清掃活動実施者の不足等もあり、大きな労力を要している。
	<ul style="list-style-type: none"> 漂着ゴミの種類が多く分別に時間と費用がかかっている。
	<ul style="list-style-type: none"> ごみを回収する際に引き上げるためのリフトがない。
	<ul style="list-style-type: none"> 漁網、ブイ（浮き球）の漂着物が多く、回収にあたり海水を含んでいるため、かなりの重量があり、複数人（5～10人）で漁網を切断しつつ車両に積み込み、市環境施設へ搬入している現状から、漁網製造メーカー等による漁業者への注意喚起など協力が必要。
	<ul style="list-style-type: none"> 流木等大きい物はそのまま処分場に持ち込むことができず、処分前の処理が必要となり、限られた予算、時間で対応するのに苦慮している。

改定内容

・表を更新

課 題	内 容
活動の担い手 問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃活動を実施するにあたり、海岸漂着物のみならずバーベキューや花火などの残渣がみられ、海岸の環境保全のため継続的な清掃活動が必要となっている。現状は自治会の協力会を通じて実施しているが、活動者の減少や高齢化といった課題もあり、清掃活動を実施しなくてもよい状態が理想であるが、持続可能な活動となるような方策が必要と考える。 ・ 清掃業務を依頼しているシルバー人材センター及び地元町内会に新しい人がなかなか入ってこず、将来的に清掃業務が請け負えるかがわからない。徐々に民間の清掃業者へのシフトをしていくべきだが、予算もなく切替がうまくいっていない。
広域的な連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山、川、海とつながる水の流れによる海岸漂着物の処理や発生抑制に関して上流地域の関係市町村と連携した広域的な対策が必要だが、単独市町では、難しい課題である。

3 現地調査結果

(1) 現地調査の目的

海岸漂着物の現況及び発生状況を把握するため、海岸及び河川において現地調査を実施した。

海岸漂着物の現況調査は、海岸漂着物量調査（目視調査）と海岸漂着物内容調査（コードラート調査）の2種類について、発生状況調査は、河川でごみの集積が確認された区間のごみ量及び内容の調査を行った。

(2) 現地調査

ア 海岸漂着物量調査

(ア) 調査方法

調査は海岸漂着物の状況の変化を確認するため、降雨の前後で実施した。

「水辺の散乱ごみの指標評価手法（海岸版）」に定める「漂着ゴミ（かさ容量）の推測」に基づき、目視によるかさ容量の推測を行った（表2-1参照）。

なお、海岸漂着物量は、その全量と、自然系（灌木・流木等）を除いた量の2種類で調査した。

(イ) 調査地点

図2-4のとおり20地区で調査を実施した。

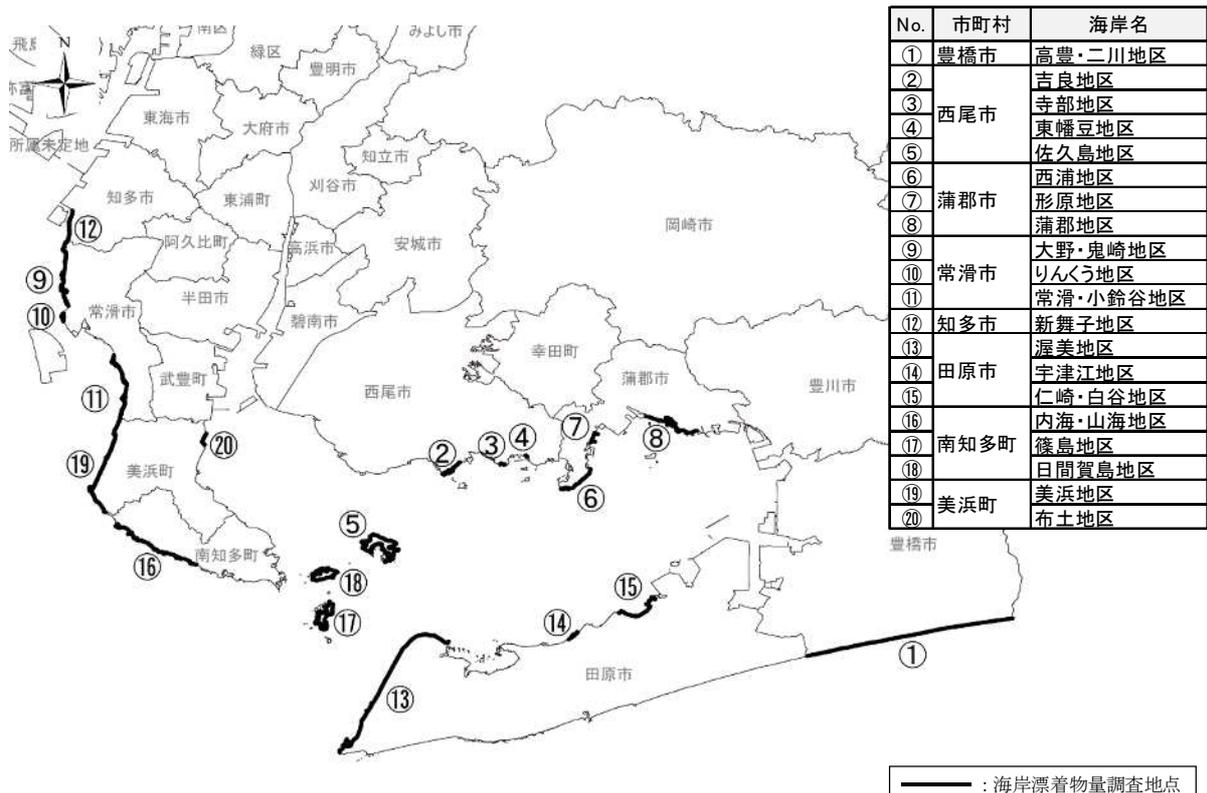


図2-4 海岸漂着物量調査地点

改定内容

- ・図2-4を更新。西浦地区を⑥で追加。以降の番号をずらして重点区域の番号順に記載。

(ウ) 調査期間

2021年9月 1～2日 (降雨前)、2021年9月 11～16日 (降雨後)

(エ) 調査実施時期の風向、降雨量及び潮位

調査実施時期の風向、降雨量及び潮位は、図2-5、図2-6、図2-7のとおりであった。

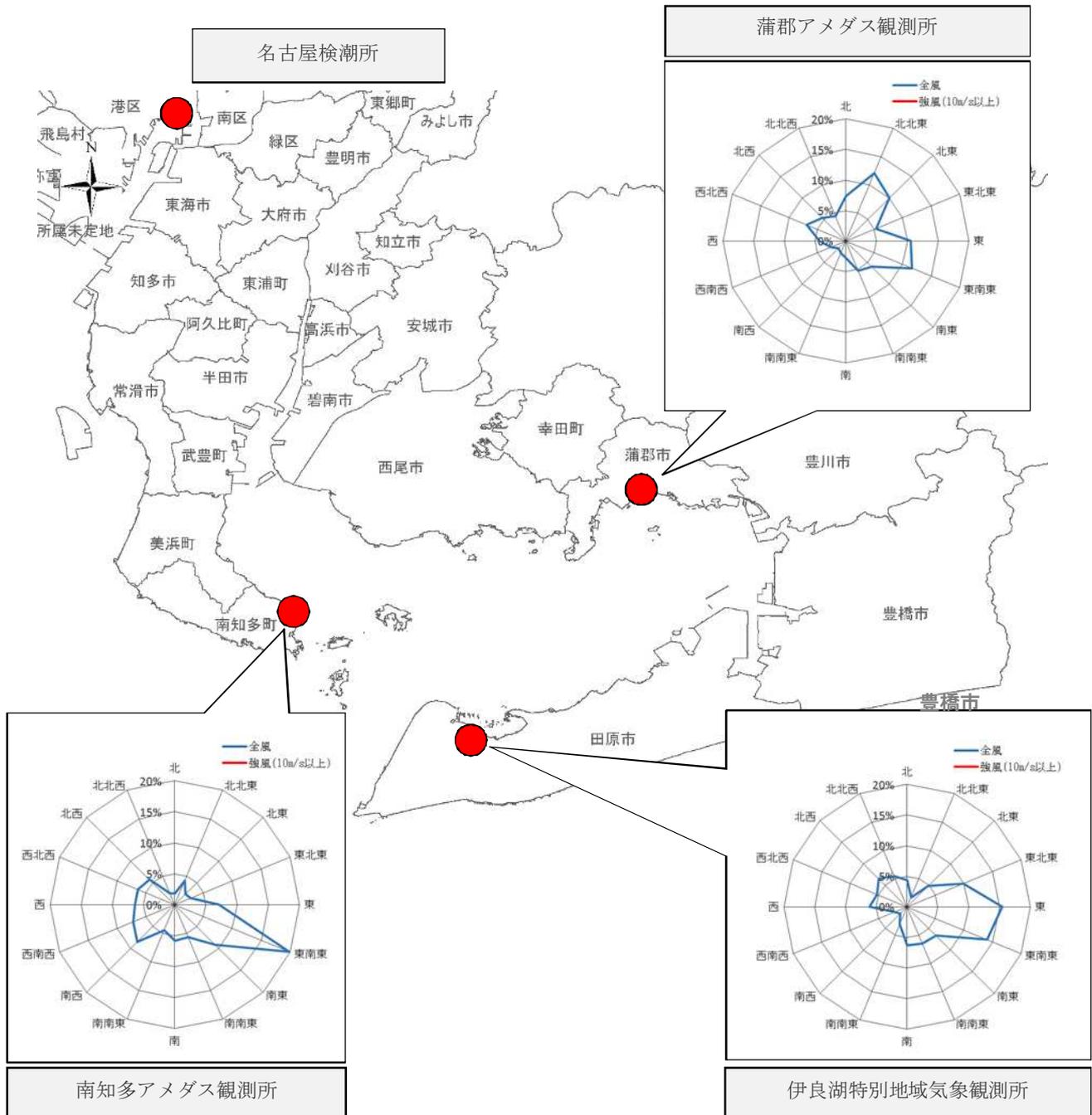


図2-5 各観測所・検潮所の位置及び風配図 (2021年9月)

出典：気象庁ホームページ (風配図は1時間毎の風向を集計)

改定内容

- ・本文 (エ) の項目変更。図2-9を更新及び図番号を変更。

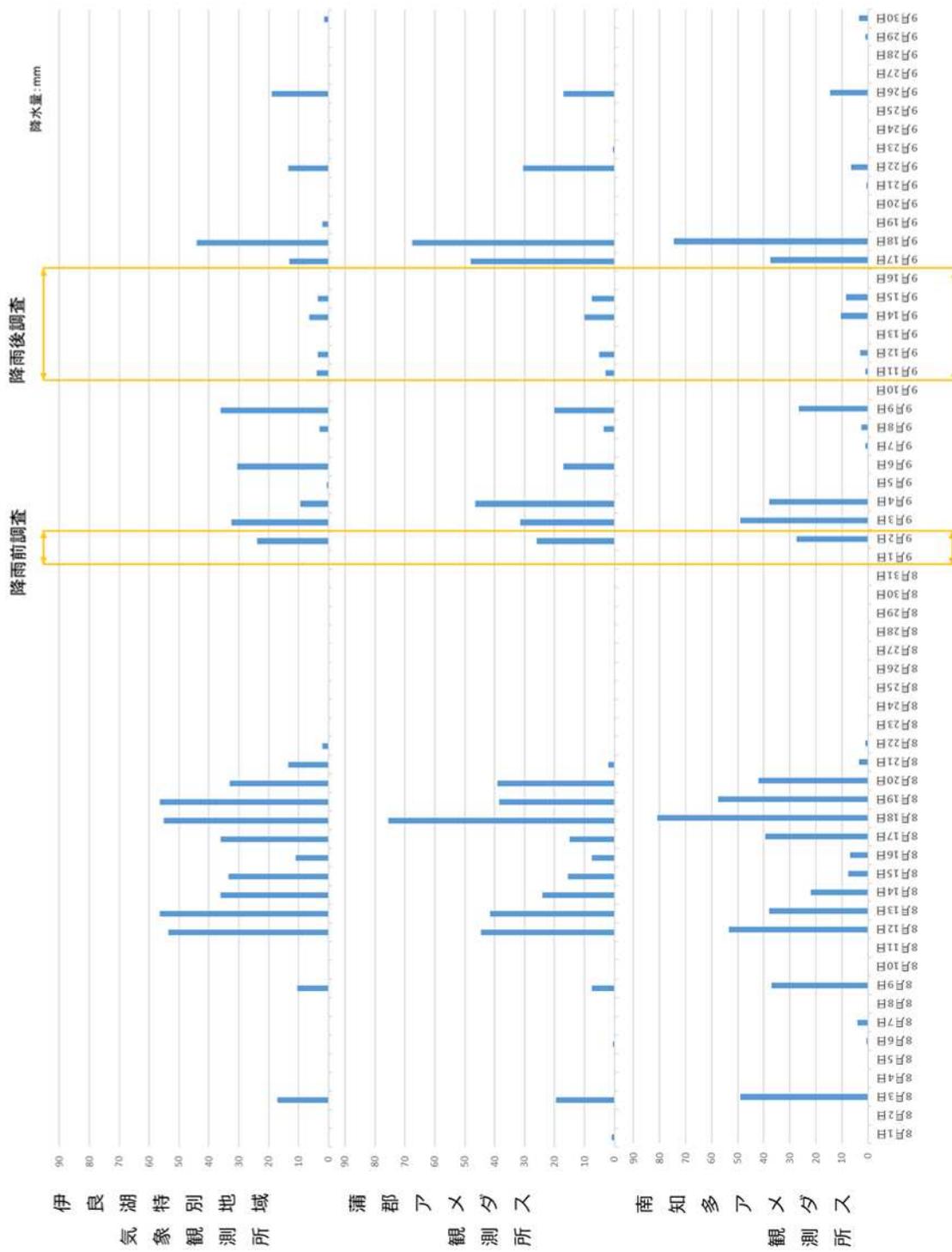


図2-6 各観測所における降水量の推移 (2021年8~9月)

出典：気象庁ホームページ

改定内容

- ・ 図2-10を更新及び図番号を変更。

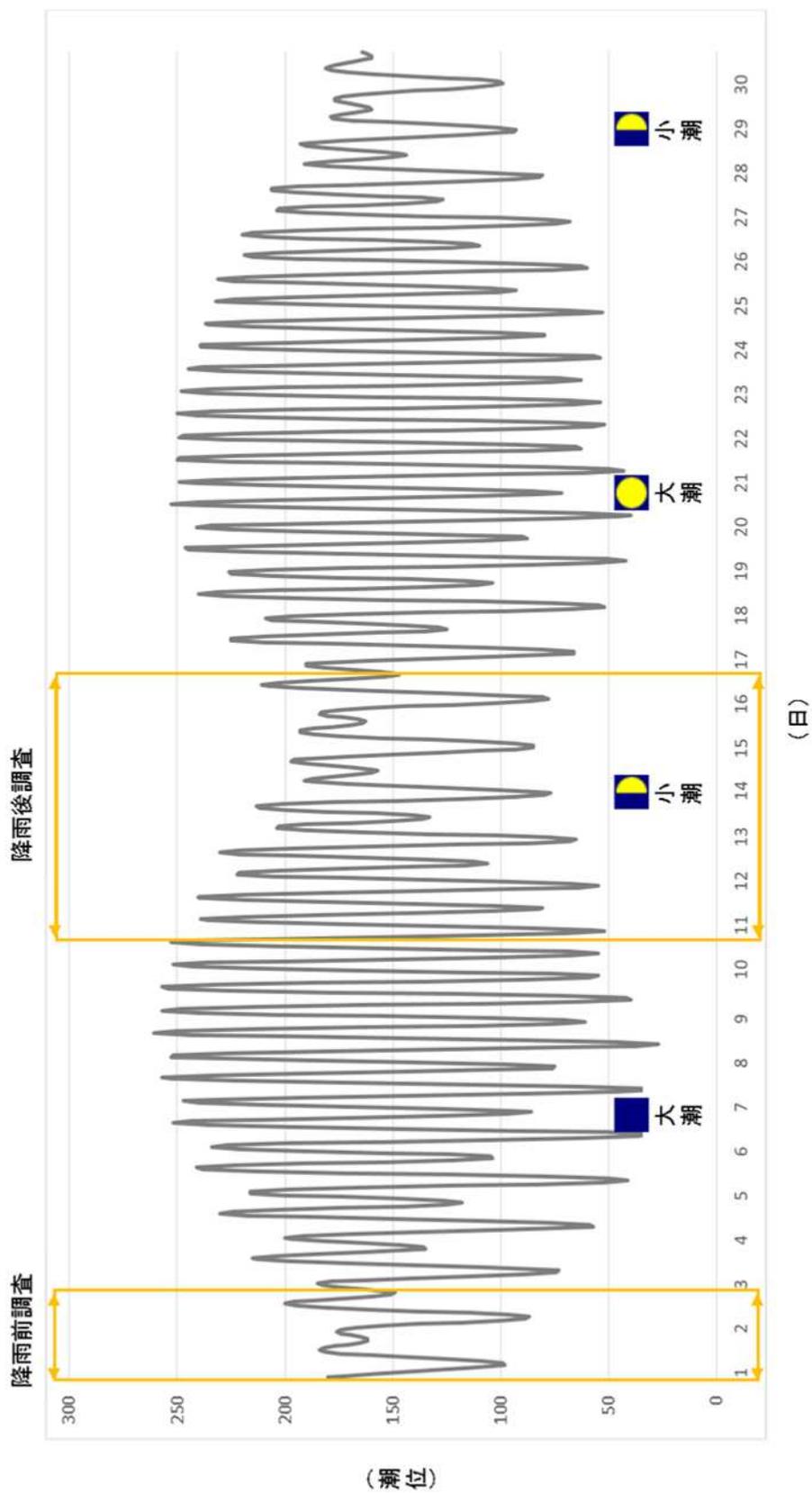


図 2-7 名古屋検潮所における潮位の推移 (2021 年 9 月)

出典：気象庁ホームページ (潮位は観測基準面上の値で表記 (観測基準面の標高：-133.9cm))

改定内容

- ・ 図2-14を更新及び図番号を変更。

(オ) 調査結果

本調査結果の海岸漂着物量は、表 2-4-1、図 2-8-1、2-9-1 のとおりであり、図 2-10、2-11 にて降雨前後の各調査結果を地図上に示した。また、調査結果の比較のため、2014 年度の調査結果を表 2-4-2、図 2-8-2、図 2-9-2 に示し、比較の結果について図 2-12、2-13 に示した。

図 2-9-1 のとおり、10m 当たりの海岸漂着物量は、美浜町、常滑市、田原市、蒲郡市、知多市及び南知多町で多かった。これは、伊勢湾側に面する海岸では、夏の間の南風の影響により海岸漂着物が集積したこと等が考えられる。

また、降雨前後の海岸漂着物量については、図 2-8-1 及び図 2-9-1 のとおりで、降雨前後で顕著に海岸漂着物量が増加した海岸はなかった。降雨後に海岸漂着物量が増加している箇所もあったが、減少している箇所もみられた。降雨に伴い海岸へごみが漂着したものと考えられるが、海岸漂着物は一定の割合で海へ再漂流するため※、降雨前後で顕著な差が見られなかったものと考えられる。また、地元住民の方々が不定期に清掃を行っている状況も想定される。

このように県内の海岸には、多くの海岸漂着物が集積していることから、海岸の環境保全等のため、また、再漂流のサイクルによる他地域への流出を防ぐため、その回収・処理の推進が求められる。

※ 国土技術政策総合研究所研究報告 No. 54 July2014、「海岸における海洋プラスチックの滞留時間の計測と海岸清掃への応用に関する研究」、国土技術政策総合研究所 片岡智哉

改定内容

・本文を修正。

表 2-4-1 海岸漂着物量調査結果 (2021年度)

No.	市町村	区域	区間延長 (m)	調査日		ごみ総量		ごみ総量 (自然物系除く)		10m当ごみ量		10m当ごみ量 (自然物系除く)		降雨前後の増減
				降雨前	降雨後	降雨前(L)	降雨後(L)	降雨前(L)	降雨後(L)	降雨前(L/10m)	降雨後(L/10m)	降雨前(L/10m)	降雨後(L/10m)	
1	豊橋市	高豊・二川地区	13,500	9月1日	9月11日	9,450	60,750	4,050	6,750	7	45	3	5	増
2	西尾市	吉良地区	1,500	9月2日	9月13日	450	750	150	300	3	5	1	2	増
3		寺部地区	300	9月2日	9月13日	30	30	15	15	1	1	0.5	0.5	変化なし
4		東幡豆地区	200	9月2日	9月13日	80	60	20	20	4	3	1	1	減
5		佐久島地区	10,500	9月1日	9月14日	105,000	126,000	21,000	31,500	100	120	20	30	増
6	蒲郡市	西浦地区	2,400	9月2日	9月13日	182,400	192,000	4,800	9,600	760	800	20	40	増
7		形原地区	800	9月2日	9月12日	21,600	22,400	1,600	1,600	270	280	20	20	増
8		蒲郡地区	5,300	9月2日	9月12日	174,900	180,200	3,180	2,650	330	340	6	5	増
9	常滑市	大野・鬼崎地区	5200	9月1日	9月16日	254,800	265,200	13,000	15,600	490	510	25	30	増
10		りんくう地区	800	9月1日	9月16日	2,400	2,800	160	400	30	35	2	5	増
11		常滑・小鈴谷地区	5,300	9月1日	9月14日	90,100	95,400	2,650	2,650	170	180	5	5	増
12	知多市	新舞子地区	2,800	9月1日	9月16日	116,200	119,000	1,400	2,800	415	425	5	10	増
13	田原市	渥美地区	13,000	9月2日	9月11日	97,500	78,000	19,500	13,000	75	60	15	10	減
14		宇津江地区	1,000	9月2日	9月12日	38,000	41,000	3,500	4,500	380	410	35	45	増
15		仁崎・白谷地区	3,300	9月2日	9月11日	79,200	89,100	9,900	14,850	240	270	30	45	増
16	南知多町	内海・山海地区	6,500	9月2日	9月15日	175,500	201,500	6,500	13,000	270	310	10	20	増
17		篠島地区	6,600	9月2日	9月15日	1,320	3,300	330	660	2	5	0.5	1	増
18		日間賀島地区	3,500	9月2日	9月15日	525	7,000	175	1,050	1.5	20	0.5	3	増
19	美浜町	美浜地区	8,530	9月2日	9月16日	162,070	187,660	2,559	4,265	190	220	3	5	増
20		布土地区	800	9月2日	9月14日	25,600	28,000	6,400	7,200	320	350	80	90	増

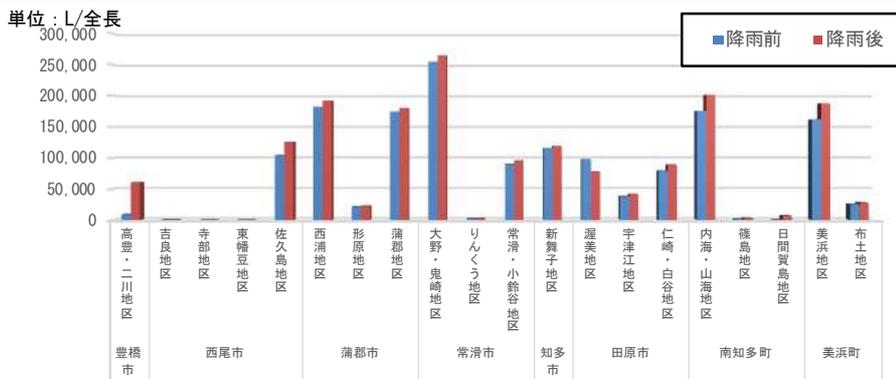


図 2-8-1 海岸漂着物量結果 (ごみ総量 (L)・自然系含む) (2021年度)

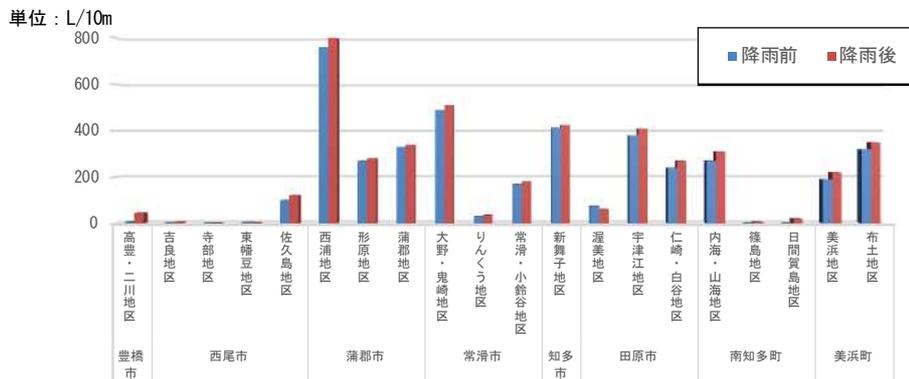


図 2-9-1 海岸漂着物量結果 (10m当たりのごみ量 (L/10m)・自然系含む) (2021年度)

改定内容

・表2-4-1、図2-5-1、図2-6-1を更新。西浦地区を⑥で追加。以降の番号をずらして重点区域の番号順に記載。

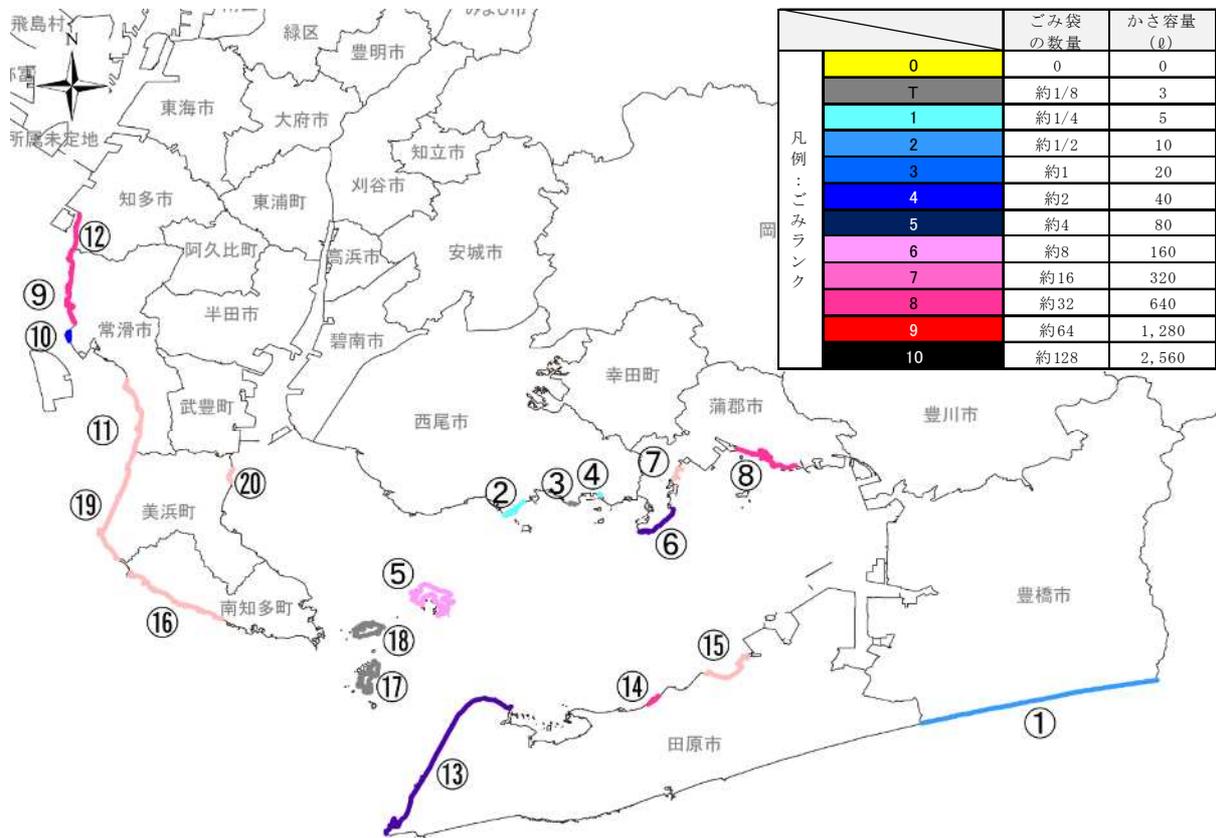


図2-10 ごみ量ランク（海岸漂着物量調査結果（2021年度）、降雨前、自然系含む）

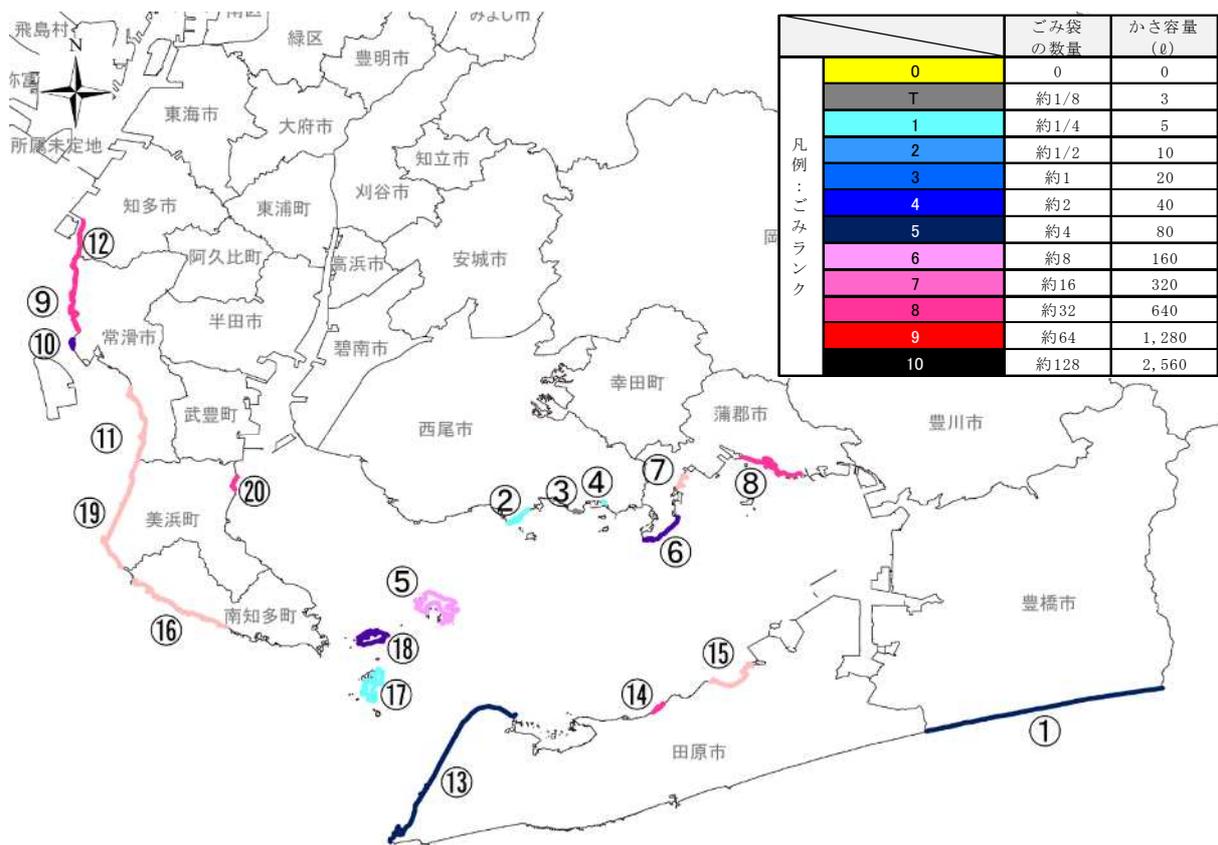


図2-11 ごみ量ランク（海岸漂着物量調査結果（2021年度）、降雨後、自然系含む）

改定内容

・図2-7、図2-8を更新及び図番号を変更。西浦地区を⑥で追加。以降の番号をずらして重点区域の番号順に記載。また、2021年度の結果（図2-9-1）の直後にページ移動。

表2-4-2 海岸漂着物量調査結果 (2014年度)

No.	市町村	区域	区間延長 (m)	調査日		ごみ総量		ごみ総量 (自然系除く)		10m当ごみ量		10m当ごみ量 (自然系除く)		降雨前後 の増減
				降雨前	降雨後	降雨前 (L)	降雨後 (L)	降雨前 (L)	降雨後 (L)	降雨前 (L/10m)	降雨後 (L/10m)	降雨前 (L/10m)	降雨後 (L/10m)	
1	豊橋市	高豊・二川地区	13,500	9月10-14日	9月27日	129,763	150,450	4,603	7,913	96	111	3	6	増
2	西尾市	吉良地区	1,500	9月11日	9月27日	820	540	160	100	5	4	1	1	減
3		寺部地区	300	9月11日	9月27日	20	40	0	2	1	1	0	0	増
4		東幡豆地区	200	9月11日	9月27日	0	20	0	5	0	1	0	0	増
5		佐久島地区	10,500	9月11日	9月27日	5,120	5,460	1,120	1,080	5	5	1	1	増
6	蒲郡市	形原地区	800	9月11日	9月27日	3,300	2,900	140	80	41	36	2	1	減
7		蒲郡地区	3,700	9月11日	9月27日	3,100	4,720	320	580	8	13	1	2	増
8	常滑市	大野地区	900	9月12日	9月29日	16,560	13,800	920	740	184	153	10	8	減
9		鬼崎・多屋地区	4,300	9月12日	9月29日	27,800	26,880	1,790	1,820	65	63	4	4	減
10		りんくう地区	1,400	9月12日	9月29日	4,480	3,280	360	240	32	23	3	2	減
11		常滑地区	1,500	9月12日	9月29日	1,840	2,760	100	340	12	18	1	2	増
12	田原市	大谷・坂井地区	3,800	9月12日	9月29日	30,080	26,200	1,920	1,870	79	69	5	5	減
13		渥美地区	12,800	9月10-14日	9月28日	68,500	63,220	5,460	3,840	54	49	4	3	減
14		仁崎・白谷地区	3,300	9月10日	9月27日	4,100	3,260	1,160	614	12	10	4	2	減
15	南知多町	内海・山海地区	6,500	9月12日	9月28日	44,510	35,220	3,120	2,680	68	54	5	4	減
16		篠島地区	6,600	9月12日	9月29日	5,360	5,100	660	440	8	8	1	1	減
17	美浜町	日間賀島地区	3,500	9月12日	9月29日	440	560	120	140	1	2	0	0	増
18		美浜地区	8,500	9月12日	9月28日	59,563	47,160	2,468	1,610	70	55	3	2	減

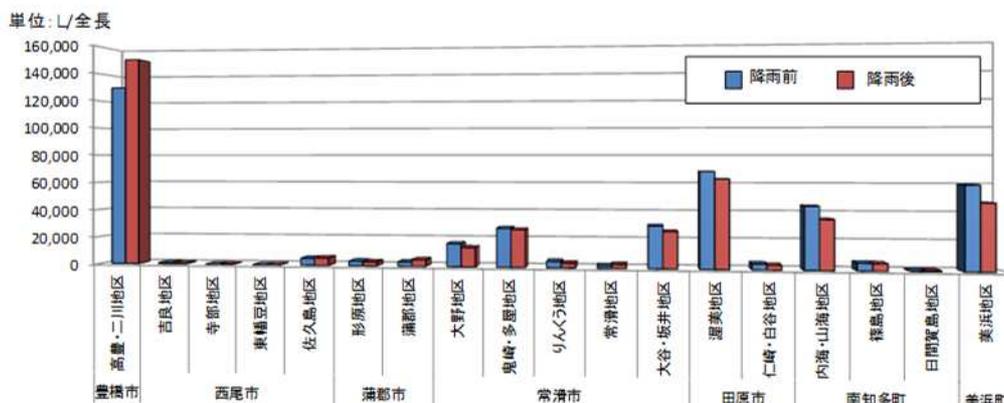


図2-8-2 海岸漂着物量結果 (ごみ総量 (L)・自然系含む) (2014年度)

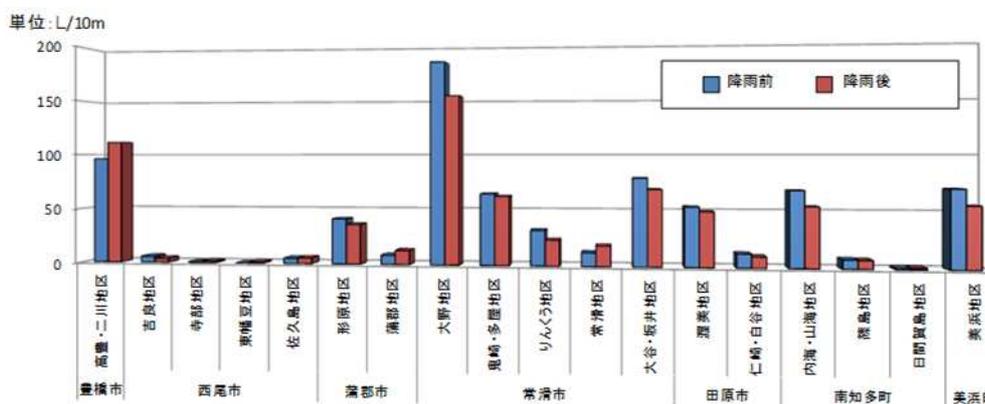


図2-9-2 海岸漂着物量結果 (10m当たりのごみ量 (L/10m)・自然系含む) (2014年度)

改定内容

・表2-4、図2-5、図2-6について、2014年度調査結果分を掲載。

(カ) 2021年度調査結果と2014年度調査結果の比較

2021年度の調査では20地区の調査を実施し、2014年度では18地区の調査を実施した。2021年度調査では、新たに4地区（蒲郡市西浦地区、知多市新舞子地区、田原市宇津江地区、美浜町布土地区）の調査を実施した。2014年度から2021年度の地区の変更は常滑市の4地区で、各2地区が統合されて、4地区から2地区に変更となった（2014年度の大野地区、鬼崎・多屋地区が大野・鬼崎地区に統合。2014年度の常滑地区、大谷・坂井地区が常滑・小鈴谷地区に統合）。このため、2021年度の新規4地区を除く16地区について、両年度の調査結果を比較した。

降雨前後のごみ量の増減（地区数）は、2014年度ではごみ量が増加した地区が6地区、減少が10地区で、2021年度では増加が13地区、減少が2地区、変化なしが1地区であった（図2-12）。

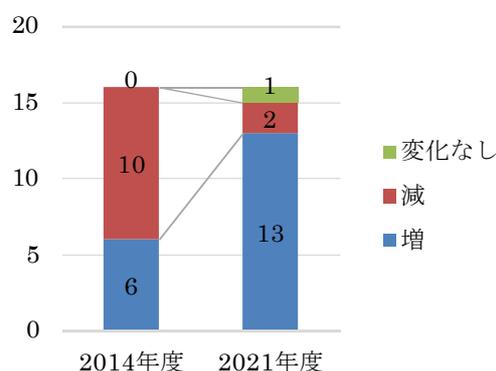


図2-12 降雨前後のごみ量の増減（地区数）

10m当たりのごみ量（L/10m）で2014年度よりも2021年度にごみ量が増加した地区数は、降雨前11地区、降雨後13地区であり、減少したのは、降雨前4地区、降雨後2地区であった（図2-13）。ごみ量が最も増加した地区は大野・鬼崎地区で、降雨前後ともに約400Lの増加がみられ、最も減少した地区は高豊・二川地区で、降雨前では約90L、降雨後では約70Lの減少が見られた。

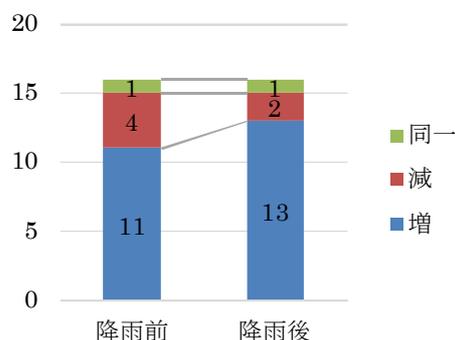


図2-13 2014年度と2021年度の10m当たりのごみ量（L/10m）の比較（増減地区数、降雨前後別）

改定内容

- ・(オ)の項目を追加。文言の修正。

自然物を除いた 10m 当たりのごみ量 (L/10m) で 2014 年度よりも 2021 年度にごみ量が増加した地区数は、降雨前 10 地区、降雨後 13 地区であり、減少したのは、降雨前 2 地区、降雨後 1 地区であった (図 2-1 4)。ごみ量が最も増加した地区は、仁崎・白谷地区で、降雨前では約 30L、降雨後では約 40L の増加が見られ、最も減少した地区は、降雨前ではりんくう地区、降雨後では高豊・二川地区であり、それぞれ約 1L の減少が見られた。

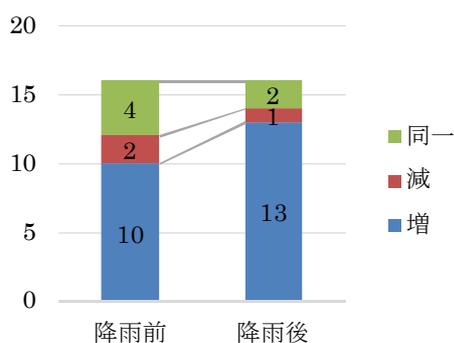


図 2-1 4 2014 年度と 2021 年度の 10m 当たりのごみ量 (自然物除く) (L/10m) の増減 (地区数、降雨前後別)

改定内容

- ・(オ) の項目を追加。文言の修正。

イ 海岸漂着物内容調査

(ア) 調査方法

各海岸においてコドラート（10m×10m）を1箇所設定し、コドラート内の海岸漂着物を回収し、表2-5のとおり分類し、計量した。

(イ) 調査地点

図2-15のとおり20海岸で調査を実施した。

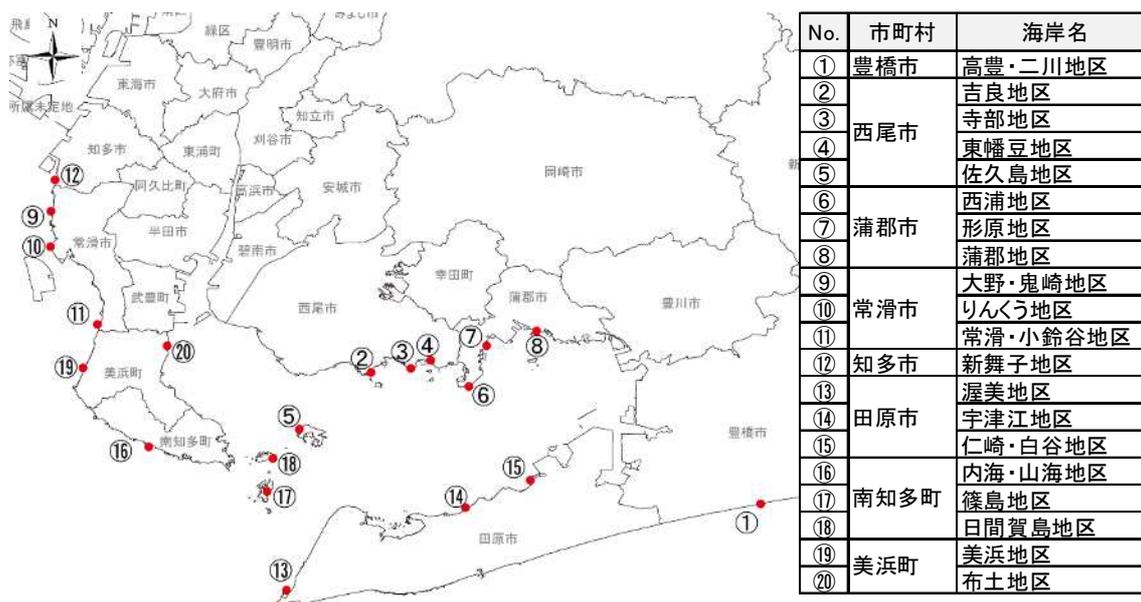


図2-15 海岸漂着物内容調査地点

(ウ) 調査期間

2021年9月11日～17日

(エ) 調査結果

本調査結果を図2-16-1、2-17-1及び表2-5-1に示す。また、調査結果の比較のため、過去（2010、2014年度）の調査結果を図2-16-2、2-17-2及び表2-5-2に示す。

海岸漂着物を生活系、漁業系、事業系及びその他に区分し、その重量構成をみると、海岸漂着物の9割以上が自然系の灌木や流木で占められている。また、自然系を除いては生活系が1.9%、漁業系が0.8%、事業系が3.4%である。生活系では、飲料用プラボトル、生活雑貨、食品の包装・容器が多くを占めており、漁業系ではロープ・ひもが、事業系では木材等が多くを占めた。

改定内容

- ・ 本文を修正（過去の調査結果に関する記載を追加）
- ・ 図2-12を更新及び図番号を変更。西浦地区を⑥で追加。以降の番号をずらして重点区域の番号順に記載。

図2-17-1のとおり、三河湾の北側に位置する西尾市の海岸では、流木や灌木といった自然系ごみの割合が比較的低い傾向が見られ、自然系ごみ以外の人工物系のごみが海岸漂着物の半数ほどを占めている地区があり、発生抑制対策推進の必要性がある。

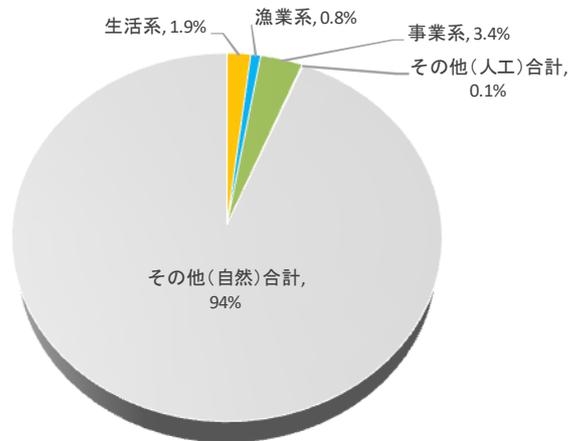


図2-16-1 重量割合（全地点合計）（2021年度）



図2-16-2 重量割合（全地点合計）（2010、2014年度）

改定内容

- ・ 本文を修正
- ・ 図2-13及び写真を更新。図番号を変更。過去の調査結果を追加。

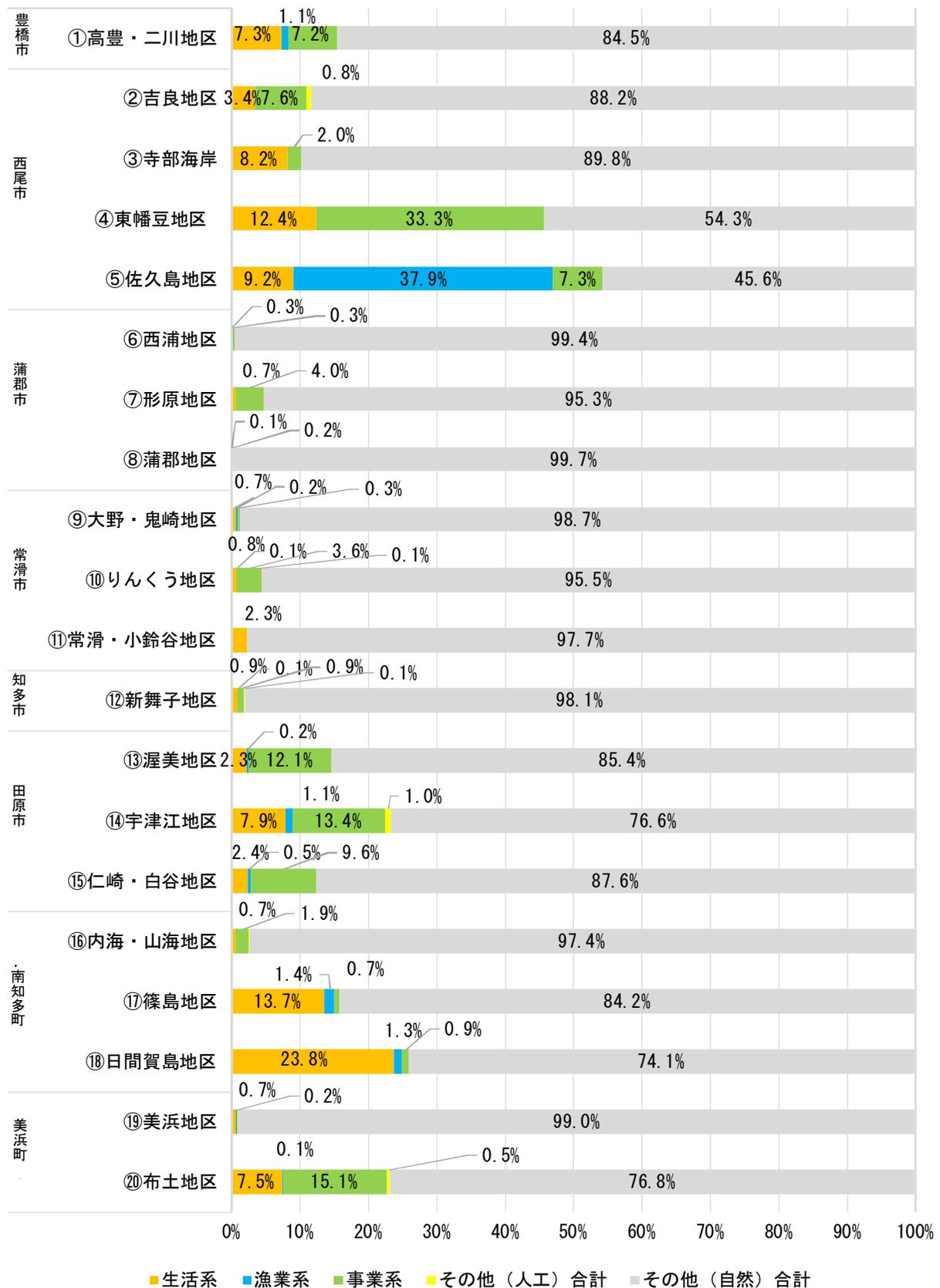


図 2-17-1 重量割合 (地点別) (2021年度)

改定内容

- ・ 図2-14を更新及び図番号を変更。西浦地区を⑥で追加。以降の番号をずらして付番。
(図の書式修正、地区番号の追加)

表2-5-1 海岸漂着物内容調査結果【重量(kg/100m²)】(2021年度)

No.	分類	豊橋市	西尾市				蒲郡市			常滑市			知多市	田原市			南知多町			美浜町		全地点	
		①高豊・二川地区	②吉良地区	③寺部地区	④東幡豆地区	⑤佐久島地区	⑥西浦地区	⑦形原地区	⑧蒲郡地区	⑨大野・鬼崎地区	⑩りんくう地区	⑪常滑・小鈴谷地区	⑫新舞子地区	⑬渥美地区	⑭宇津江地区	⑮仁崎・白谷地区	⑯内海・山海地区	⑰篠島地区	⑱日間賀島地区	⑲美浜地区	⑳布土地区		
総計	灌木・流木を除いた合計	1.47	0.14	0.05	0.48	9.08	1.53	2.63	0.29	2.16	0.59	0.99	2.21	1.59	16.32	6.90	2.05	0.22	0.83	0.45	15.06	65.04	
	灌木、流木を含めた合計	9.48	1.19	0.49	1.05	16.70	276.44	56.38	103.39	171.79	13.22	42.73	115.69	10.89	69.74	55.61	77.77	1.39	3.20	45.10	64.89	1137.14	
I	生活系合計	0.69	0.04	0.04	0.13	1.53	0.72	0.39	0.07	1.22	0.10	0.97	1.03	0.25	5.54	1.31	0.54	0.19	0.76	0.32	4.87	20.71	
II	漁業系合計	0.10	0.00	0.00	0.00	6.33	0.06	0.01	0.01	0.38	0.01	0.01	0.06	0.02	0.75	0.27	0.03	0.02	0.04	0.02	0.06	8.18	
III	事業系合計	0.68	0.09	0.01	0.35	1.22	0.75	2.23	0.21	0.53	0.47	0.01	1.01	1.32	9.35	5.32	1.47	0.01	0.03	0.10	9.81	34.97	
IV	その他(人工)合計	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03	0.01	0.00	0.11	0.00	0.68	0.00	0.01	0.00	0.01	0.32	1.18		
V	その他(自然)合計	8.01	1.05	0.44	0.57	7.62	274.91	53.75	103.10	169.63	12.63	41.74	113.48	9.30	53.42	48.71	75.72	1.17	2.37	44.65	49.83	1072.10	
1	生活系	飲料用プラボトル	0.16	0.16				0.20	0.11	0.48	0.05	0.02			0.03	1.39	0.49	0.03	0.00	0.28	0.08	5.98	
2		食品の包装・容器	0.14	0.14	0.01	0.01	0.03	0.03	0.22	0.20	0.04	0.27	0.01	0.18	0.21	0.09	0.52	0.10	0.04	0.01	0.01	0.05	2.59
3		生活雑貨	0.01	0.01		0.01	0.10	0.01	0.30	0.02	0.09		0.01	0.36	0.21		1.02	0.16	0.32	0.02	0.23	0.07	3.76
4		ふた・キャップ	0.01	0.01	0.01	0.01		0.01	0.07		0.01	0.16	0.01	0.01	0.04	0.02	0.39	0.08	0.05	0.02	0.01	0.01	1.01
5		袋類(農業用以外)	0.01	0.01					0.29	0.03	0.05	0.08	0.03	0.09		0.01	0.05	0.01			0.18	0.09	0.95
6		飲料缶	0.03	0.03					0.18		0.05			0.17			0.16	0.12			0.01		0.75
7		くつ・サンダル										0.22				0.02	0.58	0.16					1.20
8		飲料ガラス瓶	0.29	0.29				0.11			0.28		0.15				0.88	0.08			0.02		2.04
9		おもちゃ類				0.01		0.01	0.13		0.10	0.01		0.12		0.16		0.04	0.13	0.01			0.95
10		ライター			0.02			0.02	0.01		0.02			0.02	0.04	0.10	0.05	0.02				0.01	0.33
11		その他生活系	0.04	0.04				0.01	0.01	0.02		0.04	0.01	0.01	0.43	0.04	0.29	0.06	0.04	0.01	0.01	0.01	1.15
12	漁業系	ロープ・ひも	0.09	0.09				6.31		0.04	0.33			0.01	0.01	0.29	0.25		0.01	0.01	0.01	7.40	
13		うき・フロート・ブイ						0.01		0.01	0.02			0.01		0.32		0.02		0.01		0.41	
14		その他漁業系	0.01	0.01				0.01	0.01	0.01	0.03	0.01	0.01	0.04	0.01	0.14	0.02	0.01	0.01	0.02	0.01	0.37	
15	事業系	木材等	0.66	0.66	0.07			0.08	0.50	2.08	0.26		0.46		0.58	1.11	7.73	5.18	1.29			29.15	
16		農薬・肥料袋									0.11	0.01										0.12	
17		その他事業系	0.02	0.02	0.02	0.01	0.35	0.13	0.72	0.15	0.38	0.52	0.01	0.01	0.43	0.21	1.62	0.14	0.18	0.01	0.03	0.10	5.70
18	その他	灌木	8.01	8.01	1.05	0.44	0.57	8.07	6.29	27.47	14.10	58.96	3.89	7.93	59.22	9.30	23.84	14.90	29.79	1.17	2.37	10.70	325.45
19		流木					1.33	260.81	26.28	95.03	110.67	8.74	33.81	54.26		29.58	33.81	45.93			33.95	12.45	746.65
20		その他		0.01							0.03	0.01		0.11		0.68		0.01			0.01	0.32	1.18

改定内容

・表2-5を更新。西浦地区を左から6番目に追加。以降をずらして記載。地区番号の追加

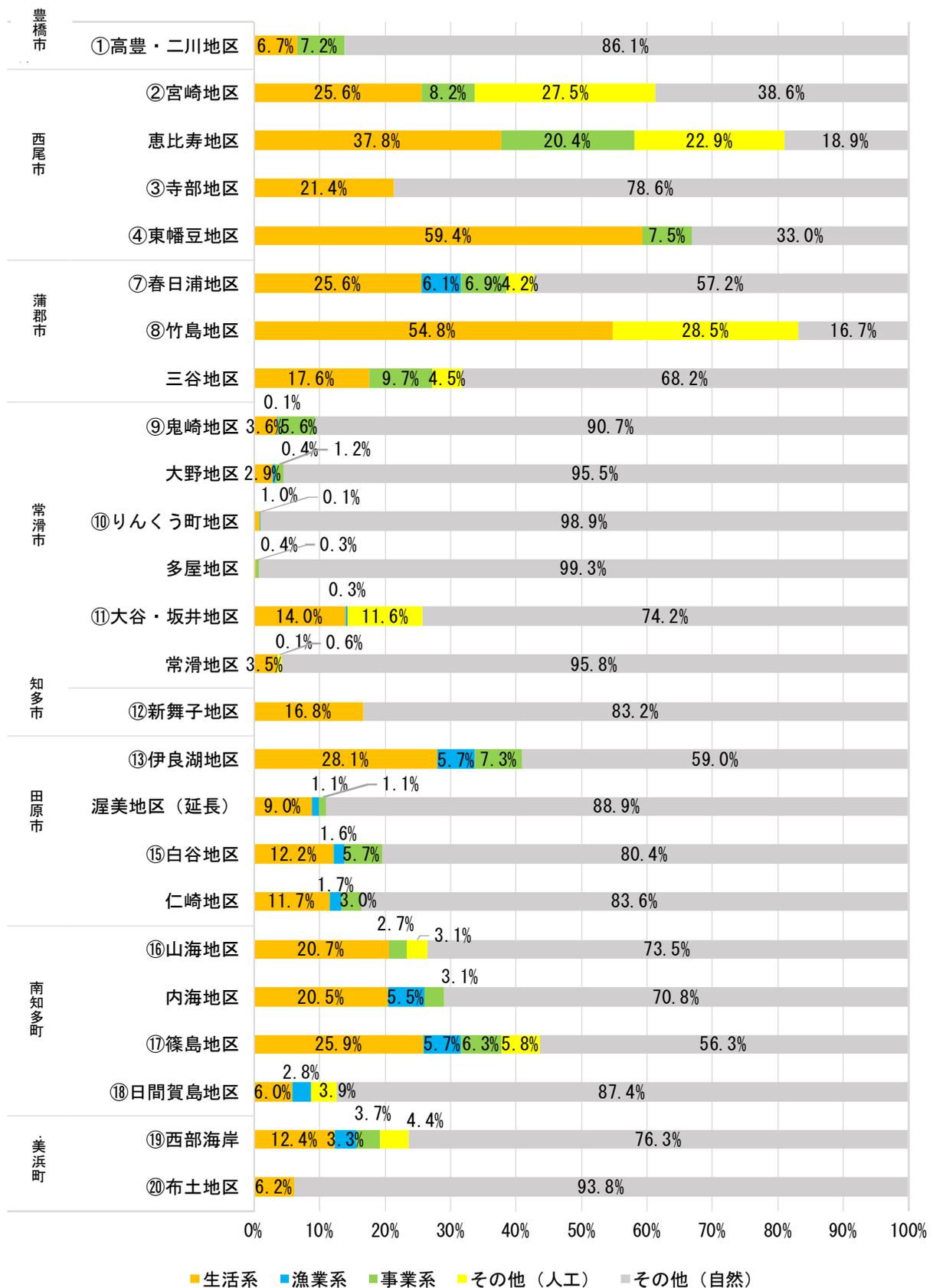


図 2-1 7-2 重量割合 (地点別) (2010、2014年度)

注：調査地点名の番号は、2021年度調査の調査地点番号に対応。(対応する調査地点が無い場合は、番号無し)

改定内容 ・ 図番号を変更。過去の調査結果を記載。

表2-5-2 海岸漂着物内容調査結果【重量(kg/100m²)】(2010、2014年度)

調査年度		2014	2010	2010	2014	2014	2010	2010	2010	2014	2014	2014	2014	2014	2014	2014	2010	2014	2010	2014
No.	分類	豊橋市	西尾市				蒲都市			常滑市						知多市		田原市		
		① 高豊・ 二川地区	② 宮崎地区	恵比 寿地区	③ 寺部地区	④ 東幡豆地区	⑦ 春日浦地区	⑧ 竹島地区	三谷地区	⑨ 鬼崎地区	大野地区	⑩ りんくう町地区	多屋地区	⑪ 大谷・坂井地区	常滑地区	⑫ 新舞子地区	⑬ 伊良湖地区	渥美地区 (延長)	⑮ 白谷地区	仁崎地区
総計	灌木、流木を除いた合計	0.96	1.42	0.82	0.03	0.71	2.80	1.00	1.46	4.99	0.49	0.10	0.11	4.95	1.86	1.29	3.62	1.89	4.99	6.00
	灌木、流木を含めた合計	6.91	2.31	1.01	0.14	1.06	6.55	1.20	4.57	53.49	10.94	9.30	15.01	19.15	44.56	7.69	8.82	17.09	25.49	36.00
I	生活系合計	0.46	0.59	0.38	0.03	0.63	1.68	0.66	0.81	1.91	0.32	0.09	0.06	2.68	1.55	1.29	2.48	1.53	3.12	4.00
II	漁業系合計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.40	0.00	0.00	0.08	0.04	0.01	0.00	0.05	0.00	0.00	0.51	0.18	0.42	0.00
III	事業系合計	0.50	0.19	0.21	0.00	0.08	0.45	0.00	0.45	3.00	0.13	0.00	0.05	0.00	0.04	0.00	0.64	0.18	1.45	1.00
IV	その他(人工)合計	0.00	0.64	0.23	0.00	0.00	0.28	0.34	0.21	0.00	0.00	0.00	0.00	2.21	0.27	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
V	その他(自然)合計	5.95	0.89	0.19	0.11	0.35	3.75	0.20	3.12	48.50	10.45	9.20	14.90	14.20	42.70	6.40	5.20	15.20	20.50	30.00
1	飲料用プラボトル	0.06				0.06	0.21			0.85				0.26	0.38	0.10	0.33	0.28	0.44	0.00
2	食品の包装・容器	0.06					0.27		0.19	0.13	0.06	0.01	0.01	0.68	0.08	0.80	0.29		0.42	0.00
3	生活雑貨	0.03				0.01				0.25	0.01	0.03		0.05		0.10	0.23		0.30	0.00
4	ふた・キャップ	0.02	0.20		0.01		0.22		0.21	0.13	0.06	0.01	0.01	0.01	0.01	0.23			0.26	0.00
5	袋類(農業用以外)			0.19			0.29			0.05				0.02		0.05	0.48	0.02	0.26	0.00
6	飲料缶	0.06					0.27			0.08			0.03	0.60	0.29			0.05	0.22	0.00
7	くつ・サンダル	0.21						0.24		0.10						0.15				0.00
8	飲料ガラス瓶					0.03				0.08				0.57	0.13		0.23	1.18	0.50	0.00
9	おもちゃ類		0.20				0.22		0.20	0.02	0.01	0.01		0.24		0.05	0.21		0.20	0.00
10	ライター	0.01			0.01					0.04		0.02			0.03	0.03	0.23		0.21	0.00
11	その他生活系	0.01	0.20	0.20	0.01	0.53	0.21	0.42	0.22	0.18	0.18	0.01	0.01	0.24	0.63		0.27		0.31	0.00
12	ロープ・ひも						0.20			0.05		0.01		0.02			0.25	0.18	0.21	0.00
13	うき・フロート・ブイ										0.02			0.03						0.00
14	その他漁業系						0.20			0.03	0.02					0.26		0.21	0.00	
15	木材等	0.50		0.21		0.08	0.25		0.21	2.90	0.11		0.03		0.04	0.40		1.01	0.00	
16	農薬・肥料袋									0.02										0.00
17	その他事業系		0.19				0.20		0.24	0.10			0.02			0.25	0.18	0.44	0.00	
18	灌木	0.20	0.45	0.19	0.08	0.10	3.50	0.20	2.60	22.75	4.30	3.50	10.90	10.48	12.55	6.40	2.20	6.50	11.70	21.00
19	流木	5.75	0.44		0.03	0.25	0.25		0.52	25.75	6.15	5.70	4.00	3.72	30.15	3.00	8.70	8.80	9.00	
20	その他		0.64	0.23			0.28	0.34	0.21					2.21	0.27					

注：調査地点名の番号は、2021年度調査の調査地点番号に対応。(対応する調査地点が無い場合は、番号無し)

改定内容 ・表番号を変更。過去の調査結果を記載。

(オ) 2021年度調査結果と2010・2014年度調査結果の比較

2021年度の調査では重点区域20地区にて調査を実施し、2010年度及び2014年度の調査では合計で25地区（重点区域1区域につき複数の調査地区を含む場合がある。）にて調査を実施した。このため、同じ調査地区である17地区（表2-6）の合計について、調査結果を比較した。

灌木、流木等の自然物と全体から灌木、流木等を除いた人工物の2分類組成では、両年度ともに自然物が多い結果であった（図2-18）。また、人工物の4分類組成では、事業系に増加が見られ、それ以外では減少する結果であった（図2-19）。

表2-6 2021年度と2010・2014年度の調査地区の対応関係

	2014年度	2021年度		2014年度	2021年度
豊橋市	高豊・二川地区	①高豊・二川地区	知多市	新舞子地区	⑫新舞子地区
西尾市	宮崎地区	②吉良地区	田原市	伊良湖地区	⑬渥美地区
	寺部地区	③寺部地区		白谷地区	⑮仁崎・白谷地区
	東幡豆地区	④東幡豆地区	南知多町	山海地区	⑯内海・山海地区
春日浦地区	⑦形原地区	篠島地区		⑰篠島地区	
蒲郡市	竹島地区	⑧蒲郡地区		日間賀島地区	⑱日間賀島地区
常滑市	鬼崎地区	⑨大野・鬼崎地区	美浜町	西部海岸	⑲美浜地区
	りんくう町地区	⑩りんくう地区		布土地区	⑳布土地区
	大谷・坂井地区	⑪常滑・小鈴谷地区			

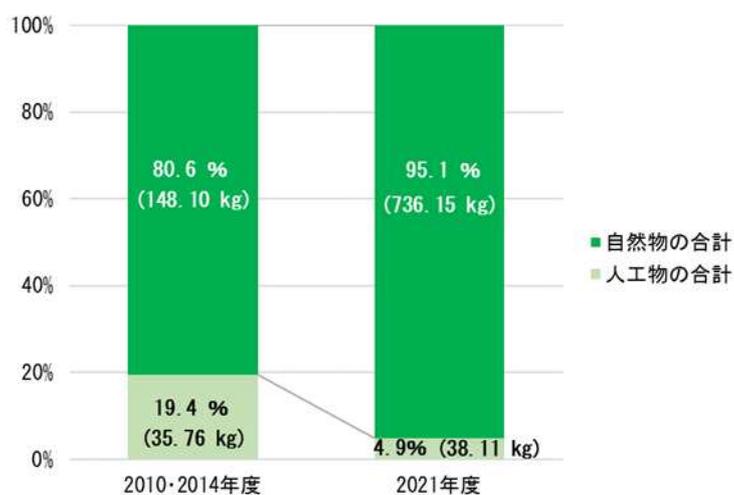


図2-18 自然物と人工物の2分類組成（重量割合）の比較

改定内容

- ・オ 2021年度調査結果と2010・2014年度調査結果の比較の項目を追加。

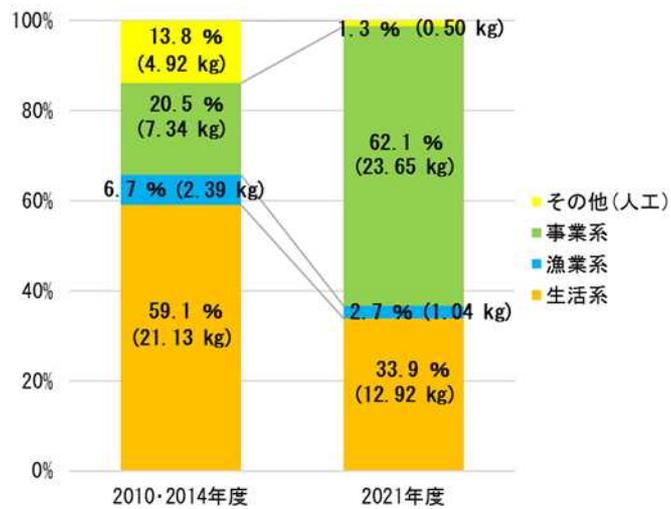


図 2 - 1 9 人工物の 4 分類組成（重量割合）の比較

改定内容

- ・ オ 2021年度調査結果と2014年度調査結果の比較の項目を追加。

ウ 発生状況調査

(ア) 調査方法

調査区間のごみを収集し、表 2-7 のとおり、ごみの種類毎に分類して集計した。

表 2-7 ごみの種類別分類

大分類	小分類	大分類	小分類
生活系	ペットボトル	事業系	プラスチック系 (発砲スチロール)
	食品包装・容器		金属類 (缶類等)
	ごみ袋一式		農業系
	ビン		その他
	空き缶		自然系
	その他生活雑貨		

(イ) 調査対象河川

図 2-20 のとおり、愛知県が管理する河川のうち、26 河川で調査を実施した。
調査対象区間は、ごみの堆積が多く確認できた区間とした。



図 2-20 調査対象河川

(ウ) 調査年度

2013～2014 年度

改定内容

・ 本文を修正。

(エ) 調査結果

河川延長44.3km で調査を実施した結果、回収したごみの総量は52.7t であった(1.2kg/m)。

回収したごみを表2-7のとおり分類した結果を図2-21に示す。日常生活に伴って排出されるペットボトルや食品包装・容器などの生活ごみが約72%を占めた。また、生活系ごみの中でも、飲食に関わるペットボトル、食品包装・容器、ビン及び空き缶が全体の39%(生活系の約54%)を占めていること、また、橋梁、交差点、交通量の多い道路付近で多くごみが見つかったとの調査報告から、外出先で飲食したごみがポイ捨てされたものと考えられる。

また、人目のつきにくい場所などで、大型の生活雑貨(家電、マットレス、ソファ、ベビーカーなど)が不法投棄されており、これらは、全体の約25%を占める「生活系」「その他生活雑貨」に分類した。また、消火器や大量のタイヤなど、事業者による不法投棄と思われるものもあり、これらは全体の12%を占めた「事業系」「その他」に分類した。

なお、各河川の「1m当たりのごみ量」、「生活系ごみ、事業系ごみ、自然系ごみ」の割合を図2-22に示す。

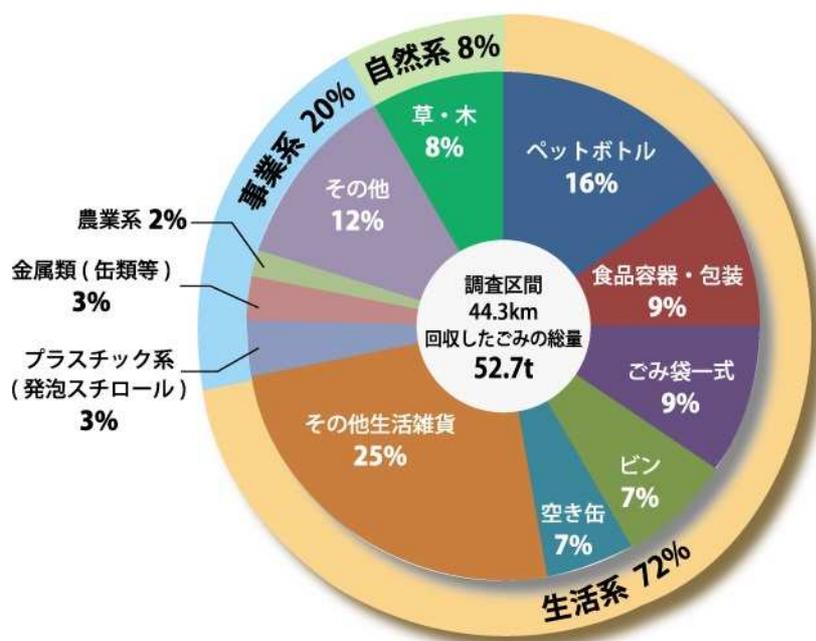
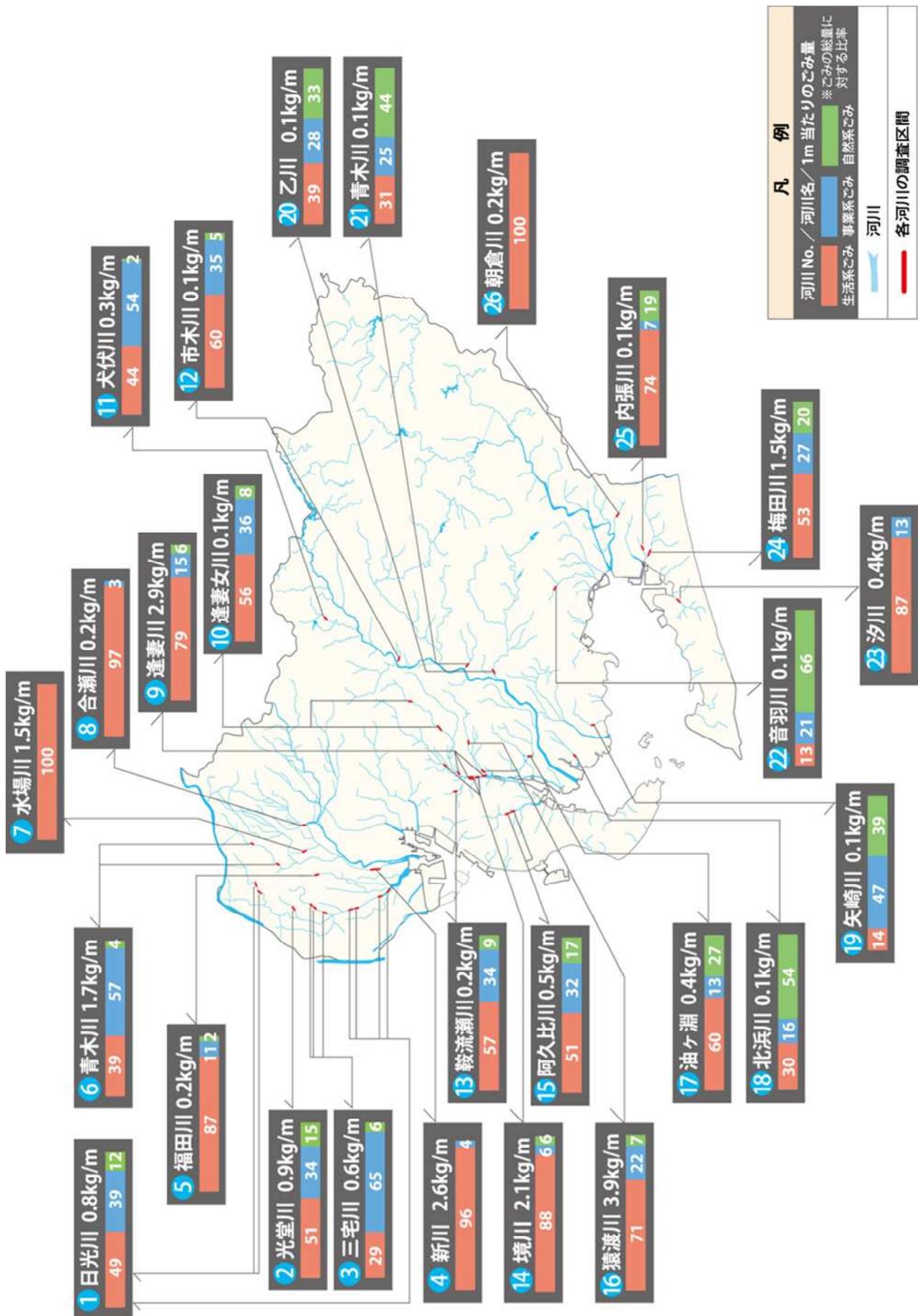


図2-21 ごみの内訳
(2013~2014年度)

改定内容

- ・図2-16のタイトルに年度追加。図番号を変更。



凡 例

河川 No. / 河川名 / 1m 当たりのごみ量 ※ごみの総量に
 生活系ごみ 事業系ごみ 自然系ごみ に対する比率

河川

各河川の調査区間

図 2-2-2 各河川のごみの量及び内訳 (2013~2014年度)

改定内容

- ・ 図2-17のタイトルに年度追加。図番号を変更。

4 沿岸海域におけるマイクロプラスチックの調査結果

マイクロプラスチックに係る実態把握については、国が、海域、河川や湖沼等の公共の水域における分布実態等に係る調査研究を推進しており、伊勢湾では2015年度と2018年度に、三河湾では2015年度に、遠州灘沿岸（赤羽根町沖）では2020年度に、それぞれ環境省による調査が実施されている。

環境省の調査結果等を表2-8、図2-23及び図2-24に示す。

表2-8 伊勢湾及び三河湾におけるマイクロプラスチック調査結果

湾名	海域名	サンプル (2015) 測線名 (2018)	採取地点 (2015) 測線番号 (2018)	年度	調査 実施月	ろ水量 (m^3)	形状別密度 (個/ m^3)		マイクロプラスチック 材料別密度 (個/ m^3)		
							マイクロ プラス チック	マイクロ ビーズ	プラス チック (PL)	発泡スチ ロール (ES)	糸くず (FB)
伊勢湾	湾奥	k	伊勢湾シーバース付近	2015	10月	148.6	0.195	0.000	0.182	0.007	0.007
		l	木曾川河口域			210.8	0.166	0.000	0.161	0.005	0.000
		m	鈴鹿川河口域			210.8	0.636	0.009	0.564	0.062	0.009
	測線①	イセ1	2018	3月	320.7	0.312	0.000	0.302	0.000	0.009	
		測線③			イセ3	218.5	0.348	0.005	0.215	0.133	0.000
	湾中央	n	津沖	2015	10月	98.6	0.081	0.000	0.061	0.020	0.000
		測線②	イセ2	2018	3月	366.2	3.583	0.044	3.419	0.076	0.087
		測線④	イセ4			254.7	0.428	0.004	0.393	0.031	0.004
	湾口	o	宮川河口域	2015	10月	65.5	0.855	0.000	0.778	0.031	0.046
p		答志島沖	81.3			0.480	0.000	0.406	0.037	0.037	
測線⑤		イセ5	2018			3月	121.3	1.368	0.000	1.352	0.016
三河湾	-	r	矢作川河口域	2015	10月	98.0	0.490	0.000	0.408	0.000	0.082
		s	佐久島沖			78.5	0.815	0.000	0.662	0.115	0.038
		t	豊川河口域			151.7	0.270	0.007	0.244	0.000	0.026

出典：環境省 2016「平成27年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書」
環境省 2019「平成30年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書」より作成



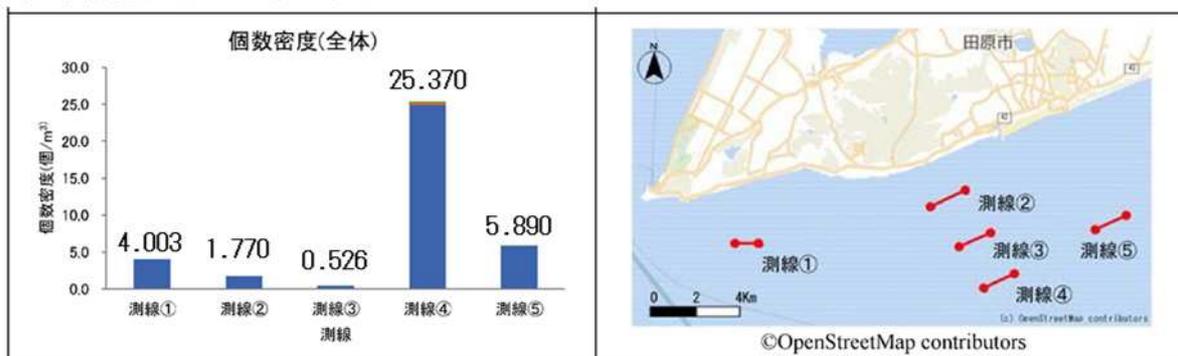
図2-23 伊勢湾・三河湾における採取地点等

出典：環境省 2016「平成27年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書」
環境省 2019「平成30年度沿岸海域における漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書」

改定内容

- ・マイクロプラスチック調査の項目を追加。

秋季調査（2020年11月）



冬季調査（2021年2月）

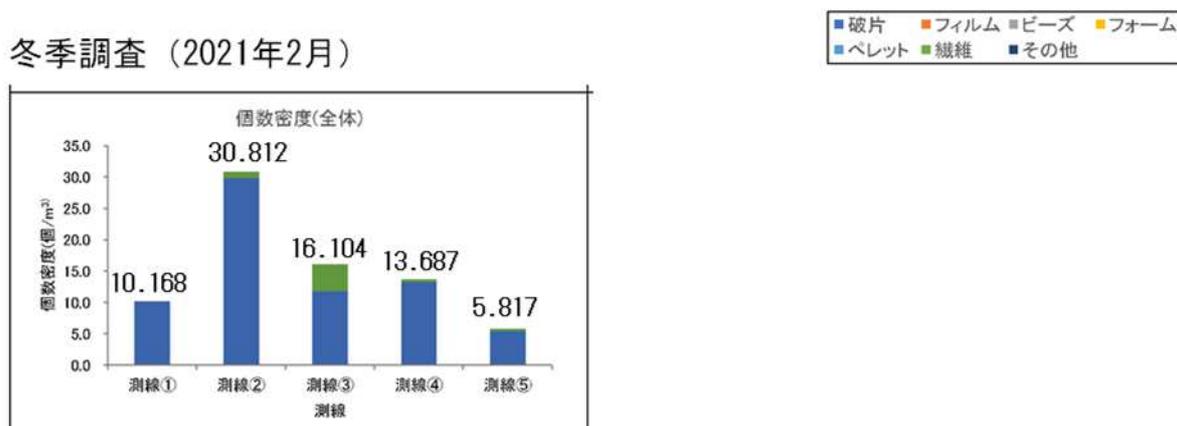


図 2 - 2 4 遠州灘沿岸における調査結果等

出典：環境省 2021 「令和 2 年度沿岸海域におけるマイクロプラスチックを含む漂流ごみ実態把握調査業務報告書」より作成

改定内容

- ・マイクロプラスチック調査の項目を追加。

第3章 愛知県における海岸漂着物対策の基本理念と基本方針

愛知県の海岸における良好な景観及び生物の生態環境等の保全や海岸漂着物の円滑な処理等を行っていくための基本理念と基本方針を以下に示す。

基本理念

海岸が県民共有の財産として県民の健康で文化的な生活の確保に重要な役割を果たしていることを踏まえ、現在及び将来の県民が海岸のもたらす恵沢を享受することができるよう、良好な景観、生物の多様性、公衆の衛生等の海岸の環境について、その良好な状態の保全を図るものとする。

基本方針

1. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

国、県、海岸管理者等、市町村、**県民**、民間団体等、**事業者等**の海岸漂着物に関わりのある多様な主体が地域の実情に応じた適切な役割分担を行うとともに、各主体相互の情報共有等を行いながら、**内陸地域と沿岸地域が一体となり**、連携していく体制の確保に努める。

2. 海岸漂着物の円滑な処理の推進

海岸漂着物が集積することにより、現に海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、円滑な処理をすすめることにより、海岸の清潔保持及びその海域への流出防止に努める。

3. 海岸漂着物の効果的な発生抑制

県及び市町村は、ごみの排出抑制やポイ捨て・不法投棄防止を推進し、海岸漂着物の発生抑制に努める。**特に海洋プラスチックごみ対策としては、ワンウェイプラスチックの過剰な使用の抑制等に努める。**

また、環境学習や普及啓発を通じて、広く県民に海岸漂着物の問題認識を促し、発生抑制への理解促進と環境保全の意識高揚に努める。

改定内容

- ・青字部分を追加・修正。次章以降の対策内容、役割分担等の記載に合わせて修正。

第4章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容

1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

大量に海岸漂着物が集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の保全に、特に支障が生じており、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域を、「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（以下「重点区域」という。）」とする。

重点区域の設定に際しては、地域でみられる海岸漂着物の集積状況及び清掃活動の実施状況のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件について、総合的に判断する。

(1) 重点区域の設定方法

国の基本方針に沿って、愛知県が重点区域設定基準（評価指標及び評価基準）を作成して、重点区域（案）を設定する。その後、愛知県海岸漂着物対策推進協議会における関係機関、関係団体等の意見を反映し、県は重点区域を設定する。

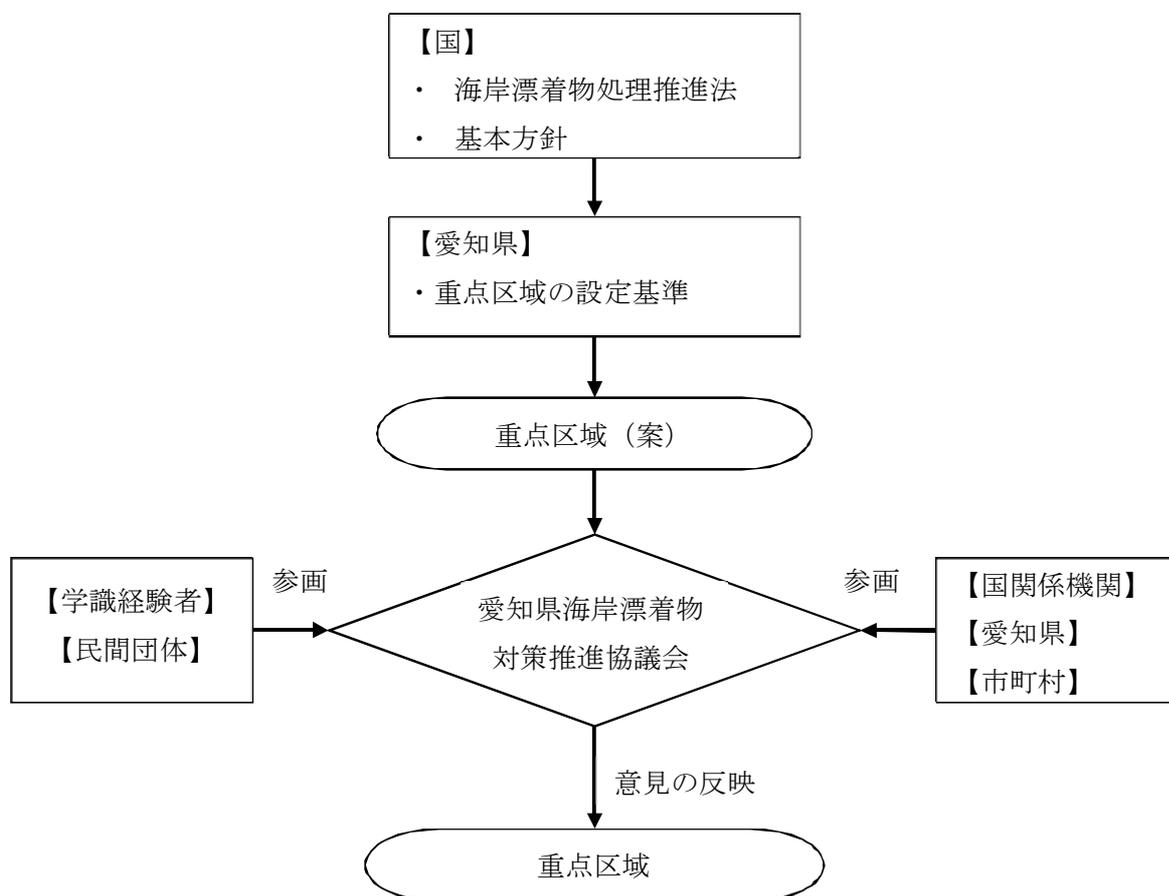


図4-1 重点区域の設定フロー

(2) 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、その一体性に配慮しつつ、重点的な対策の必要性に照らして過大又は過小とならないよう、必要かつ合理的なものとする。

(3) 重点区域の設定基準

重点区域は、以下に記述する設定基準の第1項目及び第2項目のそれぞれを満足する海岸とする。

まず、「海岸漂着物状況」を設定基準第1項目とし、「海岸漂着物の集積状況」及び「海岸清掃活動の実施状況」の2つの評価指標を設け、それぞれの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準は表4-1に示す。

表4-1 設定基準第1項目

項目	評価指標	評価基準
海岸漂着物状況	海岸漂着物の集積状況	大量の海岸漂着物が集積している海岸又は海岸等の環境保全や住民の利用等に影響を及ぼす可能性があるものが漂着している海岸
	海岸清掃活動の実施状況	海岸漂着物の清掃活動が管理者、市町村、地域住民等により実施されている海岸

次に、地域特性を踏まえた「自然的条件」と「社会的条件」の2つを設定基準第2項目とする。

「自然的条件」に「海岸地形・景観」及び「生態系」の2つの評価指標を設け、また、「社会的条件」に「利用状況」及び「経済活動」の2つの評価指標を設け、いずれかの評価指標において、評価基準を満たす海岸とする。

その評価基準は表4-2のとおりである。

表4-2 設定基準第2項目

項目	評価指標	評価基準
自然的条件	海岸地形・景観	保全すべき海岸地形や良好な景観を有する海岸 国立公園、県立自然公園の指定地域、その他景観に配慮すべき地域
	生態系	動植物の生息にとって重要な海岸 鳥獣保護区の指定地域、その他動植物の生息に配慮すべき地域
社会的条件	利用状況	海水浴場、潮干狩りや環境学習の場として利用のある海岸
	経済活動	漁港・漁業、港湾、マリーナ、祭事・観光・保養地等として利用のある海岸

(4) 重点区域の設定

これまで示した設定基準により、重点区域を図4-2及び表4-2のとおり設定する。また、各重点区域の範囲と地域概要をP39～86に示す。

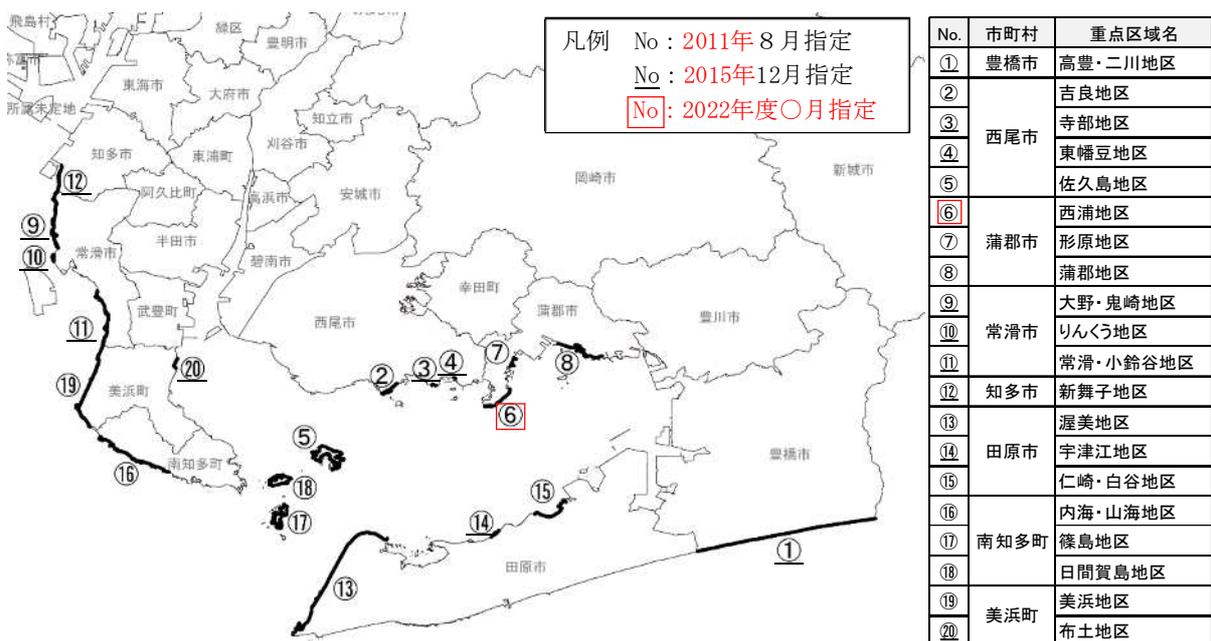


図4-2 重点区域位置図

改定内容

・図4-2を更新。西浦地区を⑥で追加。以降の番号をずらして重点区域の番号順に記載。2022年度追加の⑥には凡例に「□」を追加。

表4-2(1) 重点区域一覧

	重点区域名	所在市町	対象区域	海岸管理者	設定基準第1項目		設定基準第2項目				備考
					海岸漂着物状況		自然的条件		社会的条件		
					海岸漂着物の集積状況	海岸清掃活動の実施状況	海岸地形、景観	生態系	利用状況	経済活動	
1	高豊・二川地区	豊橋市	豊橋市内太平洋側海岸	県(河川課)、豊橋市	○	○	三河湾国定公園	アカウミガメの産卵地	海水浴場、釣り場、マリンスポーツ、環境学習(少年自然の家)	漁港	2015年12月指定
2	吉良地区	西尾市	蛭子岬～吉良町・幡豆町境	県(河川課)、西尾市	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	海水浴場、潮干狩り場	漁港	2011年8月指定
3	寺部地区		寺部海水浴場	県(河川課)	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	海水浴場、	—	2015年12月指定
4	東幡豆地区		東幡豆海岸	県(港湾課)	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	潮干狩り場	地方港湾、観光地(前島、トンボロ干潟)	2015年12月指定
5	佐久島地区		佐久島内海岸全域	県(河川課)、西尾市	○	○	三河湾国定公園 佐久島	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、博物館(弁天サロン)	2011年8月指定
6	西浦地区		西浦パームビーチ西側～スパ西浦モーターパーク東側	県(河川課)、蒲郡市	○	○	三河湾国定公園	県指定鳥獣保護区	海水浴場、マリンスポーツ	温泉地	候補地
7	形原地区	蒲郡市	袋川河口～北浜公園南側	県(河川課、港湾課)	○	○	—	県指定鳥獣保護区	潮干狩り場	漁港、温泉地	2011年8月指定
8	蒲郡地区		竹島園地～海陽ヨットハーバー西側	県(河川課、港湾課)	○	○	三河湾国定公園 特別保護地区	八百富神社社叢(国指定天然記念物) 県指定鳥獣保護区	潮干狩り場	漁港、温泉地、観光地(竹島)、水族館(竹島水族館)、三谷祭	2011年8月指定
9	大野・鬼崎地区	常滑市	大野漁港～井口川河口付近	県(河川課)、常滑市	○	○	榎戸の防風林(常滑市指定天然記念物)	アカウミガメの産卵地、ハマヒルガオの群生地	海水浴場、釣り場、マリンスポーツ	漁港	2015年12月指定
10	りんくう地区		りんくうビーチ	常滑市	○	○	—	アカウミガメの産卵地	海水浴場、釣り場	—	2015年12月指定

註) 表中の「○」は各基準を満たすことを意味する。

改定内容 ・表4-2(1)を更新。西浦地区を6で追加。以降の番号をずらして重点区域の番号順に記載。

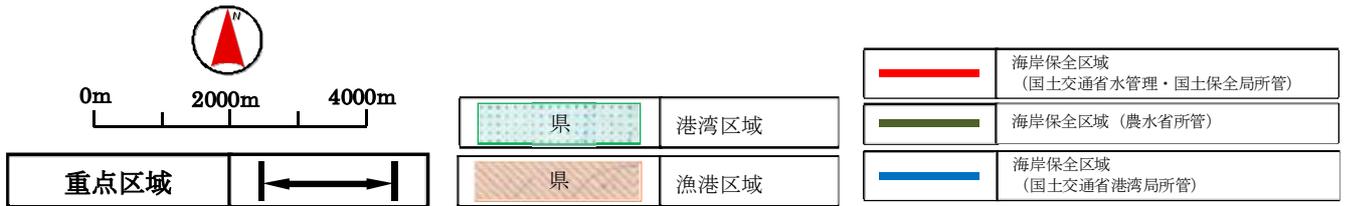
表4-2(2) 重点区域一覧

	重点区域名	所在市町	対象区域	海岸管理者	設定基準第1項目		設定基準第2項目				備考
					海岸漂着物状況		自然的条件		社会的条件		
					海岸漂着物の集積状況	海岸清掃活動の実施状況	海岸地形、景観	生態系	利用状況	経済活動	
11	常滑・小鈴谷地区	常滑市	苅屋漁港～常滑市・美浜町境	県(河川課)、常滑市	○	○	南知多県立自然公園	アカウミガメの産卵地	海水浴場、潮干狩り場、釣り場	漁港	2015年12月指定
12	新舞子地区	知多市	日長川樋門～知多市・常滑市境	県(河川課)	○	○	南知多県立自然公園	—	潮干狩り場、マリンスポーツ	花火大会	2015年12月指定
13	渥美地区	田原市	福江港～伊良湖港海岸	県(農地計画課、港湾課)	○	○	三河湾国定公園、伊良湖岬	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、地方港湾、旅客ターミナル(フェリー)、観光地(伊良湖岬)	2011年8月指定(2015年12月延長)
14	宇津江地区		宇津江漁港全域	田原市	○	○	三河湾国定公園、渥美半島県立自然公園	—	環境学習	漁港	2015年12月指定
15	仁崎・白谷地区	南知多町	白谷海水浴場北端～田原市仁崎海水浴場南端	県(河川課)	○	○	三河湾国定公園、渥美半島県立自然公園	—	海水浴場	龍宮まつり、マリナー	2011年8月指定
16	内海・山海地区		内海港北側～豊浜漁港北側	県(河川課)、南知多町	○	○	三河湾国定公園、南知多県立自然公園、千鳥ヶ浜	アカウミガメの産卵地	海水浴場、釣り場	地方港湾、漁港、花火大会、温泉地	2011年8月指定
17	篠島地区	南知多町	篠島内海岸全域	県(河川課、港湾課)	○	○	三河湾国定公園、篠島	県指定鳥獣保護区	海水浴場、釣り場	漁港、花火大会	2011年8月指定
18	日間賀島地区		日間賀島内海岸全域	南知多町	○	○	三河湾国定公園、日間賀島	県指定鳥獣保護区	海水浴場	漁港、花火大会	2011年8月指定
19	美浜地区	美浜町	常滑市・美浜町境～美浜町・南知多町境	県(河川課、港湾課)、美浜町	○	○	三河湾国定公園、南知多県立自然公園、野間灯台	アカウミガメの産卵地	海水浴場	漁港、遊園地(南知多ビーチランド)	2011年8月指定
20	布土地区		布土川河口～布土海水浴場南端	県(河川課)	○	○	南知多県立自然公園	アカウミガメの産卵地	潮干狩り場	—	2011年12月指定

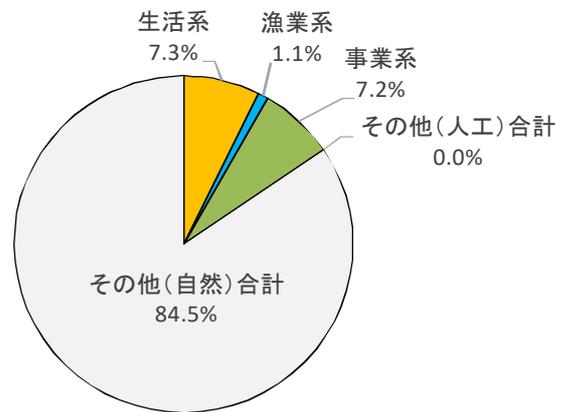
註) 表中の「○」は各基準を満たすことを意味する。

改定内容 ・表4-2(2)を更新。西浦地区を6で追加。以降の番号をずらして重点区域の番号順に記載。

重点区域	1 高豊・二川地区：豊橋市
対象区域	豊橋市内太平洋側海岸
海岸管理者	県（河川課）、豊橋市



写真：アウリガメの産卵地である表浜海岸の自然観察会の様子
(豊橋市ホームページより)



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合
(七根海岸)

改定内容
・円グラフを更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	高豊漁港海岸高豊地区	T	
	田原・豊橋海岸大草・東赤沢地区	3	
②平成26年度アンケート調査 (県環境部)	高豊漁港海岸		8
	二川漁港海岸		8
③平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	豊橋海岸高塚・寺沢地区海岸	1	4
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	高豊・二川地区全域	降雨前：T 降雨後：1	降雨前：5 降雨後：5
⑤令和3年度アンケート調査 (県環境局)	高豊漁港海岸		3～5
	二川漁港海岸		3～5
⑥令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	七根海岸	2	5
⑦令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	七根海岸	降雨前：1 降雨後：1	降雨前：2 降雨後：5
これまでの海岸漂着物状況	台風通過後に、流木・灌木が漂着するとともに、海岸には外からゴミが持ち込まれ、その対応として海岸清掃を行っているケースが多い。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
豊橋市が補助金等を活用して実施	豊橋市
豊橋市と住民ボランティア等民間団体との共同実施による単独実施	小沢校区豊橋表浜海岸清掃協力会、細谷校区豊橋表浜海岸清掃協力会、高豊校区豊橋表浜海岸清掃協力会、伊古部ビーチクリーン、OMOTEHAMA おかん、豊橋市
豊橋市、愛知県及び住民ボランティア等民間団体との共同実施	
住民ボランティア等民間団体による単独実施	小沢校区豊橋表浜海岸清掃協力会、細谷校区豊橋表浜海岸清掃協力会、高豊校区豊橋表浜海岸清掃協力会、伊古部ビーチクリーン、OMOTEHAMA おかん

改定内容

・赤字箇所更新。

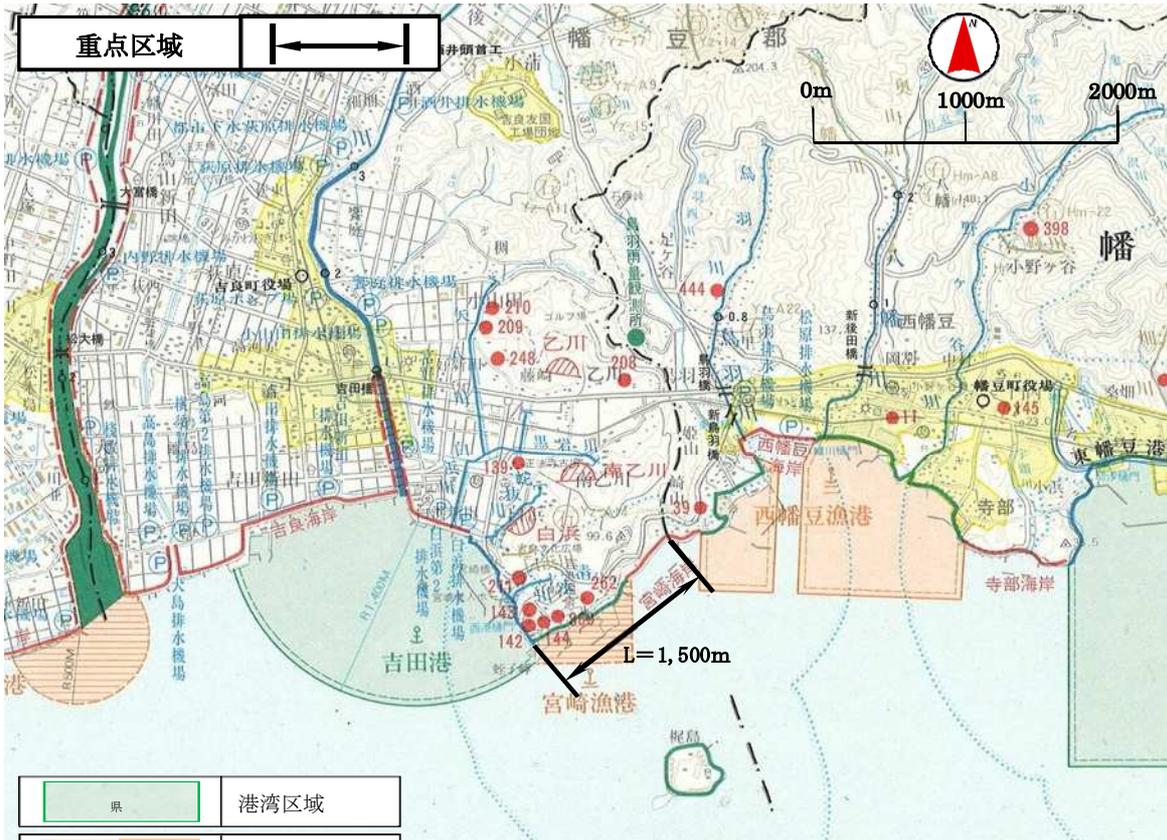
○地域特性

自然的条件	<p>三河湾国定公園に指定された地域である。</p> <p>また、東西、弓状に広がる豊かな砂浜と海食崖が連なる景観は、日本でも珍しいものとなっている。</p> <p>なお、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。</p>
社会的条件	<p>マリンスポーツ場、バーベキュー場、釣り場としてレクリエーション利用がされているほか、環境学習の場としても利用されている。</p> <p>また、漁港として利用されている。</p>

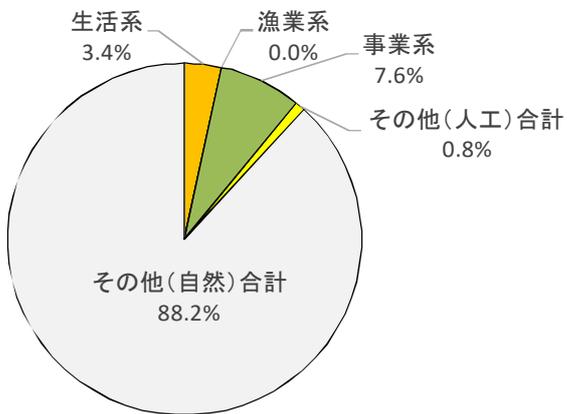
○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

<p>重点区域の海岸漂着物対策推進の目標</p>
<p>上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。</p>

重点区域	2 吉良地区：西尾市
対象区域	蛭子岬～吉良町・幡豆町境
海岸管理者	県（河川課）、西尾市



	県	港湾区域
	市町村	漁港区域
	海岸保全区域 (国土交通省水管理・国土保全局所管)	
	海岸保全区域 (農水省所管)	
	海岸保全区域 (国土交通省港湾局所管)	



R3年海岸漂着物種類別重量の割合（宮崎海岸）



写真：宮崎海水浴場
(西尾市観光協会ホームページより)



写真：恵比寿海水浴場
(西尾市観光協会ホームページより)

改定内容

- ・円グラフ及び写真を更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調 (国土交通省)	宮崎海岸(1)	T	
	宮崎海岸(2)	T	
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)	恵比寿海岸		6
	宮崎海岸		8
③平成22年度現地調査 (県環境部)	恵比寿海岸	T	T
	宮崎海岸	T	1
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	吉良地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：T
⑤令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	宮崎海岸	T	1
⑥令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	宮崎海岸	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：1
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に夏季に海岸漂着物が多く発生しやすい。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市

○地域特性

自然的条件	三河湾国立公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場、海水浴場としてレクリエーション利用がされている。 また、漁港として利用されている。

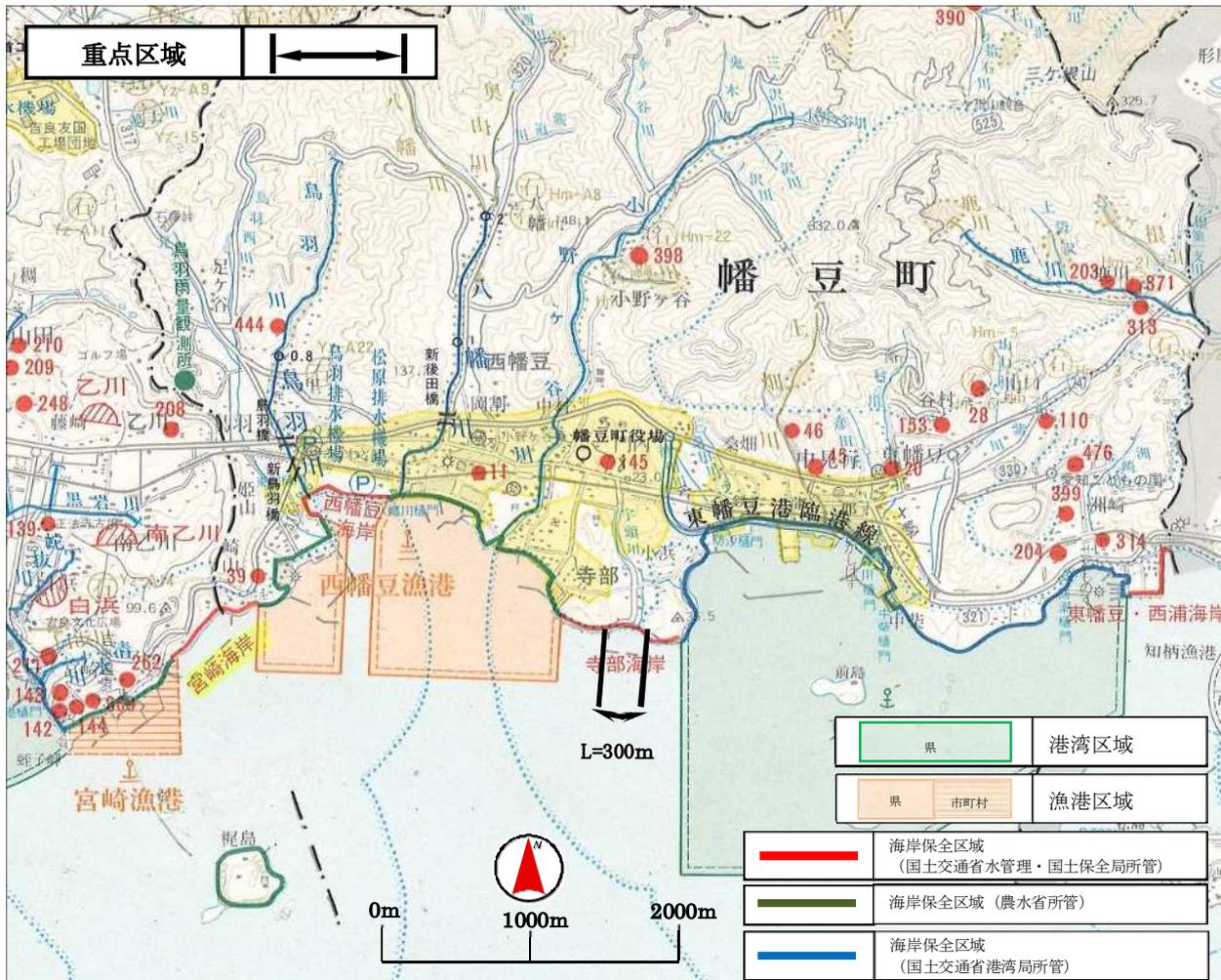
○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

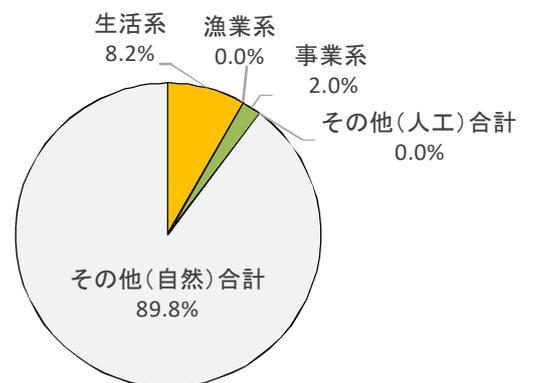
改定内容

- ・赤字及び青字箇所を更新。

重点区域	3 寺部地区：西尾市
対象区域	寺部海水浴場
海岸管理者	県（河川課）



写真：寺部海水浴場
(西尾市観光協会ホームページより)



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合
(寺部海岸)

改定内容

- ・円グラフを更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	寺部海岸(1)	0	
	寺部海岸(2)	0	
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	寺部海岸	T	T
③平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	寺部地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：0 降雨後：0
④令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	寺部海岸	T	T
⑤令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	寺部海岸	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：T 降雨後：T
これまでの海岸漂着物状況	海岸漂着物が多く発生している。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場としてレクリエーション利用がされている。

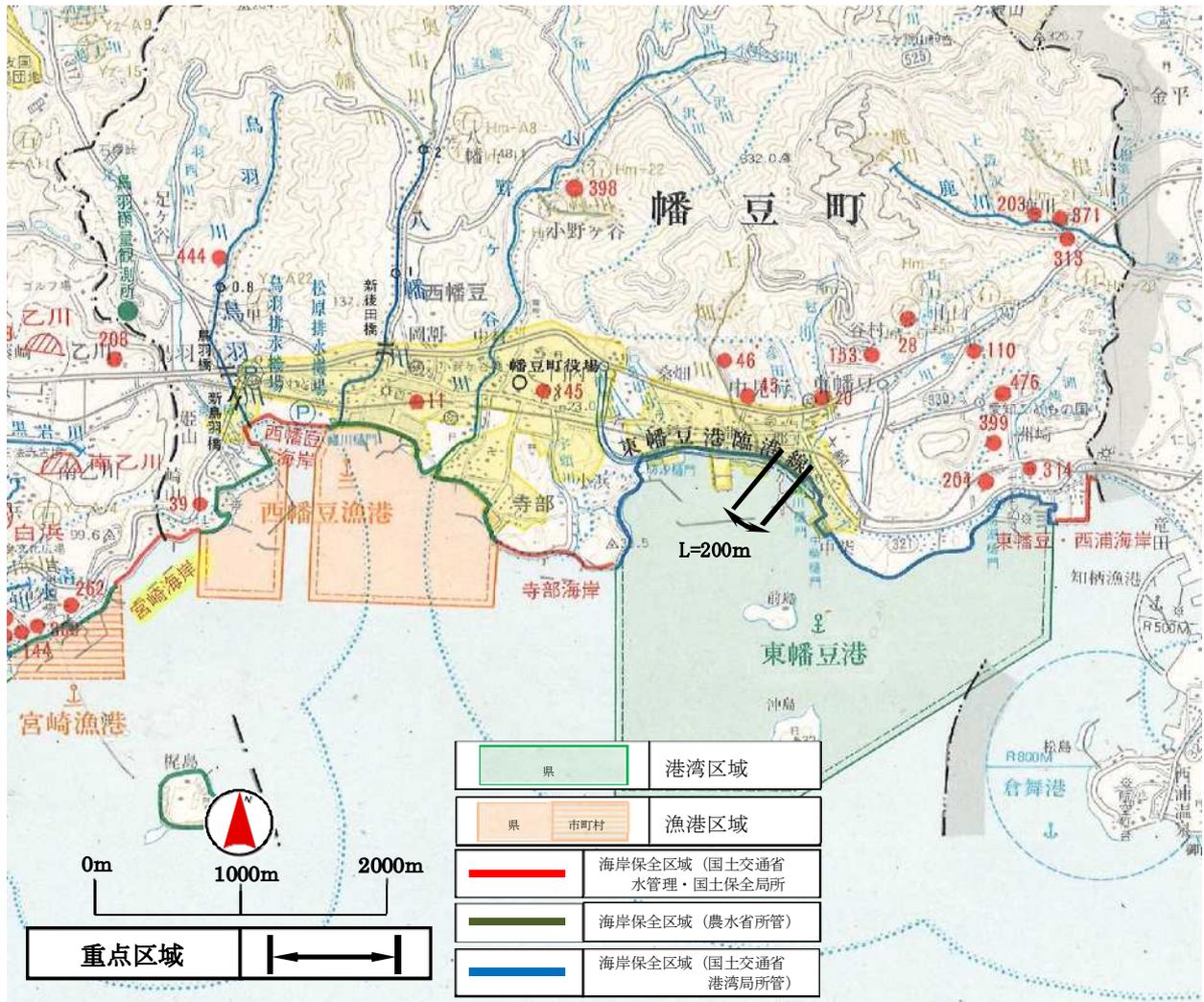
○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

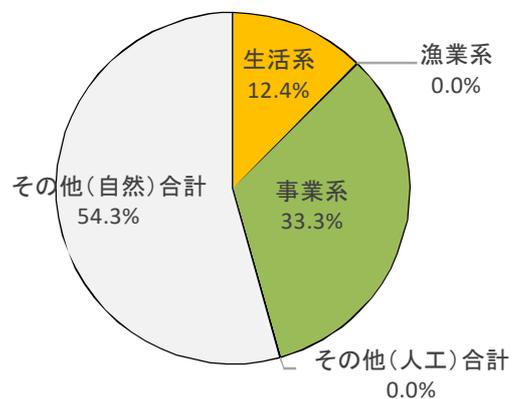
改定内容

- ・赤字及び青字箇所を更新。

重点区域	4 東幡豆地区：西尾市
対象区域	東幡豆海岸
海岸管理者	県（港湾課）



写真：東幡豆海岸・前島 潮干狩り
(西尾市観光協会ホームページより)



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合
(東幡豆地区)

改定内容

- ・円グラフを更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	東幡豆港	T	T
②平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	東幡豆地区全域	降雨前：0 降雨後：0	降雨前：0 降雨後：T
③令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	東幡豆海岸	T	1
④令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	東幡豆海岸	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：1
これまでの海岸漂着物状況	海岸漂着物が多々発生しており、また、海岸利用者により浜辺へごみがポイ捨てされる。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場としてレクリエーション利用がされている。 また、潮の満ち引きによって前島に歩いて渡ることができるトンボロ干潟を有し、多くの観光客が訪れている。

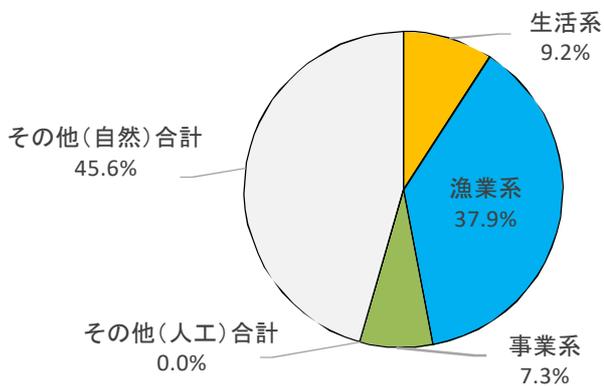
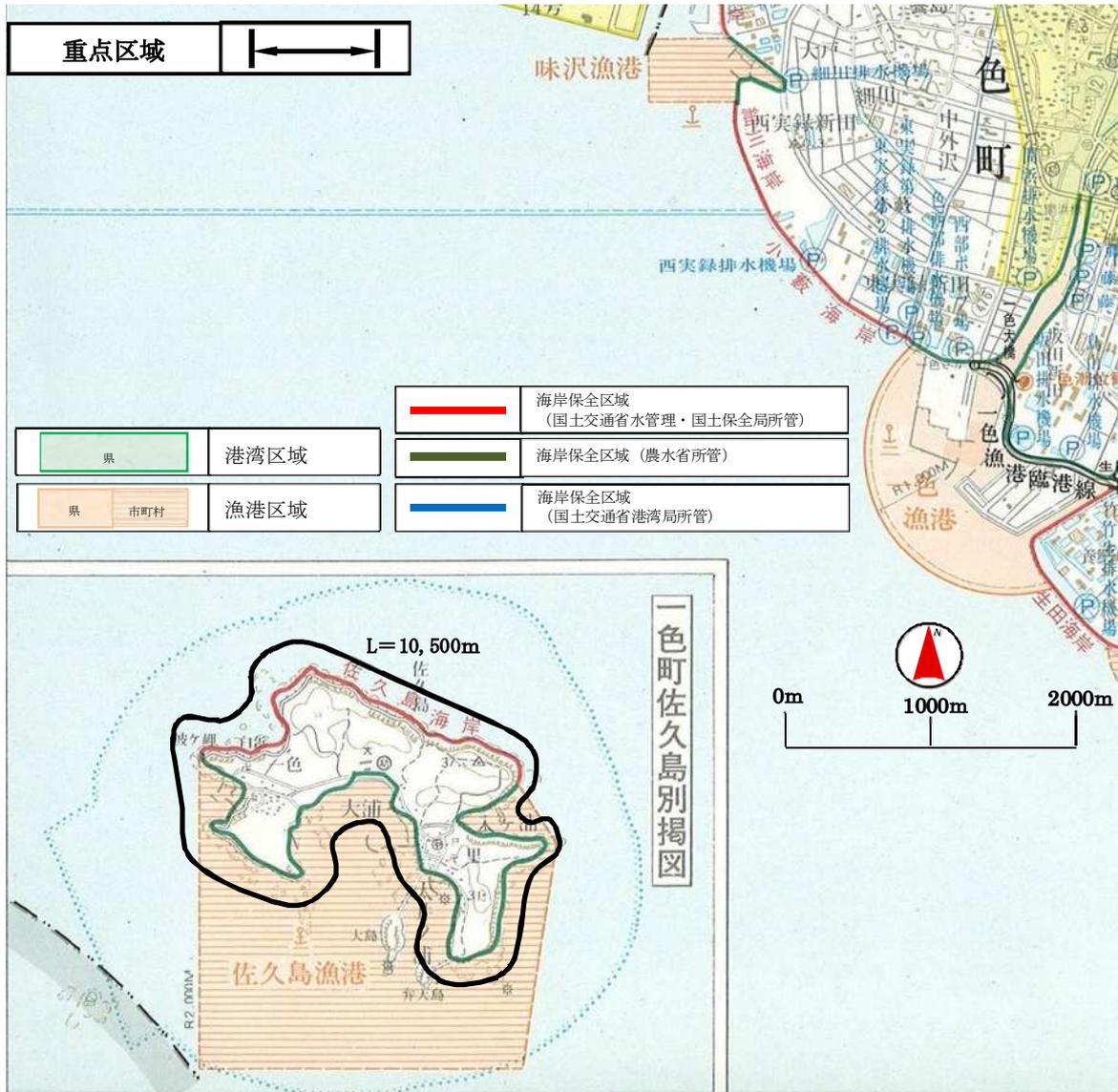
○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容

- ・赤字及び青字箇所を更新。

重点区域	5 佐久島地区：西尾市
対象区域	佐久島内海岸全域
海岸管理者	県（河川課）、西尾市



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合 (佐久島地区)



大浦海水浴場 (西尾市観光協会ホームページより)

改定内容

- ・円グラフを追加及び写真を更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※v	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①平成26年度アンケート調査 (県環境部)	白浜海岸		6
②平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	佐久島地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：1
③令和3年度アンケート調査 (県環境局)	白浜海岸		6～7
④令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	白浜海岸	5	6
⑤令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	白浜海岸	降雨前：3 降雨後：4	降雨前：6 降雨後：6
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も海岸漂着物が多い状態が続いている。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
西尾市が補助金等を活用して実施	西尾市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	地元町内会、島を美しくつくる会
体験学習の一環として実施	佐久島に体験学習で訪れる中学生等

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場や釣り場としてレクリエーションに利用されている。 また、佐久島は「にほんの里100選」に選ばれており、景観、自然、風土、文化を守りながら、それを活かしたアートによる島おこしを行っており、年間をとおして、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港としても利用されている。

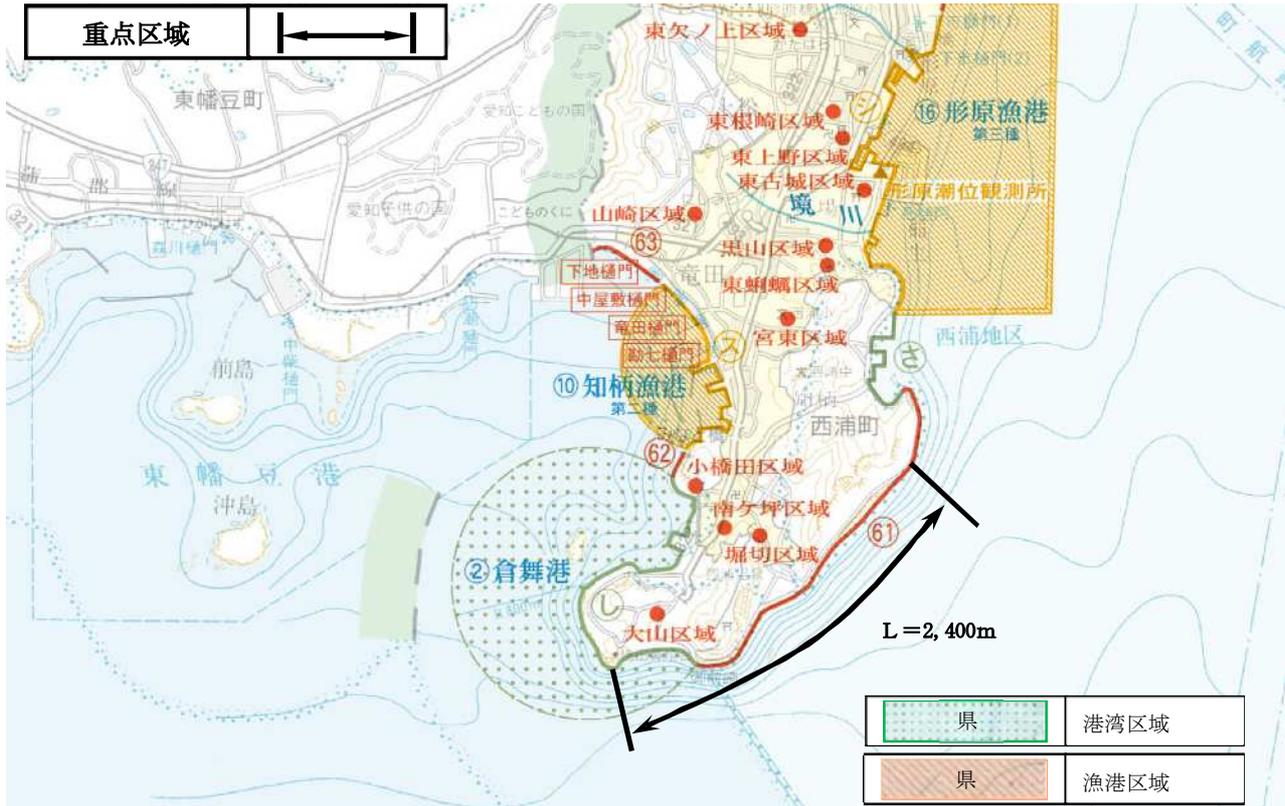
○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容

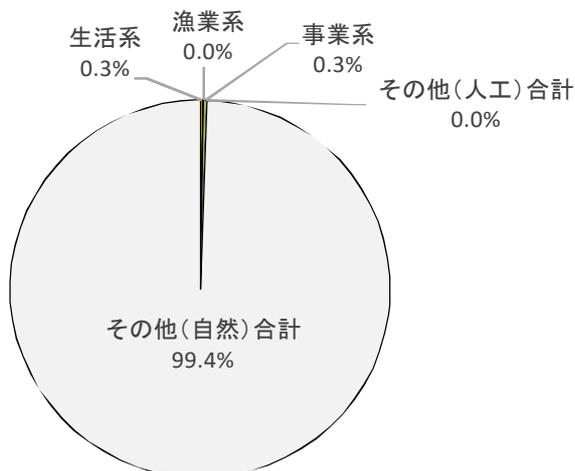
- ・赤字及び青字箇所を更新。

重点区域	6 西浦地区：蒲郡市
対象区域	西浦パームビーチ西側～スパ西浦モーターパーク東側
海岸管理者	県（港湾課）、蒲郡市



	県	港湾区域
	県	漁港区域

	海岸保全区域 (国土交通省水管理・国土保全局所管)
	海岸保全区域 (農水省所管)
	海岸保全区域 (国土交通省港湾局所管)



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合 (西浦地区)



写真：西浦パームビーチ（西浦海岸）
(蒲郡市観光協会ホームページより)

改定内容

- ・新規作成。西浦地区を6として並べ替え。以降番号をずらして掲載。

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	西浦地区全域	4	9
②令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	西浦地区全域	降雨前：3 降雨後：4	降雨前：9 降雨後：9
これまでの海岸漂着物状況	流木やプラスチック類など、漂着物が多い状況。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
蒲郡市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	住民・自治会等、市関連団体、企業、蒲郡市職員

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び西浦小学校鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場、マリンスポーツとしてレクリエーション利用がされている。また、温泉地に近接していることから観光地としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容

- ・新規作成。青字箇所を更新。

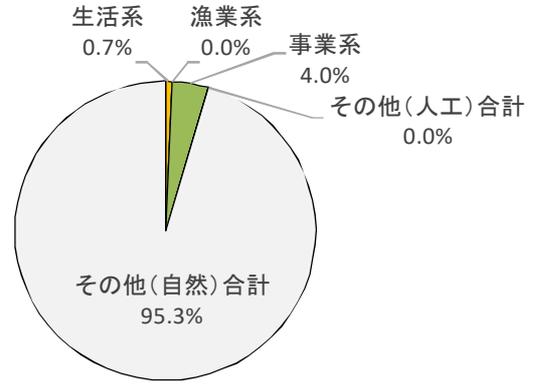
重点区域	7 形原地区：蒲郡市
対象区域	袋川河口～北浜公園南側
海岸管理者	県（河川課、港湾課）



写真：春日浦海岸
(蒲郡市観光協会ホームページより)



写真：大量に漂着した流木・灌木
(春日浦海岸)



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合
(春日浦海岸)

改定内容
・円グラフ及び写真(右)を更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査(国土交通省)	蒲郡海岸形原地区	T	
②平成22年度現地調査(県環境部)	蒲郡海岸形原地区	2	3
③平成26年度海岸漂着物量調査(県環境部)	形原地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：4 降雨後：3
④令和3年度海岸漂着物内容調査(県環境局)	春日浦海岸	3	7
⑤令和3年度海岸漂着物量調査(県環境局)	春日浦海岸	降雨前：3 降雨後：3	降雨前：7 降雨後：7
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に夏季に海岸漂着物が多く発生しやすい。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
蒲郡市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	住民・自治会等、市関連団体、企業、蒲郡市職員

○地域特性

自然的条件	県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場としてレクリエーション利用がされている。 また、近接して温泉地があり、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

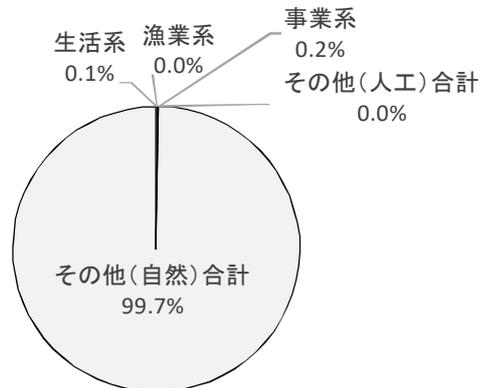
改定内容

- ・赤字及び青字箇所を更新。

重点区域	8 蒲郡地区：蒲郡市
対象区域	竹島園地～海陽ヨットハーバー西側
海岸管理者	県（河川課、港湾課）



写真：大量に発生したアオサの回収作業を行う様子（三谷海岸）



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合（竹島海岸）

改定内容

- ・ 円グラフ及び写真（右上）を更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	三河港海岸蒲郡地区	0	
	蒲郡海岸三谷地区	T	
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)	三河港海岸蒲郡地区		6
	蒲郡海岸三谷地区		6
③平成22年度現地調査 (県環境部)	三河港海岸蒲郡地区	T	T
	蒲郡海岸三谷地区	T	2
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	蒲郡地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：2
⑤令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	竹島海岸	T	8
⑥令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	竹島海岸	降雨前：2 降雨後：1	降雨前：8 降雨後：8
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に、夏季に海岸漂着物が多く発生しやすい。また、アオサに関しても海岸漂着物回収と混在し、課題となっている。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
蒲郡市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	住民・自治会等、市関連団体、企業、蒲郡市職員

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域であり、竹島は特別保護地区としても指定されている。 また、竹島には国の天然記念物として指定されている八百富神社社叢がある。
社会的条件	潮干狩り場としてレクリエーション利用がされている。 また、竹島、水族館、温泉地、マリーナに近接していることから観光地としても利用されているほか、蒲郡市無形民俗文化財に指定されている三谷祭も行われている。 なお、漁港としても利用されている。

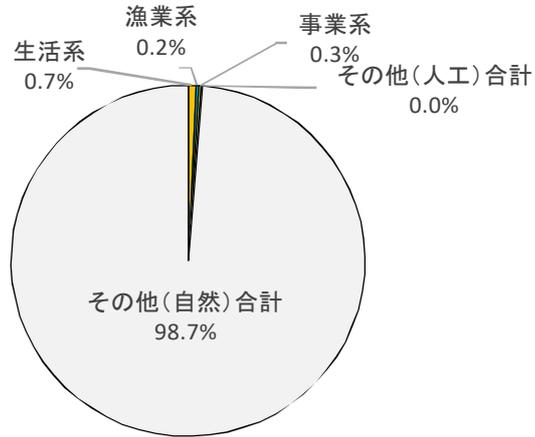
○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容

- ・赤字及び青字箇所を更新。

重点区域	9 大野・鬼崎地区：常滑市
対象区域	大野漁港～井口川河口付近
海岸管理者	県（河川課）、常滑市



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合 (鬼崎海岸)

改定内容
・円グラフを更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	常滑海岸西之口蒲池地区	2	
	鬼崎漁港海岸	3	
②平成26年度アンケート調査 (県環境部)	大野海岸		6
③平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	大野海岸	2	5
	鬼崎海岸	3	7
	多屋海岸	T	5
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	大野海岸	降雨前：2 降雨後：1	降雨前：6 降雨後：5
	鬼崎海岸	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：4 降雨後：4
⑤令和3年度アンケート調査 (県環境局)	大野海岸		3～5
	鬼崎海岸		3～5
⑥令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	鬼崎海岸	3	8
⑦令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	鬼崎海岸	降雨前：4 降雨後：4	降雨前：8 降雨後：8
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ごみが多い状態が続いている。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
常滑市が補助金等を活用して実施	常滑市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	アダプトプログラム登録団体

○地域特性

自然的条件	ハマヒルガオなどの海浜植物が咲き、アカウミガメの産卵が確認されている自然豊かな海岸である。 また、海岸に沿って、常滑市指定天然記念物「榎戸の防風林」が存在する。
社会的条件	海水浴場、マリンスポーツ場、釣り場としてレクリエーション利用がされている。 また、漁港として利用されている。

改定内容

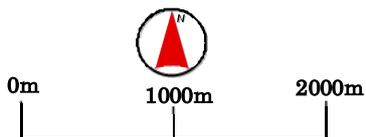
- ・赤字箇所を更新。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。
--

重点区域	10 りんくう地区：常滑市
対象区域	りんくうビーチ
海岸管理者	常滑市

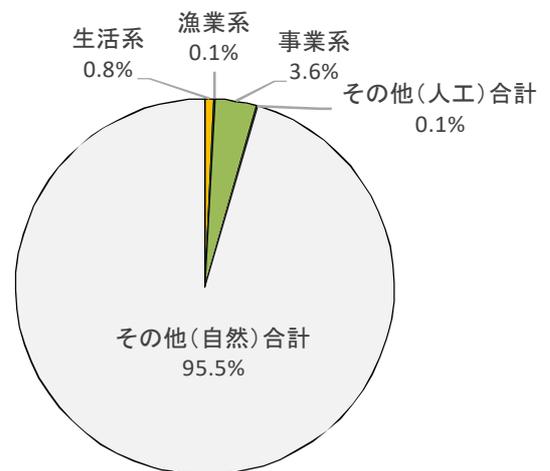


	海岸保全区域 (国土交通省水管理・国土保全局所管)
	海岸保全区域 (農水省所管)
	海岸保全区域 (国土交通省港湾局所管)

	県	市町村	港湾区域
	県	市町村	漁港区域



写真：アカウミガメ上陸の看板



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合 (りんくうビーチ)

改定内容

- ・円グラフを更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①平成26年度アンケート調査 (県環境部)	りんくうビーチ		6
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	りんくう地区	T	4
③平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	りんくう地区	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：3 降雨後：3
④令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	りんくうビーチ	1	5
⑤令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	りんくうビーチ	降雨前：T 降雨後：1	降雨前：4 降雨後：4
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も海岸漂着物が多い状態が続いている。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
常滑市が補助金等を活用して実施	常滑市
常滑市と住民ボランティア等民間団体との共同実施	アダプトプログラム登録団体、市

○地域特性

自然的条件	アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	海水浴場や釣り場としてレクリエーション利用がされている。 また、中部国際空港の飛行機の発着を間近で見ることができる。

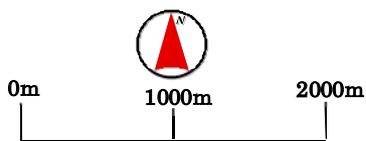
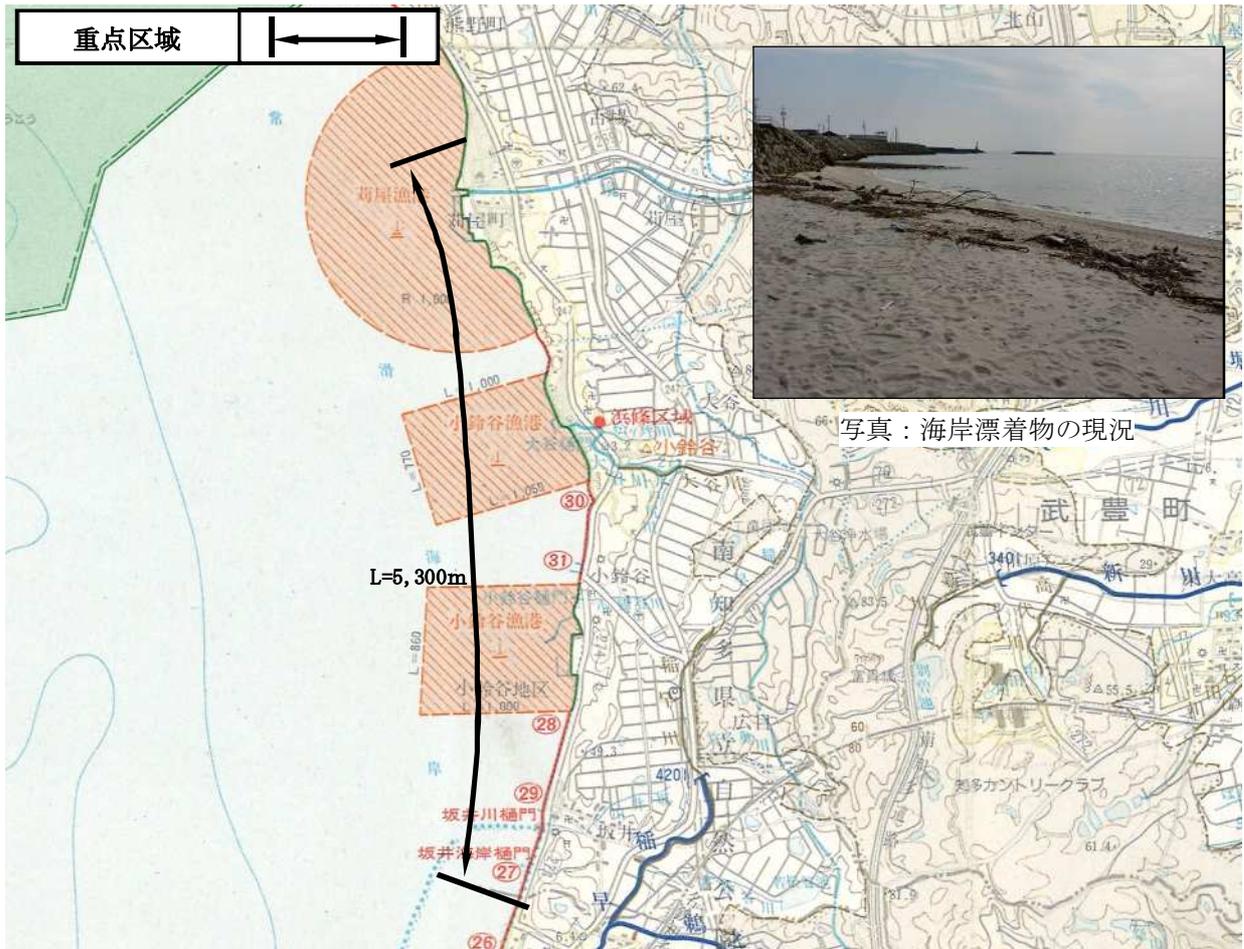
○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容

- ・赤字箇所を更新。

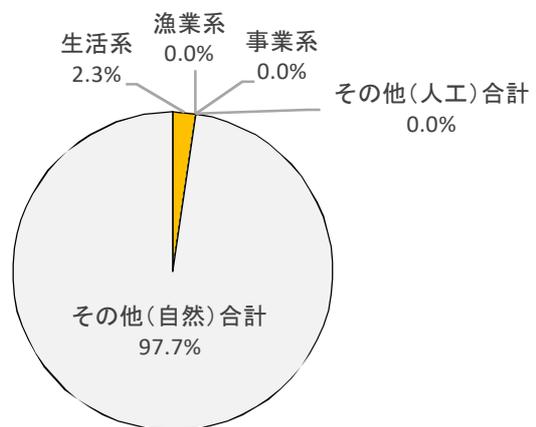
重点区域	11 常滑・小鈴谷地区：常滑市
対象区域	苅屋漁港～常滑市・美浜町境
海岸管理者	県（河川課）、常滑市



県	市町村	港湾区域	海岸保全区域 (国土交通省水管理・国土保全局所管)
県	市町村	漁港区域	海岸保全区域 (農水省所管)
			海岸保全区域 (国土交通省港湾局所管)



写真：潮干狩りの様子（坂井海岸）
（常滑市観光協会ホームページより）



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合
（坂井海岸）

改定内容

- ・円グラフを更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査（国土交通省）	苅屋漁港海岸	5	
	常滑海岸大谷地区	0	
	常滑海岸坂井地区	4	
②平成26年度海岸漂着物内容調査（県環境部）	常滑地区	2	7
	小鈴谷地区	2	6
③平成26年度海岸漂着物量調査（県環境部）	常滑地区	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：2 降雨後：2
	小鈴谷地区	降雨前：1 降雨後：1	降雨前：4 降雨後：4
④令和3年度海岸漂着物内容調査（県環境局）	坂井海岸	1	7
⑤令和3年度海岸漂着物量調査（県環境局）	坂井海岸	降雨前：1 降雨後：1	降雨前：7 降雨後：7
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ゴミが多い状態が続いている。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積（L）の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者（実施者）
常滑市が補助金等を活用して実施	常滑市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	アダプトプログラム登録団体

○地域特性

自然的条件	南知多県立自然公園に指定された地域である。 また、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	海水浴場、潮干狩り場、釣り場などとしてレクリエーション利用がされている。 また、漁港として利用されている。

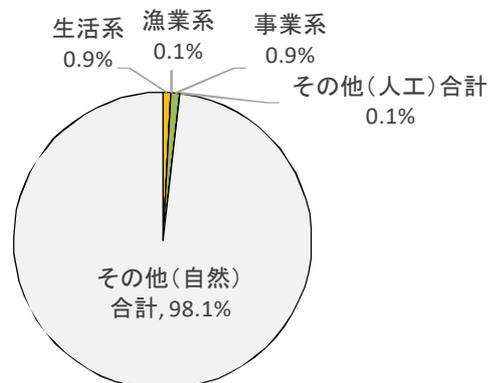
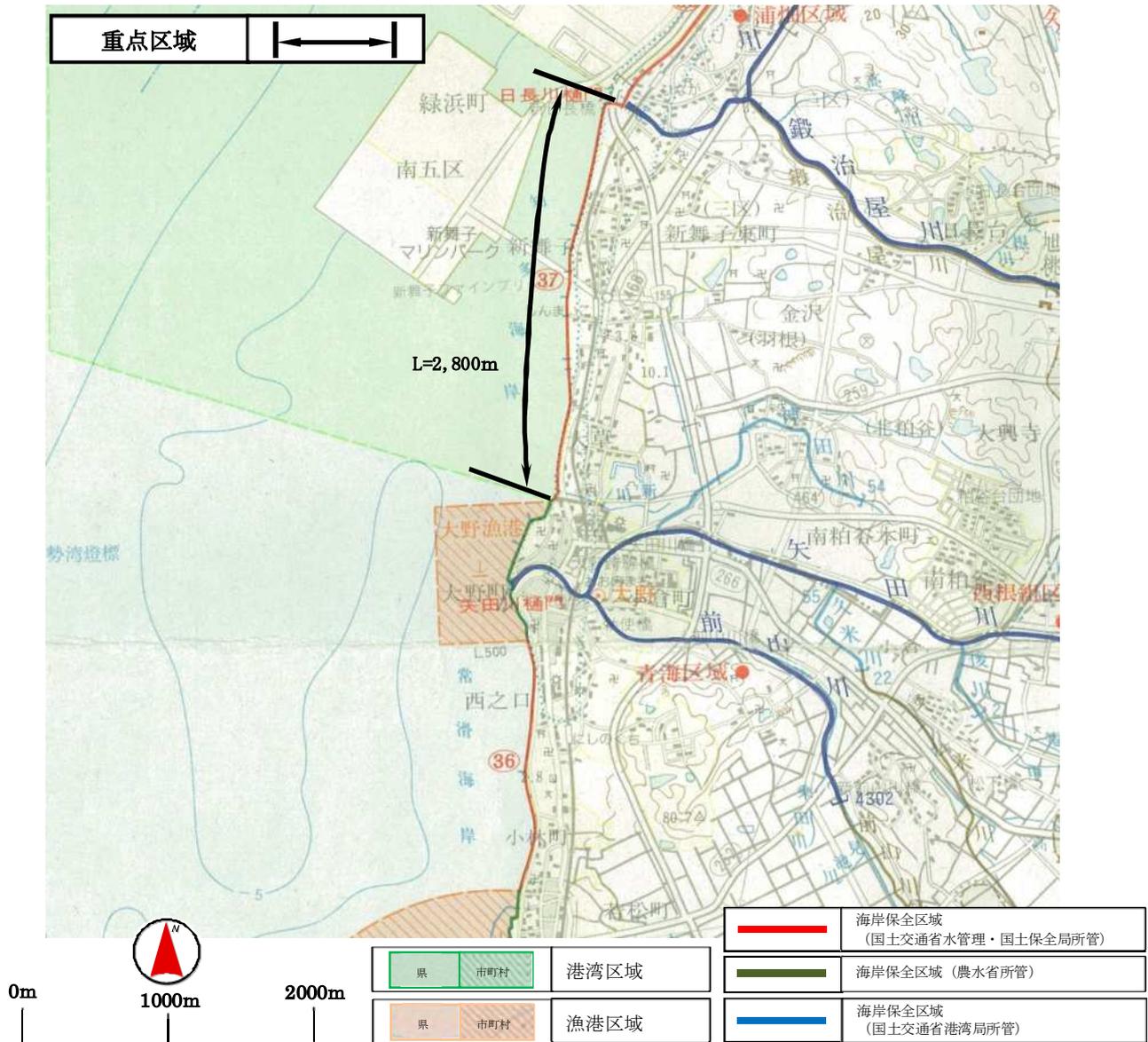
改定内容

- ・赤字及び青字箇所を更新。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域	1 2 新舞子地区：知多市
対象区域	日長川樋門～知多市・常滑市境
海岸管理者	県（河川課）



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合
(新舞子海岸)

改定内容

- ・円グラフを更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌 木を除く	流木・灌 木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査(国土交通省)	新舞子地区(1)	3	
	新舞子地区(2)	4	
②平成26年度海岸漂着物内容調査(県環境部)	新舞子地区	2	4
③令和3年度アンケート調査(県環境局)	新舞子海岸		3~5
③令和3年度海岸漂着物内容調査(県環境局)	新舞子海岸	3	8
④令和3年度海岸漂着物量調査(県環境局)	新舞子海岸	降雨前: 1 降雨後: 2	降雨前: 8 降雨後: 8
これまでの海岸漂着物状況	海岸清掃を行ったが、繰り返し漂着することで、現在も漂着ごみが多い状態が続いている。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
知多市が補助金を活用して実施	知多市

○地域特性

自然的条件	南知多県立自然公園に指定された地域である。
社会的条件	潮干狩り場、マリンスポーツ場としてレクリエーション利用がされている。また、花火大会が開催され、観光客が訪れている。

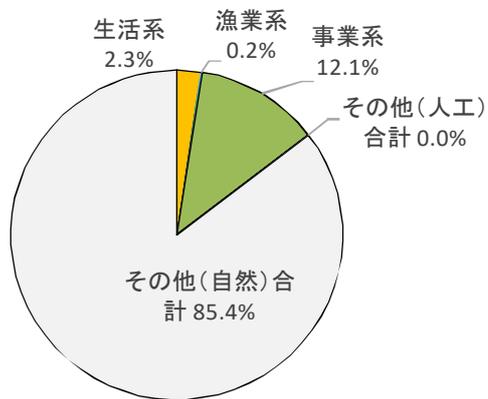
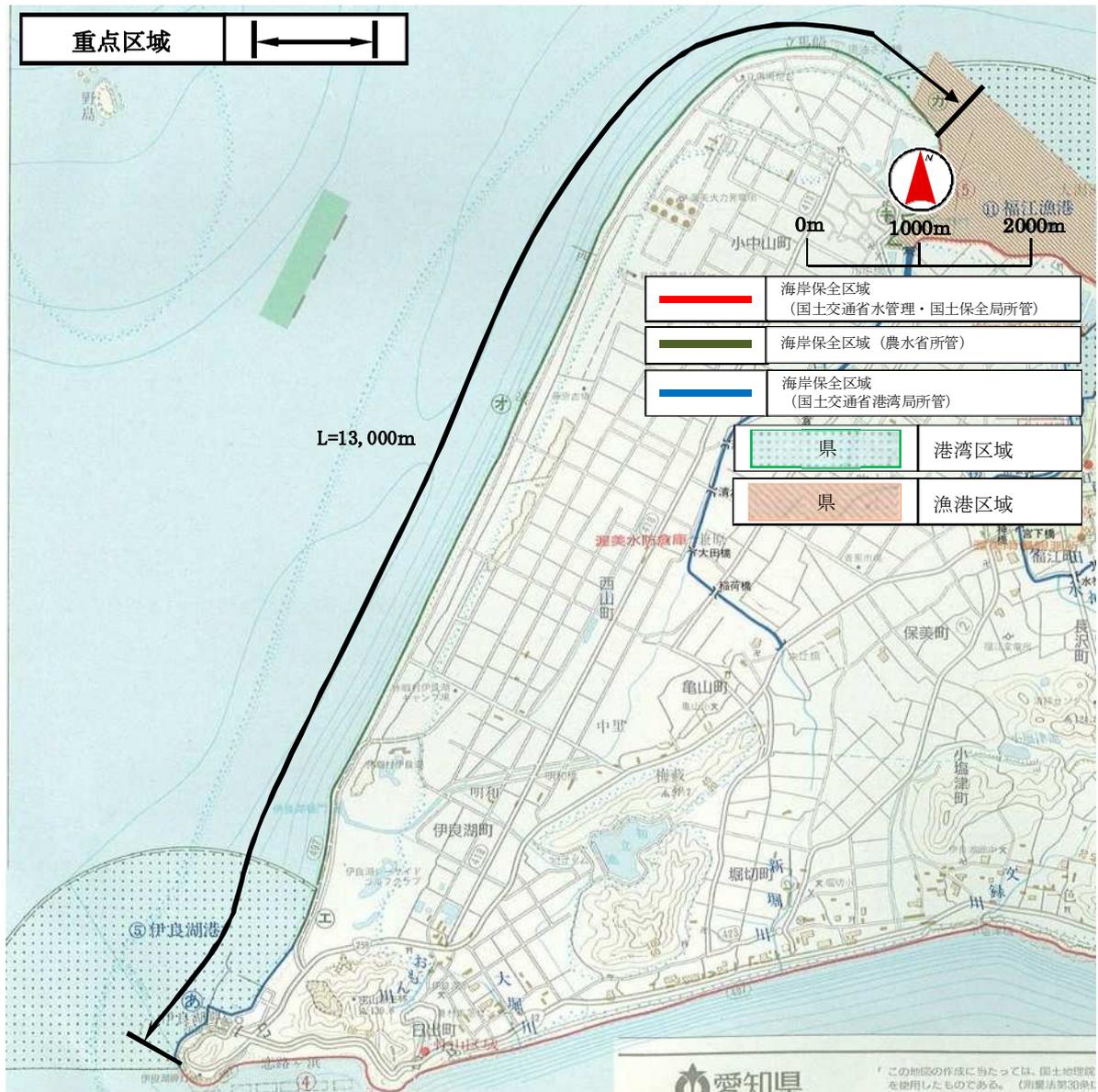
○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容

- ・赤字箇所を更新。

重点区域	1 3 渥美地区：田原市
対象区域	福江港～伊良湖港海岸
海岸管理者	県（農地計画課、港湾課）



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合
(伊良湖海岸)



写真：ココナッツビーチ伊良湖（伊良湖海岸）
(東三河県庁ホームページより)

改定内容

- ・円グラフ及び写真を更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査(国土交通省)	渥美海岸伊良湖地区	5	
②平成22年度現地調査(県環境部)	渥美海岸伊良湖地区	2	3
③平成26年度海岸漂着物内容調査(県環境部)	福江港海岸立馬崎地区海岸	1	5
④平成26年度海岸漂着物量調査(県環境部)	渥美地区全域	降雨前：1 降雨後：1	降雨前：5 降雨後：5
⑤令和3年度海岸漂着物内容調査(県環境局)	伊良湖海岸	1	5
⑥令和3年度海岸漂着物量調査(県環境局)	伊良湖海岸	降雨前：3 降雨後：2	降雨前：5 降雨後：5
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木等が漂着する。		

※ P 2 の表 2 - 1 参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10m のコドラート調査の結果からごみのかさ容積 (L) の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者 (実施者)
田原市が補助金等を活用して実施	田原市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	亀の子隊

○地域特性

自然的条件	伊良湖岬等の自然の景勝地が多く、三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場、釣り場としてレクリエーション利用がされている。 また、伊良湖港は、三重県とのターミナル港となっており、海上交通の要所となっている。 なお、漁港としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

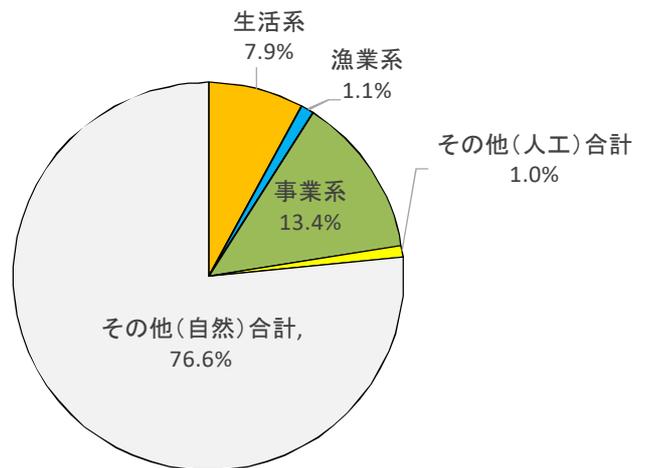
改定内容

- ・赤字及び青字箇所を更新。

重点区域	14 宇津江地区：田原市
対象区域	宇津江漁港全域
海岸管理者	田原市



写真：自然観察会の様子



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合 (宇津江海岸)

改定内容

- ・円グラフ及び背景地図を更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	渥美海岸宇津江・江比間地区	6	
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (田原市)	宇津江地区	6	6
③令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	宇津江地区	6	8
④令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	宇津江地区	降雨前：4 降雨後：5	降雨前：8 降雨後：8
これまでの海岸漂着物状況	大雨、台風等異常気象時後に流木・灌木を中心に大量のごみが漂着している。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
田原市による単独実施	田原市
田原市、愛知県及び住民ボランティア等民間団体との共同実施	田原市、ボランティア等

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び渥美半島県立自然公園に指定された地域である。
社会的条件	海浜生物の環境学習の場として活用されている。 また、漁港として利用されている。

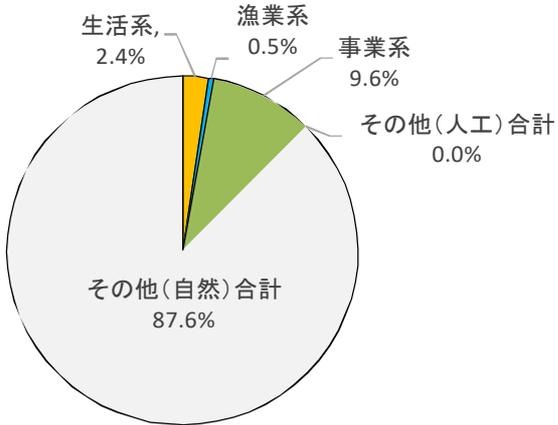
○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容

- ・赤字箇所を更新。

重点区域	15 仁崎・白谷地区：田原市
対象区域	白谷海水浴場北端～仁崎海水浴場南端
海岸管理者	県（河川課）



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合
(白谷海岸)



写真：白谷海水浴場/白谷海浜公園（白谷海岸）
(東三河県庁ホームページより)

改定内容

- ・円グラフ及び写真を更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査(国土交通省)	田原海岸仁崎・白谷地区	6	
②平成21年度アンケート調査(県環境部)	白谷海岸		8
③平成22年度現地調査(県環境部)	仁崎海岸	3	6
	白谷海岸	3	6
④平成26年度海岸漂着物量調査(県環境部)	仁崎・白谷地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：2 降雨後：2
⑤令和3年度アンケート調査(県環境局)	仁崎海岸		6～7
	白谷海岸		6～7
⑥令和3年度海岸漂着物内容調査(県環境局)	白谷海岸	4	7
⑦令和3年度海岸漂着物量調査(県環境局)	白谷海岸	降雨前：4 降雨後：5	降雨前：7 降雨後：7
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着し、夏季に海岸漂着物が多く発生		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
田原市が補助金等を活用して実施	田原市
住民ボランティア等民間団体による単独実施	渥美半島の里海を美しくする会

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び渥美半島県立自然公園に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場としてレクリエーション利用がされている。 仁崎海岸にはキャンプ場が、白谷海岸には陸上競技場など運動施設が併設されており、利用が盛んである。 また、8月に白谷海水浴場で開催される龍宮まつりには、多くの観光客が訪れている。

改定内容

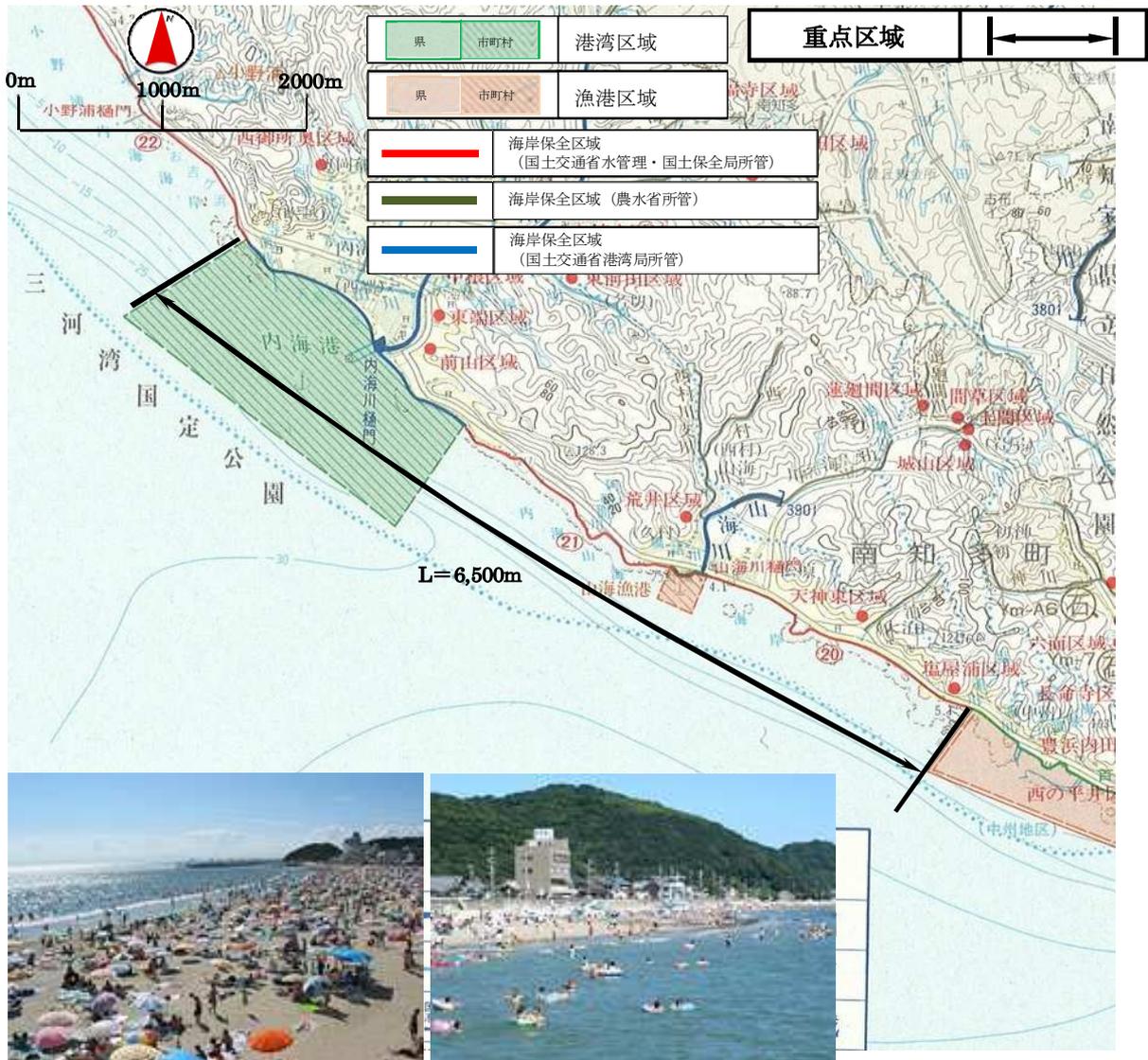
- ・赤字箇所を更新。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

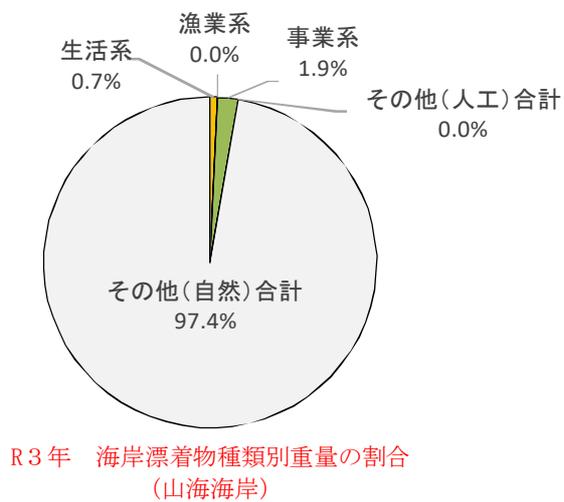
重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域	16 内海・山海地区：南知多町
対象区域	内海港北側～豊浜漁港北側
海岸管理者	県（河川課）、南知多町



写真（左）：内海海水浴場、写真（右）：山海海水浴場
 （南知多町観光協会ホームページより）



改定内容

- ・円グラフ及び写真を更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査(国土交通省)	南知多海岸山海豊浜地区	2	
②平成18年度アンケート調査(県環境部)	内海港海岸		8
	山海海岸		8
③平成22年度現地調査(県環境部)	内海港海岸	1	3
	山海海岸	1	3
④平成26年度アンケート調査(県環境部)	内海港海岸		8
	山海海岸		8
⑤平成26年度海岸漂着物量調査(県環境部)	内海・山海地区全域	降雨前：1 降雨後：T	降雨前：4 降雨後：4
⑥令和3年度アンケート調査(県環境局)	内海・山海海岸		8以上
⑦令和3年度海岸漂着物内容調査(県環境局)	山海海岸	2	8
⑧令和3年度海岸漂着物量調査(県環境局)	山海海岸	降雨前：2 降雨後：3	降雨前：7 降雨後：7
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着し、夏季及び冬季に海岸漂着物の発生がみられる。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
南知多町による単独実施	南知多町
南知多町が補助金を活用して実施	
南知多町と住民ボランティア等民間団体による共同実施	南知多町、各地域の地元区、老人会、地元小中学校、南知多町観光協会内海支部・山海支部、豊浜漁業協同組合
住民ボランティア等民間団体による単独実施	各地域の地元区、老人会、地元小中学校、南知多町観光協会内海支部・山海支部、豊浜漁業協同組合

改定内容

- ・赤字箇所を更新。

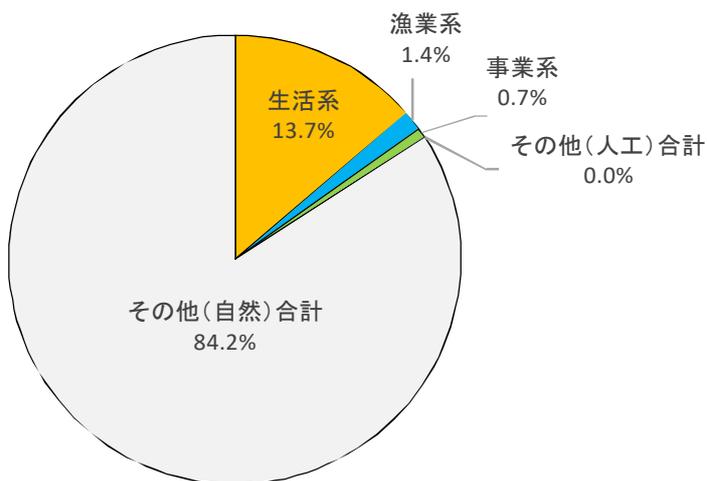
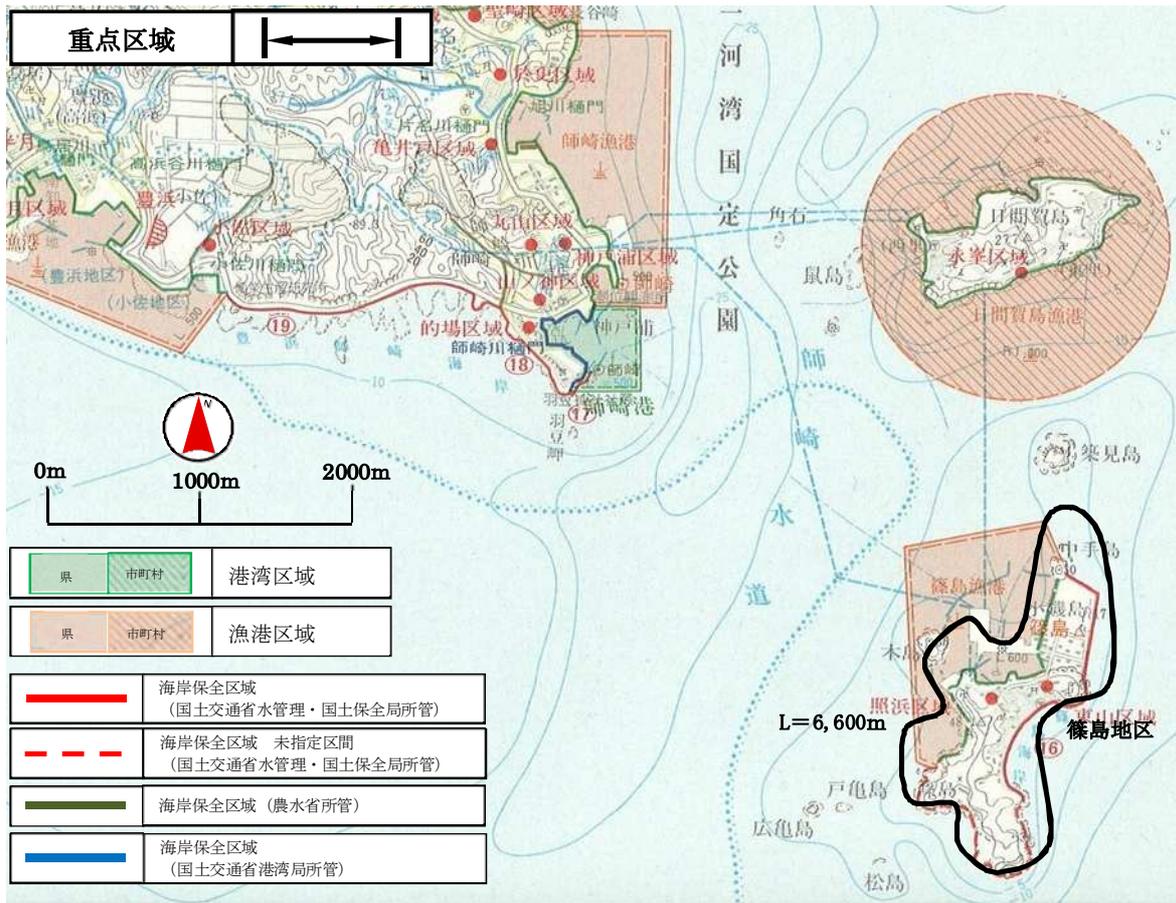
○地域特性

自然的条件	<p>三河湾国定公園及び南知多県立自然公園に指定された地域である。 また、海水浴場として有名な内海海岸の「千鳥が浜」は日本の渚百選にも選ばれている。 また、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。</p>
社会的条件	<p>海水浴場としてレクリエーション利用がされている。 近郊には温泉地があり、また、8月には内海海水浴場で花火大会が開催され、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港として利用されている。</p>

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

<p>重点区域の海岸漂着物対策推進の目標</p>
<p>上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。</p>

重点区域	17 篠島地区：南知多町
対象区域	篠島内海岸全域
海岸管理者	県（河川課、港湾課）



写真：篠島海水浴場（篠島サンサンビーチ）
（南知多町観光協会ホームページより）

R3年 海岸漂着物種類別重量の割合
（篠島海岸）

改定内容

- ・円グラフ及び写真を更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①平成22年度現地調査 (県環境部)	篠島海岸	T	1
②平成26年度アンケート調査 (県環境部)	篠島海岸		8
③平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	篠島地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：1
④令和3年度アンケート調査 (県環境局)	篠島海岸		8以上
⑤令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	篠島海岸	T	1
⑥令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	篠島海岸	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：T 降雨後：1
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に、夏季に海岸漂着物が発生しやすい。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
南知多町による単独実施	南知多町
南知多町が補助金を活用して実施	
南知多町と住民ボランティア等民間団体による共同実施	南知多町、地元区、老人会、地元小中学校、南知多町観光協会篠島支部、篠島漁業協同組合
住民ボランティア等民間団体による単独実施	地元区、老人会、地元小中学校、南知多町観光協会篠島支部、篠島漁業協同組合

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場や釣り場としてレクリエーション利用がされている。 また、花火大会も開催され、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港として利用されている。

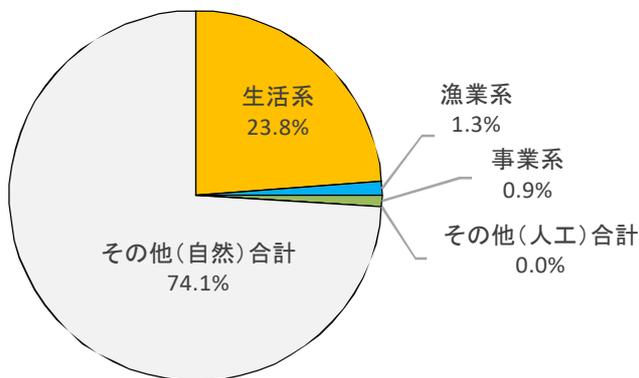
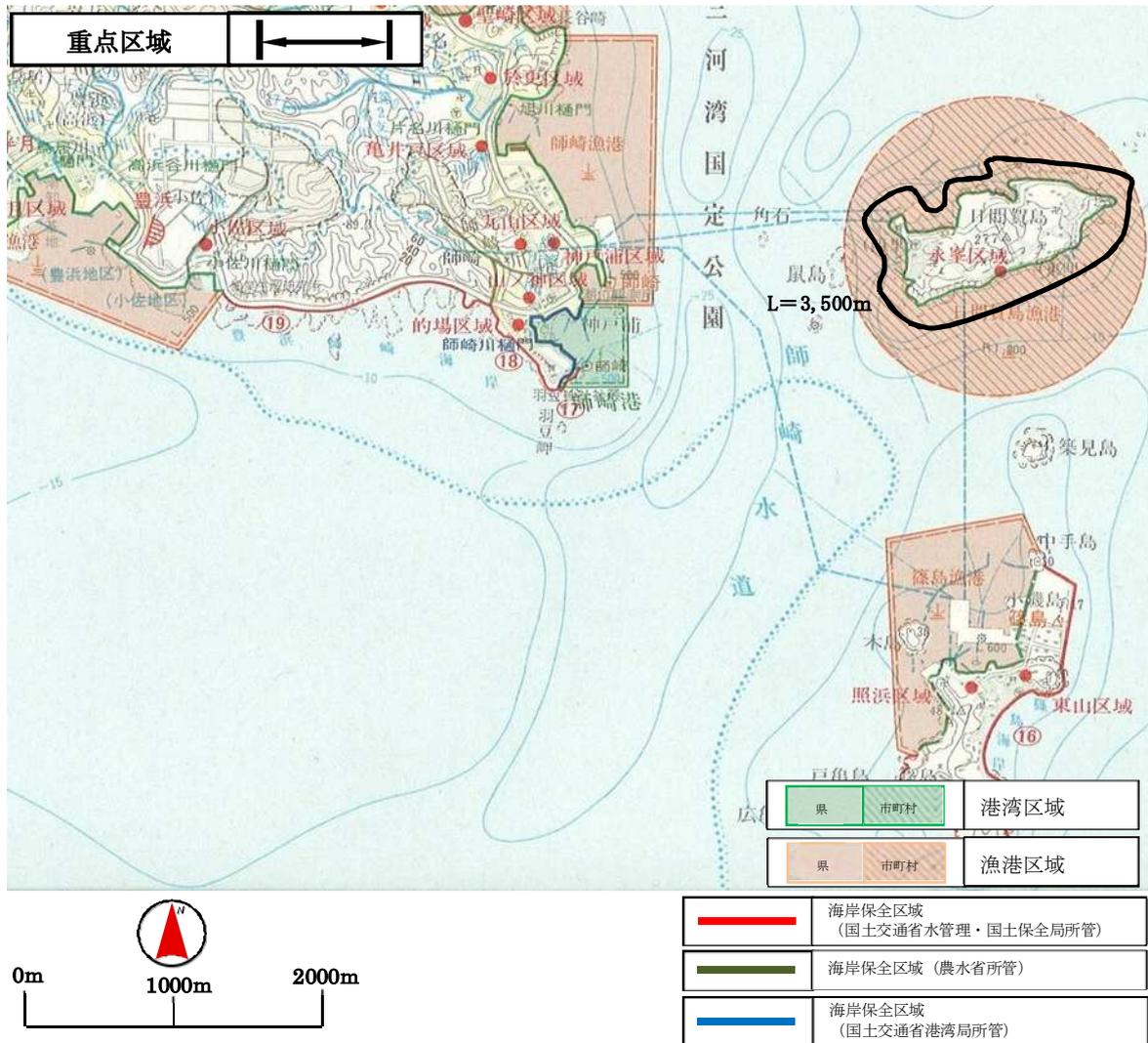
改定内容

- ・赤字箇所を更新。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域	18	日間賀島地区：南知多町
対象区域	日間賀島内海岸全域	
海岸管理者	南知多町	



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合
(日間賀島海岸)



写真：日間賀島西浜海水浴場 (サンセットビーチ)
(南知多町観光協会ホームページより)

改定内容

- ・円グラフ及び写真を更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①平成22年度現地調査 (県環境部)	日間賀島海岸	T	2
②平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	日間賀島地区全域	降雨前：0 降雨後：0	降雨前：T 降雨後：T
③令和3年度アンケート調査 (県環境局)	日間賀島海岸		6～7
④令和3年度海岸漂着物内容調査 (県環境局)	日間賀島海岸	1	4
⑤令和3年度海岸漂着物量調査 (県環境局)	日間賀島海岸	降雨前：T 降雨後：1	降雨前：T 降雨後：3
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に、夏季に海岸漂着物が発生しやすい。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
南知多町による単独実施	南知多町
南知多町が補助金を活用して実施	
南知多町と住民ボランティア等民間団体による共同実施	南知多町、地元区、地元小中学校、南知多町観光協会日間賀島支部、日間賀島漁業協同組合
住民ボランティア等民間団体による単独実施	地元区、地元小中学校、南知多町観光協会日間賀島支部、日間賀島漁業協同組合

○地域特性

自然的条件	三河湾国定公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場や釣り場などとしてレクリエーション利用がされている。 また、花火大会も開催され、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港としても利用されている。

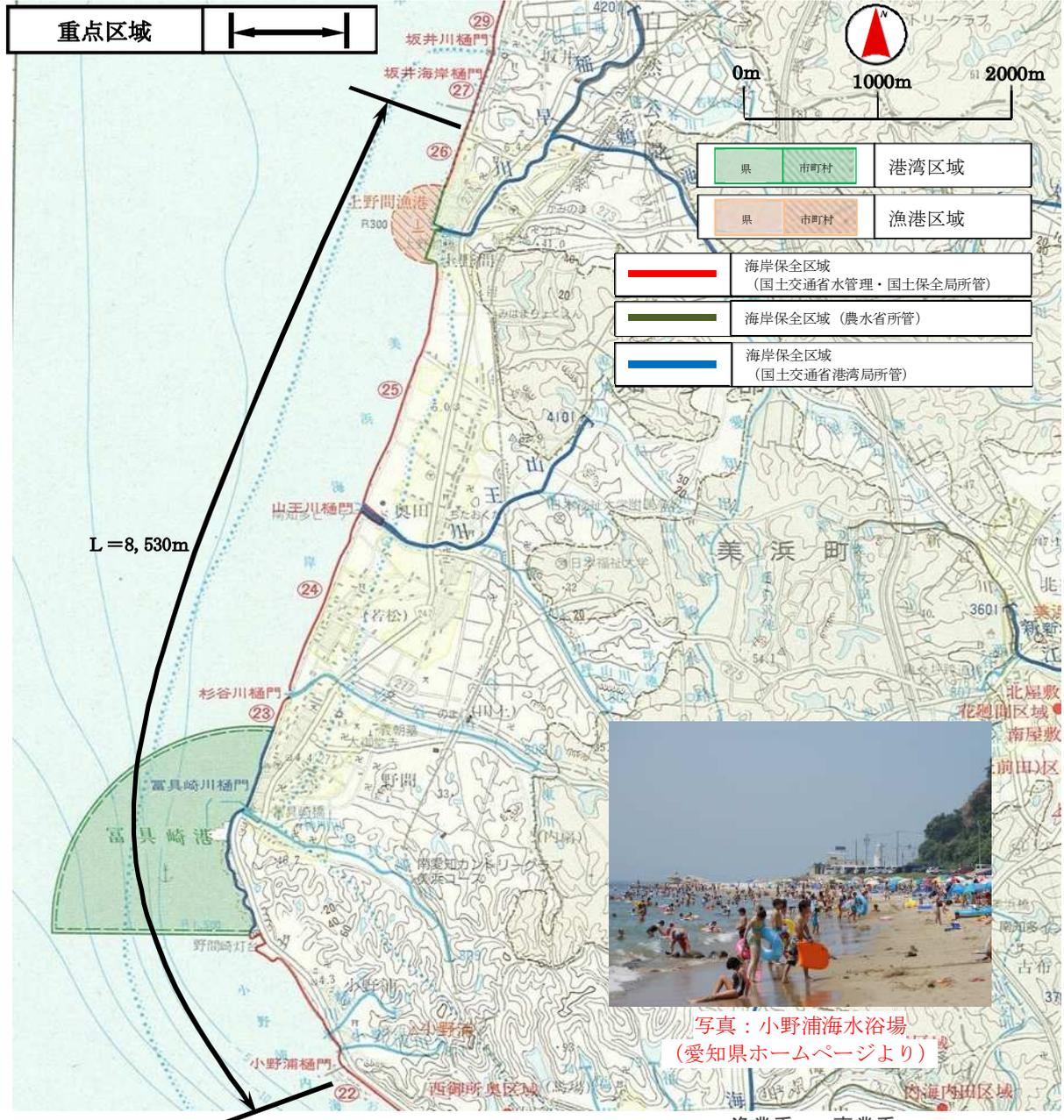
改定内容

- ・赤字箇所を更新。

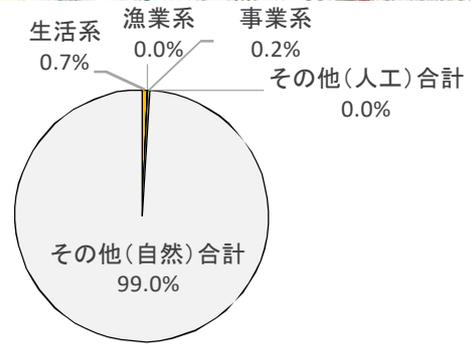
○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域	19 美浜地区：美浜町
対象区域	常滑市・美浜町境～美浜町・南知多町境
海岸管理者	県（河川課、港湾課）、美浜町



写真：夏場に清掃活動をする子供たちの様子
灌木・流木に混じって生活ごみも見られる



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合
(西部海岸)

改定内容 ・ 円グラフ及び写真(右)を更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査(国土交通省)	美浜海岸小野浦内海地区	0	
	富具崎港海岸	1	
	美浜海岸野間奥田地区	2	
②平成21年度アンケート調査(県環境部)	西部海岸(上野間地区)		3
③平成22年度現地調査(県環境部)	西部海岸(上野間地区)	2	5
④平成26年度海岸漂着物量調査(県環境部)	美浜地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：4 降雨後：4
⑤令和3年度海岸漂着物内容調査(県環境局)	西部海岸(野間奥田地区)	1	7
⑥令和3年度海岸漂着物量調査(県環境局)	西部海岸(野間奥田地区)	降雨前：1 降雨後：1	降雨前：7 降雨後：7
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着し、夏季及び冬季も海岸漂着物の発生がみられる。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
美浜町が補助金を活用して実施	美浜町
美浜町、愛知県及び住民ボランティア等民間団体との共同実施	美浜町、野間漁業協同組合、美浜町商工会、美浜町観光協会、美浜クリーンパートナー
住民ボランティア等民間団体による単独実施	野間漁業協同組合、美浜町商工会、美浜町観光協会、美浜クリーンパートナー

○地域特性

自然的条件	三河湾国立公園及び南知多県立自然公園に指定された地域である。 また、海岸景観として野間灯台も貴重な要素となっている。 なお、アカウミガメの産卵も確認されている海岸である。
社会的条件	海水浴場としてレクリエーション利用がされている。 また、遊園地と水族館を併設したレジャー施設には多くの観光客が訪れている。 なお、漁港としても利用されている。

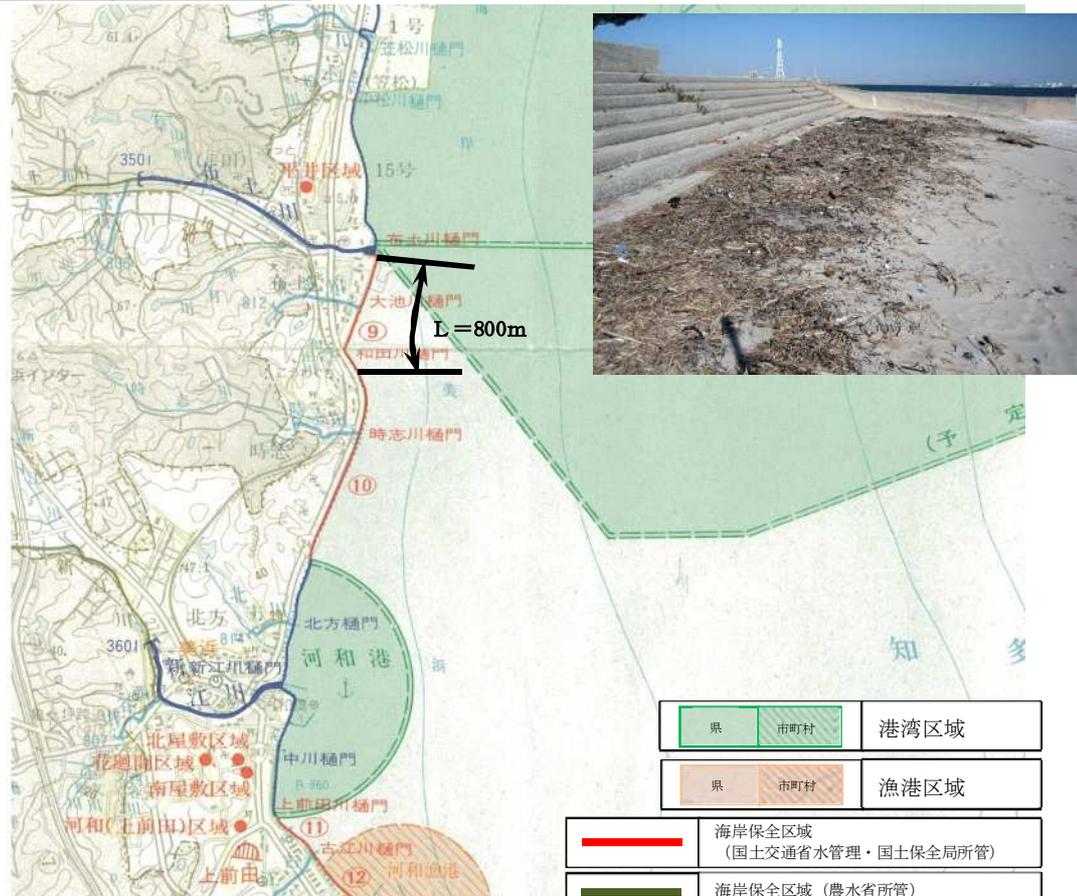
改定内容

- ・赤字箇所を更新。

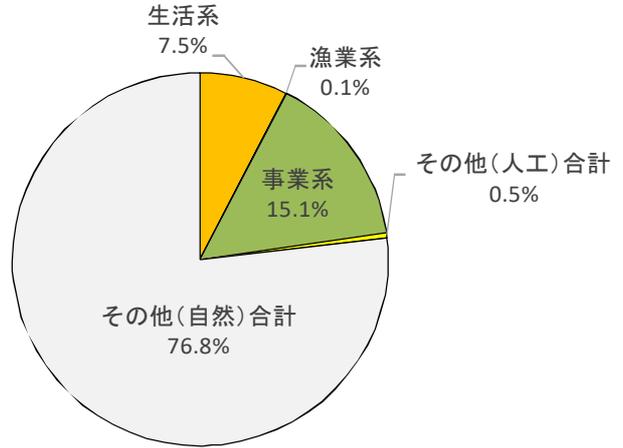
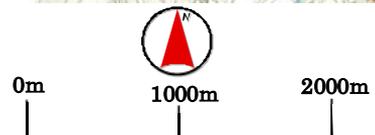
○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

重点区域	20 布土地区：美浜町
対象区域	布土川河口～布土海水浴場南端
海岸管理者	県（河川課）



県	市町村	港湾区域
県	市町村	漁港区域
	海岸保全区域 (国土交通省水管理・国土保全局所管)	
	海岸保全区域 (農水省所管)	
	海岸保全区域 (国土交通省港湾局所管)	



R3年 海岸漂着物種類別重量の割合 (布土海岸)

改定内容
 ・円グラフを更新

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク※	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査(国土交通省)	布土地区	0	
②平成26年度海岸漂着物内容調査(県環境部)	布土地区	T	4
③令和3年度海岸漂着物内容調査(県環境局)	布土海岸	6	8
④令和3年度海岸漂着物量調査(県環境局)	布土海岸	降雨前：5 降雨後：6	降雨前：7 降雨後：8
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着し、夏季及び冬季も海岸漂着物の発生がみられる。		

※ P2の表2-1参照

※ 海岸漂着物内容調査のごみ量ランクは、10m×10mのコドラート調査の結果からごみのかさ容積(L)の結果を用いてランク分けした。

○海岸清掃活動の実施状況

実施形態	参加者(実施者)
美浜町が補助金を活用して実施	美浜町
美浜町、愛知県及び住民ボランティア等民間団体との共同実施	美浜町、美浜町漁業協同組合、美浜クリーンパートナー
住民ボランティア等民間団体による単独実施	美浜町漁業協同組合、美浜クリーンパートナー

○地域特性

自然的条件	南知多県立自然公園に指定された地域である。 また、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	潮干狩り場としてレクリエーション利用がされている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容

- ・赤字箇所を更新。

2 海岸漂着物対策の内容

各地域において、それぞれの特性（自然的条件や社会的条件）等を考慮しながら、国、県、海岸管理者等、市町村、県民、民間団体等、事業者等の多様な主体が、これまで実施してきた清掃活動等の海岸漂着物対策を継続するとともに、今後、一層の充実を図るものとする。

(1) 重点区域における主な施策

○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策に際しては、国、県、海岸管理者等、市町村、県民、民間団体等、事業者等の多様な主体が適切な役割分担のもとで、それぞれの立場から積極的な取組を担っていくとともに、各主体間での情報共有等の連携体制の確保に努めていく。

・民間団体等との連携確保と積極的な参画の促進

海岸漂着物対策は、重点区域だけの課題ではなく、広範囲にわたる県民の協力が必要であり、海岸漂着物対策に対する県民の意識高揚が重要である。海岸漂着物の問題やボランティア活動の情報提供により、県民や民間団体との連携等を図りながら、県民や民間団体等の積極的な参画を促進させる。

・民間団体間のネットワークや豊富な知識の効果的な活用

民間団体等は、各地域における自らの活動で培った豊富な知見と幅広い民間団体間でのネットワークを有している。関係機関と民間団体等の相互連携を図ることで、こうした知見等を有効に活用していくよう努める。

○海岸漂着物の円滑な処理

海岸漂着物が海岸に集積することにより、海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、海岸の環境保全に加え、海岸漂着物の海域への流出防止による海洋環境の保全にもつながることから、海岸漂着物の円滑な処理を推進する。

・地域の実情に応じた役割分担と円滑な処理の実施

地域の実情に応じた海岸漂着物の回収・処分に関する役割分担を検討し、海岸環境の保全に支障がないように、海岸漂着物の適切で円滑な処理の実施に努める。

改定内容

- ・青字箇所を更新。（役割分担の記載に合わせて修正）

(2) 海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策

海岸漂着物の多くは陸域にあるごみ等や自然物が、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着することや、海岸利用者によるごみ散乱・不法投棄に起因すると考えられる。

このため、海岸漂着物の問題を解決するためには、重点区域のみならず、県内各地の共通の課題であるという認識に立って、効果的な発生抑制に努めていくことが重要である。

さらに、近年、海洋に流出する廃プラスチック類やマイクロプラスチック（微細なプラスチック類）が生態系に及ぼす影響が懸念され、世界規模の問題となっていることから、プラスチックごみの削減の取組を推進する必要がある。

・ 3R プラス 1 の推進によるごみの排出抑制

海岸漂着物の発生抑制を図るため、3R プラス1（リデュース、リユース、リサイクル+リデュース）の推進により日常生活に伴って発生するごみの排出抑制に努める。

このため、「愛知県廃棄物処理計画」において定めた「ごみの総排出量」や「一人一日当たりの家庭系ごみ排出量」の数値目標を達成するための施策を推進する。

また、プラスチックごみの削減に向けては、県内の消費者団体や事業者団体、市町村等で構成されるごみゼロ社会推進あいち県民会議として2020年1月に「あいちプラスチックごみゼロ宣言」を発表しており、消費者、事業者のプラスチックごみ削減に向けた意識や行動変容を促す施策を講じる。さらに、2022年4月には、プラスチックの製造から廃棄物の処理までのライフサイクル全般での”3R+Renewable”の促進のための措置を講じた「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されており、同法の趣旨を踏まえ、ワンウェイプラスチックの使用の抑制等の取組を促進する。

・ ポイ捨て・不法投棄の防止

海岸漂着物は、生活系ごみを始め身近なごみのポイ捨てに起因するものも多いことから、発生抑制を図るためには県民一人ひとりのモラルの向上を図る必要がある。このため、「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」に基づく、ごみ散乱防止の啓発事業を行なう。

また、陸域や海域における不法投棄の未然防止を図る。

・ 環境学習及び普及啓発に関する施策

海岸漂着物の主な発生原因の一つとして陸域のごみが川を通じて海に流れ込むことがあげられることから、海岸漂着物の発生抑制を図るためには、沿岸部のみならず内陸部を含めて県民一人ひとりが、海岸はかけがえのない共有の財産であることの認識に立ち、海岸漂着物対策についての理解を深める必要がある。

このため、環境学習を通じて海岸漂着物に関する課題の普及・啓発を目的として、環境学習プログラム（海岸版・室内版）を内陸部を含む様々な地域で実施・推進するとともに、海岸漂着物対策や清掃活動情報等をホームページ等の広報媒体や普及・啓発イベントの場を活用し、情報提供を行う。

・ 漂流ごみ及び海底ごみの回収・処理の推進

海岸漂着物は、海から海岸に漂着するものであるため、船舶の航行障害の除去や漁場環境へ

の影響の有無に関わらず、海域に漂流する流木やごみ等（以下「漂流ごみ」という。）や海底に堆積又は散乱するごみ等（以下「海底ごみ」という。）の回収対策を講ずることは、海岸漂着物の発生抑制及び海洋環境の保全に資するものである。

このため、漂流ごみを発見した際の関係機関、漁業関係者との連絡体制・情報共有体制の構築等により、漂流ごみ及び海底ごみの効率的な回収・処理を推進する。

・マイクロプラスチック対策の推進

海域においてマイクロプラスチックが海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困難であることも考慮し、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量などの施策を推進する。

また、マイクロプラスチックについては、国が、効率的な把握手法の開発を進め、海域、河川や湖沼等の公共の水域における分布実態、生態系等への影響の把握に係る調査研究を推進し、得られた最新の科学的知見等を勘案し、発生抑制のための施策の在り方を検討することとしている。このような国の動向等を踏まえ、今後必要な施策を検討する。

・海岸漂着物の発生状況等の調査

県は、伊勢湾、三河湾、遠州灘に面する各海岸において、定期的に漂着ごみ組成調査を実施し、プラスチックの組成（容器包装、製品、海域由来の漁具等）を含む海岸漂着物の性状、発生の状況や原因、経年的な量の推移等を把握するための調査を行う。

改定内容

- ・プラスチックごみ削減の必要性及び取組の記載を追加。
- ・「漂流ごみ」、「海底ごみ」の文言整理。
- ・「マイクロプラスチック対策の推進」「海岸漂着物の発生状況等の調査」の追加

あいちプラスチックごみゼロ宣言

海洋プラスチックごみ問題の解決には、ごみとなりやすいプラスチック製品を減らすこと、そして発生したプラスチックごみは適正に処理し、海や山など環境中に排出しないことが求められており、本県では、海洋プラスチックごみの排出抑制に向けた様々な取組を行っている。

○内容

以下の3つの柱のもと、具体的な21の取組を提示・推奨する。

【3つの柱】

- ・「捨てない」ポイ捨ての防止
- ・「減らそう」3Rプラス1（リデュース、リユース、リサイクル＋リフューズ）の徹底
- ・「変（替）えよう」プラスチック代替製品の提供や利用



The poster features a blue and white color scheme with illustrations of a dolphin and a turtle. The title is 'あいちプラスチックごみゼロ宣言' (Aichi Plastic Waste Zero Declaration) with a subtitle '~捨てない・減らそう・変(替)えよう! アクションプラごみゼロ!~'. The main text explains the problem of plastic waste in Aichi Prefecture, particularly in the Ise Bay and Sagami Bay areas, and lists three pillars: 'Don't throw away' (preventing litter), 'Reduce' (3R+1), and 'Change/Replace' (plastic alternatives). It is dated 2020年1月25日 and signed by Governor Takahiro Yamamoto. At the bottom, it includes the 2020 Sustainable Development Goals logo and a list of participating organizations.

改定内容

- ・ 本文を追加

第5章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

海岸漂着物対策の実施にあたっては、国、県、海岸管理者等、市町村、県民、民間団体等及び事業者等の多様な主体が、適切な役割分担を下に、進めていく必要があるとともに、それぞれの主体の立場から積極的に対策に取り組んでいき、相互に情報共有しながら、連携・協力していくことが重要である。

1 関係者の役割分担

関係者の役割分担に関して整理した。なお、() は、海岸漂着物処理推進法の関係する条文を示している。

●国（政府）の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、実施する。(9条)
- 基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める。(13条)
- 地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進に努める。(21条の2)
- 海岸漂着物等の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に発生の状況及び原因に関する調査を実施する。(22条)
- 海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図る。(27条)
- 海岸漂着物対策を効果的に推進するために、海岸漂着物等の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努める。(28条)
- 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じる。(29条)

●県の役割

- 愛知県海岸漂着物対策推進協議会（以下「県推進協議会」という。）を運営し、地域計画の策定・変更等に関する協議、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を実施する。(14、15条)
- 海岸漂着物処理推進法に規定する「海岸漂着物対策活動推進員等」の制度に関して制度の有効的な活用に関して適宜検討し、海岸漂着物対策の推進を図る。(16条)
- 海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の円滑な処理が推進されるよう、技術的な助言等に努める。(17条)
- 地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進に努める。(21条の2)
- 海岸漂着物等の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に発生の状況及び原因に関する調査を実施する。(22条)
- 海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図る。(27条)

改定内容

・法改正に伴い追加・修正

●海岸管理者等の役割

- 管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の処理のため必要な措置を講じる。（17条）
- ・地域の実情を踏まえ、海岸漂着物の回収や処分に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努める。

●市町村の役割

- 海岸周辺の特성에応じた施策を実施する。（10条）
- 海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等へ協力する。（17条）
- ・関係者間の合意に基づき、海岸管理者等と連携して、海岸漂着物の回収を行うことや、回収された海岸漂着物を市町村等の廃棄物処理施設に受け入れ処分する。
- 海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）が存在することに起因して、住民の生活や経済活動に支障が生じている場合は、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等（漂流ごみ等を除く）の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。（18条）
- 地域住民の生活又は経済活動に支障を及ぼす漂流ごみ等の円滑な処理の推進に努める。（21条の2）
- 民間団体との緊密な連携を確保し、活動支援に努める。（25条）

●県民の役割

- 海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国、県や市町村が行う海岸漂着物対策に協力するよう努める。（11条）
- 所持する物の適正な管理・処分や、占有・管理する土地の適正な維持管理等により海岸漂着物等の発生抑制に努める。（11条）

●民間団体等の役割

- 県や市町村等と連携し、団体自ら主体となって、清掃活動等を実施する。
- 県や市町村が実施する普及啓発・環境学習等への取り組みに積極的に参加する。

●事業者の役割

- 事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めるとともに、国、県や市町村が行う海岸漂着物対策に協力するよう努める。（11条）
- マイクロプラスチックの海域への流出が抑制されるよう、通常の用法に従った使用の後に河川等又は海域に排出される製品へのマイクロプラスチックの使用の抑制に努めるとともに、廃プラスチック類の排出が抑制されるよう努める。（11条の2）
- ・洗い流しのスクラブ製品に含まれるマイクロビーズの削減や、プラスチック原料・製品の製造・流通工程はじめサプライチェーン全体を通じてペレット等の飛散・流出防止に努める。
- 所持する物の適正な管理等や、占有・管理する土地の適正な維持管理等により海岸漂着物等の

発生抑制に努める。(11条)

- ・ イベントの開催や露天の営業等、一時的に行われる事業活動に伴うものも含めたごみ等の流出または飛散の防止や、漁具等の海域で使用される資材について、厳しい海況等に起因する非意図的な流出が可能な限り発生しないよう、資材の点検等、日頃からの流出防止対策にも取り組む。

改定内容

- ・ 法に基づく、県民及び事業者の役割を追加。

2 相互協力体制の確立

国、県、海岸管理者等、市町村、**県民**、民間団体等及び**事業者等**の様々な主体が、それぞれの取組を尊重し合い、適切な役割分担及び相互協力の関係を築いていくことが重要である。

このため、県推進協議会において適切な情報提供や意見交換を行い、相互協力体制の確立を行う。

図5-1は、こうした相互協力体制を概念図に示したものである。

また、海岸漂着物は河川等を経て海に流れ込み、県境を越えて移動するため、**東海三県一市（岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市）**で組織する**伊勢湾総合対策推進協議会 海岸漂着物対策検討会**において、広域的な連携・協力による効率的な発生抑制対策等を検討し、伊勢湾流域圏における効果的な海岸漂着物対策を推進することとしている。

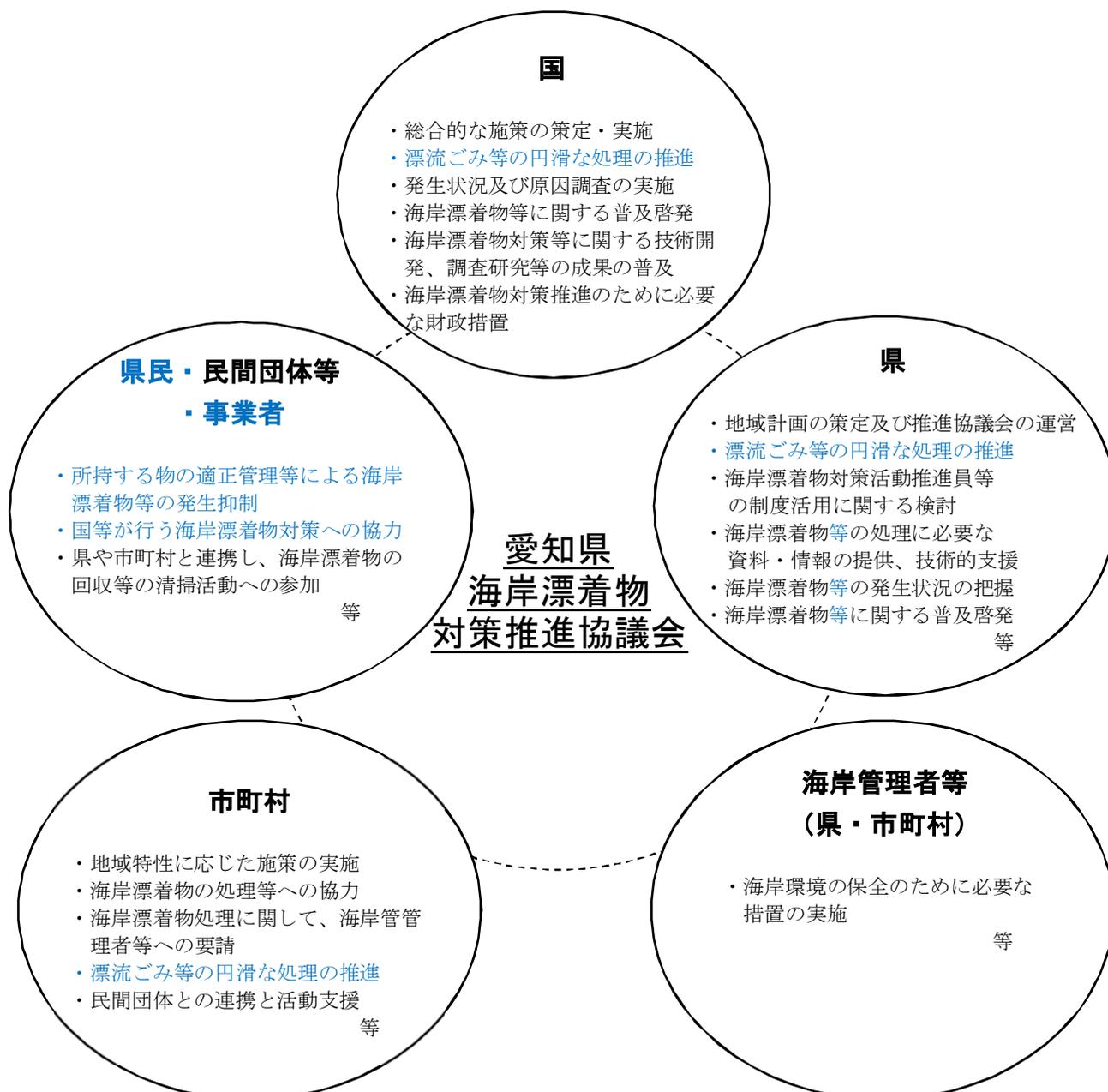


図5-1 関係者の役割と相互協力概念図

改定内容

- ・「1 関係者の役割分担」の修正に合わせて本文及び図を修正。
- ・広域連携に関する本文を修正

第6章 対策の実施に当たり配慮すべき事項及び その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

○ モニタリングの実施

県及び市町村は、地域の海岸漂着物の実態を把握するため、必要に応じ、海岸漂着物の回収状況等のモニタリングを実施するものとする。

○ 災害時等の緊急時における対応

県、海岸管理者及び市町村は、災害などで大量に海岸漂着物が発生した場合や危険物が漂着した場合は、緊密に連携しながら、迅速に対応していく。

○ 地域計画推進に当たって

地域計画策定後、計画の推進を図るため、県推進協議会において海岸漂着物対策の実績状況の把握を行う。

また、海岸漂着物の漂着状況等の結果及び海岸・周辺地域の状況の変化に応じて、適宜地域計画の変更（見直し）を行う。